

平成 23 年度～26 年度実施

自己点検・評価報告書

—大学基準協会大学評価報告書—

第六卷

2014（平成 26）年 10 月 1 日

中央学院大学

第六期自己点検・評価実施委員会

自己点検・評価報告書（第六巻）の刊行にあたって

2011年10月に設置された第6期自己点検・評価実施委員会では、委員会での点検・評価の他に5つの部会を設け、それぞれの検討課題について個別の検討を行ってきた。その結果を基に本報告書を纏めるとともに、2014年1月に大学基準協会に対し大学評価の申請を行った。これは、2007年に同協会に対し大学評価の申請を行い、2008年3月に「大学基準協会の大学基準に適合している」との認証を受けて以来、2度目の申請となる。今回の大学評価においては、大学における「内部質保証システム」の構築がなされているか、すなわち大学が自ら必要な改善・改革を促し、大学の質の維持・向上が図られているかが主眼とされており、第三者評価以前の大学主体の自己点検・評価が実質的に機能しているかが問われる内容となっている。こうした状況の中で、本学においても2011年4月に大学評価・研究支援室を設置し、自己点検・評価機能のいっそうの強化を図っている。

本学は2016年に大学創立50周年を迎える。本学建学の精神である「公正な社会観・倫理観の涵養」は、約半世紀にわたり脈々と受け継がれ、今日においても教育理念の基軸となっている。本学では、専門的な知識の修得だけでなく、国際性を身につけた、人間的に優れた人材の育成を掲げ、実践してきた。その集大成として、「現代教養学部」の設置に向け準備を進めている。こうした大学としての大きな節目に本報告書を刊行し、本学の実情を広く社会に公表することにより、今後も教育・研究のさらなる発展を目指し、次の時代に向かって努力を続けていく所存である。

最後に、大学評価の申請にあたり大学基準協会の関係者の方々から貴重な助言及びご指導を賜ったことに感謝申し上げますとともに、本報告書の作成に携わった自己点検・評価実施委員会の委員をはじめ、関係者に深甚なる謝意を表す。

2014年10月

中央学院大学学長 佐藤英明

序章

1. 本学の自己点検・評価の基本方針と経緯

本学では、1996年7月に本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」を制定・施行し、規程に基づき、自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）を発足させ、制度的な自己点検・評価活動を開始した。規程では、3年半ごとに定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成すること、評価結果を公表すること、評価結果に基づく改善状況の検証を行うことなどが定められている。この規程に基づき、1996年7月から1997年8月まで第1期の自己点検・評価が行われ、「第1期自己点検・評価報告書」が提出された。

第2期の自己点検・評価は、1997年9月から2001年8月まで行われ、第3期の自己点検・評価は、2001年11月から2004年7月まで行われ、それぞれ「第2期自己点検・評価報告書」「第3期自己点検・評価報告書」が提出された。2004年11月から2007年11月に行われた第4期の自己点検・評価においては、大学基準協会による認証評価を申請（2007年度）し、2007年度末に「適合」の認定を受けた。その際、勧告はなかったが、13項目の助言を受けた。この助言を真摯に受け止め、改善に取り組んだ結果を、2011年7月に「改善報告書」として大学基準協会に提出した。同協会は、2012年3月に「改善報告書検討結果」を本学に通知し、「提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との概評を与えた。

本学では、2007年11月に発行した「第4期自己点検・評価報告書（大学基準協会大学評価報告書）」をホームページに公開し、広く自己点検の状況を外部に示した。第5期の自己点検・評価は、2008年4月から2011年9月まで行われ、2011年7月に「第5期自己点検・評価報告書」が提出された。この間、2011年4月には大学事務局に「大学評価・研究支援室」が新設され、評価業務の一層の強化のための整備を図った。2011年10月には、第6期の自己点検・評価が始まり、教育研究水準の向上のための取り組みを行っている。

2. 本学の自己点検・評価の体制

本学では、大学自らがその理念・目的に基づき、PDCAサイクルを機能させながら、大学の質の維持・向上を実現するため、商学部長及び法学部長を始めとして、図書館長、アクティブ・センター長、社会システム研究所長、大学事務局長などを自己点検・評価実施委員会の委員に加えている。この結果、検討課題が直ちに政策に反映できる体制が整った。また、学部及び研究科の教員、事務局の部長から委員を選出し、全学的な体制を整えると同時に、点検・評価のための情報が的確に伝わるような機能も整えている。委員会の下には、第1部会（商学部における①理念・目的②教育研究組織③教員・教員組織④教育内容・方法・成果⑤教育研究等環境）、第2部会（法学部における①から⑤）、第3部会（大学院商学研究科における①から⑤）、第4部会（図書館、社会連携・社会貢献）第5部会（学生の受け入れ、学生支援、管理運営・財務、内部質保証）があり、それぞれの検討課題についての検討を行っている。委員会は、年3回以上行われ、その他、

部会ごとの会議が適宜、行われている。

本学は、こうした自己点検・評価体制のもとで、真摯に点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るとともに、内部質保証を維持するための努力を行っている。

3. 前回の認証評価を受けての改善措置

本学では、2008年3月に大学基準協会より「適合」の認定を受けた。同時に、以下の13項目に及ぶ助言を受けた。

①最大履修単位が多い。②授業アンケートの公表が不十分である。③法学部のシラバスが科目によって精粗が見られる。④国際交流の活性化が望まれる。⑤学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制が不十分である。⑥商学部の入学定員に対する入学者比率が高い。⑦就職活動戦略の組み立てなどが不十分である。⑧大学院の学生に対する経済援助の方策を早急に検討する必要がある。⑨ハラスメント防止関連で積極的に活動することが望まれる。⑩研究活動が不活発な教員がいる。⑪科研費などの外部資金獲得に向けての取り組みを強化することが望まれる。⑫施設のバリアフリーが不十分である。⑬主要財務比率（消費支出比率、自己資金構成比率、流動比率）の改善に向けた取り組みが必要である。

以上の点につき全学委員会や教授会等で改善に取り組んだ結果、以下のような状況に改善された。

①最大履修単位については、2011年度より商学部2単位、法学部4～6単位減少した。②授業アンケートについては、学部報及びホームページに公開した。③シラバスについては、2010年度から統一的な書き方の徹底を図った。特に、記載内容については、シラバスの意義と役割の周知をはかるとともに、「授業目的」「授業計画」「成績評価方法」「テキスト・参考書」に加えて、「評価基準」「準備学習等」などを明記するよう改善した。④国際交流の活性化については、韓国の京畿大学、中国の長春工業大学との交流を始めた。また、国際交流の推進のため、2009年に国際交流センターを立ち上げ、専任の課長を置いた他、中国の大学から専任の職員を受け入れ、留学生への対応の充実などを行った。⑤2010年度から、客観的な検証を行うため、日本能率協会と契約し、外部専門家による募集対策全般の見直しなどの作業を行った。また、2011年度からは、入試委員の増員を行い、体制の強化を図った。⑥商学部の入学者比率（2002年度～2006年度）1.25は、（2007年度～2011年度）1.22に改善された。⑦就職関連では、初年次からのキャリア支援事業の強化を行った。また、2010年度からは、商学部教員によるキャリア・アドバイザー制度を導入した。さらに、2011年度からは、法学部教員及び職員も含めた全学的な取り組みとして実施している。⑧大学院の学生に対する経済援助については、TA制度による経済的支援の他、2011年度に、学友会からの資金を基に支給や貸与の奨学金を新設した。⑨ハラスメント防止関連では、学生等に配付する「キャンパスガイド」などで広報活動を強化する一方、2011年9月に、セクシャル・ハラスメントに関する教職員を対象とした研修会を実施した。また、学生が相談しやすい窓口として、学生相談室の中に専任の女性カウンセラーを配置した。⑩研究活動の促進については、学内における研究発表会の開催や、本学教員と国内外の研究機関の研究者たちとの共同によるプロジェク

ト研究などが行われている。また、「日中企業管理シンポジウム及び経営行動研究学会」「和漢比較文学会」「日本消費経済学会」など本学における学会開催を推進している。⑪外部資金獲得のため、2009年度に個人研究費に係る規程の見直しを行い、科研費を申請した教員に対し個人研究費の増額申請を認めるなどの措置を行った。こうした奨励措置の結果、科研費の採択状況は、2008年1件52万円、2009年3件350万円、2010年6件613万円と順調な伸びを示した。⑫施設のバリアフリーについては、優先順位を決め、計画的な予算措置を図りながら順次、改善を行っている。具体的には、それまで階段のみであった体育館の入口にスロープを設置し、駐車場に身障者用の駐車スペースを4台分、新たに設けた。⑬2008年12月に、財政の安定化に向けて、財務担当常務理事などをメンバーとした第1次財政安定化協議会を設置した。また、支出の抑制を行った結果、主要財務比率の改善が見られた。

以上の改善に取り組んだ結果を、2011年7月に「改善報告書」として大学基準協会に提出した。同協会は、2012年3月に「改善報告書検討結果」を本学に通知し、「提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との概評を与えた。ただし、商学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限が、再履修を含め1年次で55単位、2～4年次で56単位と依然高い。また、法学部においても、2年次で58単位、3年次で57単位、4年次で59単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、一層の改善が望まれる、とのコメントが付与された。

2012年4月以降の改善状況については、以下のとおりである。まず、授業アンケートについては、これまで集計結果だけを公表していたが、2012年度分から教員個人の結果についても公表されることとなった。また、入学者比率については大幅に改善され、商学部1.18倍（2009年度～2013年度）、法学部1.11倍（2009年度～2013年度）となっている。

ハラスメント防止については、2013年に「学校法人中央学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、取り組みの一層の強化を図った。さらに、財政の安定化に向けては、平成24年4月に、第2次財政安定化協議会が発足し、新たな取り組みが始まっている。

本章

1. 理念・目的

①現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

中央学院大学の建学の精神は「公正な社会観・倫理観の涵養」である。この建学の精神は、創始者の一人、高楠順次郎が人格完成に必要な人間教育を考える上での信念であった。建学の精神に基づく中央学院大学の教育理念は、「公正な社会観と倫理観の涵養を目指し、徹底した少数教育を通じて実力と創造力を備えた有能な社会人の育成」である。この教育理念は、単なる知識の伝達ではなく、人間を基調とした全人格の形成を求めるものである。すなわち、専門知識だけに偏った人間を育成するのではなく、人間としての総合力を培う教育を目指す理念である(資料 1—1)。

現在において、中央学院大学の教育理念が意味するものは次のことである。すなわち、中央学院大学は、学生にやればできるという自信を与える教育を施すことを目指している。中央学院大学には、優秀な学生は数多くいるが、いわゆるエリート教育を施す大学ではない。むしろ、良いものを持ちながら、偏差値教育に馴染めず、高校時代まで力が発揮できなかった学生を、大学で自信を与え、社会に送り出すことを目指している。つまり、高校までコンプレックスに悩み、あまり達成感を味わったことのない学生に、目標を見つける機会を与え、やればできるという自信を与えることを目指す大学、個性を有しながら原石を磨ききれない学生に光るチャンスを与える大学である。このような学生は、磨き上げると素晴らしい光を放つようになる。これこそ、教育関係者の冥利に尽きる瞬間である。中央学院大学では、一人一人の学生が大切にされ、教員は何にも増して、学生指導に熱心にあたることをモットーとしている。そして、学生指導には教員のみならず職員も積極的に取り組み、きめ細かな指導を行っている。

また、中央学院大学が目指すのは、全国区の大学ではなく地域貢献型の大学である。中央学院大学は、わが国では比較的早期に地域住民にキャンパスを開放し、地域と一体となった諸活動を展開している。そして教育理念の実現のために、商学や法学のプロフェッションのための基礎教育の充実、マスプロ教育でない少数教育主義を採用し、教職員全てがこれを責務としてその務めを果たしてきた。本学の学則第 1 条にある産学協同思想の根幹にあるものは、実学をめざして発展してきた母体「中央商業」の実践的教育である。商学にしても法学にしても、極めて実践性が要求されるプラクティカルな面を有している。中央学院大学では、実践的な教育を通して、有能な社会人を育成するために、一貫したゼミナール教育を基軸にして、個々の学生に合わせた少数教育を行っている。

〈商学部〉

商学部の教育理念は以下のとおりである。

- I. 少人数によるプロフェッショナル教育の推進
- II. 公正な社会観・倫理観の涵養をめざすリベラル教育の充実

Ⅲ. 国際化、情報化、個性化教育の実現のために、教育目標を明確にした個性ある 7 コースの充実

商学部の教育目的は、商学部の理念を実践することによって、実力と創造力をそなえた有能な学生を社会に送り出すことである(資料1—2 第1条、資料1—3、資料1—4 P10)。

〈法学部〉

法学部は、「人権感覚の育成と共生意識の確立」を教育理念とする。これは、以下の 2 つの視点を踏まえたものである。

I. 建学の精神との整合性

中央学院大学の建学の精神は、「公正な社会観・倫理観の涵養」である。「公正」とは、「公平で邪曲のないこと」を意味する。そして、「公平」であるためには、社会における、あらゆる利害対立の場面で、各々の利害関係人固有の人権ないし利益を尊重すると同時に、それらの対立を単なる敵対としてではなく、敵対を乗り越え共存共栄をはかるための過程として前向きに把握する姿勢が必要となる。

II. 現代社会に求められる法学部教育のあり方

いまや我が国では、少子高齢化への対応、内なる国際化への適応、自然と人類との共存、事前規制・調整型から事後監視・救済型社会への転換など、社会全体の構造改革を推し進めざるを得ない状況がいたるところで出現している。このような社会を賢く生き抜き、かつ社会に貢献することのできる人材を社会に供給するためには、専門教育・人間教育を含めた法学部教育全体の中で、基本的人権を尊重することの本当の意味を理解し、自己決定・自己責任を全うすることのできる自律の精神に富み、かつ(人類とそれ以外を含めた意味での)他者を尊重し、これと共生することのできる人材の養成に努めなければならない(資料1—2 第1条、資料1—5、資料1—6 P33)。

〈商学研究科〉

商学研究科では、建学の精神に則り、時代のニーズに応じ、一市民としての責任と義務を自覚し、かつ、自らの個性や特性を最大限に伸ばしながら 21 世紀型の新しい産業を創出しうる人材を育成することを目指している。

20 世紀の商学の特徴は、大量生産、大量消費、大量廃棄の拡大型物資優先の産業構造を前提に、利益最優先という企業側の論理に立脚した業態研究や流通研究が中心にあった。しかし、21 世紀は地球環境問題を踏まえ消費者側の論理が尊重され、教育上からも倫理や法の遵守という企業関係者のコンプライアンス(法令遵守)やコーポレート・ガバナンス(企業統治)を学ぶことが必要となってきた。

また、グローバル以上にローカルの視点が強く求められている。本学は長年、アクティブセンター(生涯学習センター)の活動や、我孫子市商工観光事業審議会への参加や手賀沼学会の運営を通じて地域社会に貢献してきた。その結果、我孫子市を中心に、地域振興に不可欠な商学研究機関として本研究科の設置が望まれてきた。

このような商学をめぐる社会環境とその変化の中で、それらの社会の要求に対応できる会計、経営の専門職業人の養成が各方面から求められている。本研究科では、このような「商学」変革時代の要請を受けて専門職業人等の養成を行うことを目的としている

(資料 1—7 第 1 条、資料 1—8)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

入学式における学長式辞及び配付資料、新任教員を対象としたスタートアップ・セミナーなどを通し、大学構成員に周知されている。また、入試ガイド（資料 1—9）ホームページ等を通して社会に公表されている。

〈商学部〉

新任教員を対象としたスタートアップ・セミナー、新入生を対象としたプライムセミナー、学生要覧、商学部長年次報告書などを通し、学部構成員に周知されている。また、ホームページ等を通して社会に公表されている他、AO 入試の募集要項（資料 1-10）などにも記載されている。

〈法学部〉

新任教員を対象としたスタートアップ・セミナー、新入生を対象としたプライムセミナー、学生要覧などを通し、学部構成員に周知されている。また、ホームページ等を通して社会に公表されている他、AO 入試の募集要項などにも記載されている。

〈商学研究科〉

研究科委員会、新入生を対象としたオリエンテーション、学生要覧などを通し、研究科構成員に周知されている。また、大学院パンフレット（資料 1-11）、ホームページ等を通して社会に公表されている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

大学の建学の精神、教育の理念等については、1994 年 4 月から 12 月にかけて行われた「大学の長期計画を考える会」（資料 1-12）において議論されている。その後、2000 年 2 月にセミナーハウスでの合宿により行われた学長中心の戦略会議で教育目的を達成するためのアクション・プランの構築について議論を行った。さらに、2012 年 4 月から 2 年間を目途に議論が重ねられている学長の私的諮問機関などで、理念・目的の適切性について検証されている。

〈商学部〉

第 6 期自己点検・評価実施委員会における第一部会において、商学部における教育理念・目的等の検証が行われている。また、毎年作成される商学部長年次報告書の中においても検証が行われている。

〈法学部〉

第 6 期自己点検・評価実施委員会における第二部会において、法学部における教育理念・目的等の検証が行われている。

〈商学研究科〉

第 6 期自己点検・評価実施委員会における第三部会において、大学院商学研究科における教育理念・目的等の検証が行われている。

②点検・評価

・基準1の充足状況

中央学院大学は、「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」という教育理念を具現化するために、教育研究活動に必要な組織（商学部・法学部・大学院・研究所等）とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮している。同時に本学は、学長の私的諮問機関や自己点検・評価実施委員会等を通じて、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行っている。

また、理念・目的は刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにしている。本学では、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつけている。

以上の点から本学では、基準1をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

〈大学全体〉

2012年6月に開催された学部長会議で、建学の精神、教育のビジョン、教職員の行動規範などがまとめられたものが示された。その内容は、以下のようなものである（資料1-13）。

〈建学の精神〉

公正な社会観・倫理観の涵養

〈教育のビジョン〉

1. 建学の精神に基づく人づくり

人間教育を基軸に「問題発見能力と解決能力を備えた人材の育成」を実現する教育を展開する。

2. 教育の質の改善

学修目標を明確化し、「何を教えるか」から「何ができるようになるか」に力点を置いた教育改革を目指し、そのための教育環境を創造する。

3. つながり・出会い

キャンパスでの出会いや地域社会とのつながりを大切にし、国際交流を活発にする。

〈教職員の行動規範〉

1. 建学の精神を尊重し、具現化する。

2. 学生の成長を第一の目標として行動する。

3. 教育・研究内容を発信し、地域社会に貢献する。

〈商学部〉

商学部では、徹底した少人数教育と自由度の高いカリキュラムで、商分野の幅広い知識を修得し、様々なフィールドで学びを活かす、有能な社会人の育成を目標としている。卒業生の進路との関係でいえば、本学の学生は、その人間的な素養、特に素直で真面目な性格が好まれ、多くの企業から採用され、卸売・小売、サービス、製造、金融・保健など、様々な分野で活躍している（資料1-14 P49）。

〈法学部〉

法学部では、専門教育と人間教育のバランスのとれた全人教育を施すことにより、法的素養と良識とを兼ね備えた有能な社会人の育成を目標としている。卒業生の進路との関係でいえば、法的素養を遺憾なく発揮することのできる法律専門職のみならず、法学部で身につけた知識や能力を地域のために活用することのできる地方公務員、法的素養をも身につけた企業人、あるいは、地域的課題から全世界にわたる問題まで様々な分野で活動する NGO・NPO の職員など、様々なフィールドで活躍できる人材の育成を目指している。法学部は、創設目標に「地方公務員養成」を掲げたが、法学部の学生は、この期待と要請に立派に応え、「地方公務員採用試験」（特に警察官や消防官）に多数合格することにおいて、千葉県でトップ・クラスの実績をあげている（資料 1-14 P49）。

・改善すべき事項

中央学院大学の理念・目的は明確であるが、学生が中央学院大学の理念・目的を正しく理解するという点、あるいは教職員が中央学院大学の理念・目的等を意識して教育及び学生への指導にあたるという点において、未だ不十分と言える。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

〈大学全体〉

2013 年 1 月に開催された学部長会議で、建学の精神、教育のビジョン、教職員の行動規範を図式化したものを、今後、大学ホームページや入試広報のサブツールのパンフレットに載せ、大学のブランディング構築に向け、運用を図っていくことが了承された。

〈商学部〉

商学部においては、学部の理念・目的に則したカリキュラムの構築のため、抜本的な見直しを進めることが決まった。そのため、2012 年 9 月に「カリキュラム改編委員会」が設置された。また、2012 年 10 月には、商学部カリキュラム改編において考慮すべき点として、商学部長より中教審答申に基づく以下の指針が示された。

①学士課程の質的転換

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材育成

学生が主体的に問題を発見し、解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換

②教育課程の体系化

教育課程が全体として、どのような能力を育成しようとしているのか。そのための授業科目が、どのように連携し、関連し合うのか。

〈法学部〉

法学部においては、2012 年度以降、学部の理念・目的に則したカリキュラムの構築のため、抜本的な見直しを進めている。そのため、2012 年 10 月に、法学部長より、カリキュラム改編に向けての私見が示された。

①グローバル人材の育成

グローバル人材＝国際的人材ではない。どこでも活躍できる人材。

②能動的学修の推進

シラバスの充実（予復習指導欄、具体的指示の徹底）、予復習ツールとしての e-learning の導入、学修支援アドバイザー（TA）の活用

③組織的・体系的教育の推進

教員の意識改革

④外部との連携

附属高校との連携、地域との連携

・改善すべき事項

これまで、入学式の理事長挨拶などで、中央学院の歴史が語られ、学生要覧には建学の精神、教育理念などが明記されている。しかし、入学直後に行われるプライムセミナーや、授業が始まってからのプロゼミナールなどでは、履修登録の仕方やレポートの書き方など実用的な部分が重視されている。入学後の授業の中でも、あるいは、様々な行事の中で（例えば、大学祭などで本学の歴史や建学の精神、創立者などについての展示を大学として行うなどの方法も考えられる。）、より学生が大学の歴史や建学の精神などを身近に感じられる機会を設けることを検討する。

④根拠資料

- 1—1 中央学院大学ホームページ 建学の精神・理念
URL:http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/130_Default.aspx
- 1—2 中央学院大学学則
- 1—3 2013 商学部学生要覧
- 1—4 「2012 商学部長年次報告書」
- 1—5 2013 法学部学生要覧
- 1—6 自己点検・評価報告書（第5巻）
- 1—7 中央学院大学大学院学則
- 1—8 2013 大学院学生要覧・講義要項（シラバス）
- 1—9 2013 入試ガイド
- 1—10 2013 A0 入試要項
- 1—11 2013 大学院パンフレット
- 1—12 「1996 大学の長期計画を考える協議会報告書」
- 1—13 「建学の精神・教育のビジョン」
- 1—14 2013 大学案内

2. 教育研究組織

①現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

中央学院大学は、商学部商学科の1学部1学科の大学として開学以来、教育研究の充実に努め、現在では2学部2学科、大学院1研究科1専攻の他、図書館、社会システム研究所、アクティブセンター（生涯学習センター）、国際交流センター及び学生サポートセンターなどを有し、少規模ながらも本学の理念・目的を達成するための組織として整備されている（資料2—1）。

学部には、商学部7コース、法学部5コースの12コースが設けられており、それぞれの学部の理念、目的等にそって複雑化する現代社会のニーズに合致した多様な教育研究が行われている（資料2—2）。

大学院は商学部を基礎として、2006年4月に商学研究科を設けた。商学研究科では、学部で学んだ基礎知識を土台として、複雑化する現代社会に適応するため、さらに高度な商学理論、専門知識等を修得する教育研究の場を提供している（資料2—3）。

図書館は、教育研究支援機関として利用時間の延長等の利用促進措置が行われており、教職員、学生等の利便性が図られている（資料2—4）。大学附置の社会システム研究所は、現代社会のニーズや今後、現代社会に求められる方向性等に対応するテーマを選定し、学内及び海外研究機関との連携を図りながら、共同研究の成果をあげている（資料2—5）。また、アクティブセンターでは、本学を広く地域住民に開放するとともに、地域のニーズに合った幅広い講座を開講して、生涯教育に貢献している。併せて資格取得講座を設け、学生の資格取得を促進している（資料2—6）。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の検証は、学長・学部長及び研究科長を中心に学部長会、学部教授会、研究科委員会等において、それぞれの組織が日常の教育研究活動を通して行っている。

また、全学委員会としての教務委員会、自己点検・評価実施委員会、教育充実委員会等の他、商学部の下に各分科会、法学部の下に各部会などを設け、検証を行っている。さらに、学長・事務局長の下には学長企画部が設置され、大学改革施策の立案・推進等の業務を行っている。

②点検・評価

・基準2の充足状況

本学では、「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」という教育理念を踏まえ、その実現に必要な商学部、法学部、大学院商学研究科等の教育研究上の組織を設置し、適切に管理・運営している。本学の教育研究組織は、アクティブセンターなど様々な地域貢献、社会システム研究所のプロジェクト研究などを通して、現代の社会的要請、国際的環境に適切に対応している。

また、本学は教育研究上の組織の適切性について定期的に検証し、その結果を改善に

結びつけている。

以上の点から本学では、基準2をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

商学部では2009年度より、従来の実学を中心とする商業教育に加え、スポーツをビジネスとしてとらえ、イベント企画などのマーケティングやマネジメントのスキルを身につけることのできるスポーツキャリアコースを立ち上げ、さらに充実した教育研究組織としている（資料2-2）。

法学部では、2006年度から従来の3コースのほかに、現代社会と法、スポーツシステムという2コースを新設し、多様化する社会に対応する人材の育成を図っている（資料2-2）。

また、学生サポートセンターが学生の出席状況を把握し、教員との連携をはかることにより、教育におけるきめ細かな指導が実施されている。さらに、国際交流センターの設置により留学生サポートの充実が図られている。

・改善すべき事項

これまで、学部においてコースの再編を行ってきたが、コースによって履修する学生数に差が出ている。履修者の少ないコースについては、その特色や魅力について説明を行っていくと同時に、学生側からのニーズなどを考慮したうえで、コースのみならず学部再編も含めた、さらなる改善が必要と言える。

〈2013年度 商学部コース別履修者数〉

コース名	2年	3年	4年	計
商学総合	95	85	130	310
経営	101	142	81	324
国際ビジネス	18	22	25	65
会計	46	30	72	148
経済	21	32	43	96
情報	39	23	62	124
スポーツキャリア	97	81	95	273
計	417	415	508	1,340

※商学部は2年次よりコース選択

〈2013年度 法学部コース別履修者数〉

コース名	1年	2年	3年	4年	計
司法	51	39	56	126	272
行政	138	113	111	114	476
現代社会と法	32	17	7	25	81
スポーツシステム	93	63	70	64	290

ビジネスと法		15	37	29	81
ビジネスキャリア	17				17
計	331	247	281	358	1,217

※2013年度から「ビジネスと法」が「ビジネスキャリア」に改称

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

コースの特色や魅力については、商学部では1年次に「入門講座」を開設し、教員が説明を行っている。また、入学時にコースを決定する法学部においては、高校における入試説明会の講演やブース内での個人相談において詳しく説明を行っている。その効果の一つとしては、フィールドワークなどの体験的学習を充実させた「現代社会と法」コースなどの履修者が増加している。

学生サポートセンターと教員との連携については、学生カルテの活用により、よりの確な情報の共有ができるように改善を行っていく。さらに、国際交流センターについては留学生サポートの充実の他、海外提携校との教育・研究交流を推進する。

・改善すべき事項

2012年度において法学部が定員割れを起こした。法学部は2013年度に回復し、定員を確保したが、中央学院大学が時代の流れによって変化する社会のニーズに十分には応えきれていないということも指摘し得る。18才人口の減少による厳しい環境の中、生き残りをかけて将来を見据えるためには、中央学院大学を志望する受験生、学生の就職先である企業や社会のニーズを的確につかみ、カリキュラムや指導方法の改善を推進することはもちろん、教育研究組織の新たな枠組みづくりに向けて真摯に取り組む必要がある。こうしたことから、現在、新学部の設置に向けて、具体的な検討を進めている。

④根拠資料

- 2—1 中央学院大学組織規程
- 2—2 2013 大学案内 (既出 資料 1-14)
- 2—3 2013 大学院パンフレット (既出 資料 1-11)
- 2—4 中央学院大学ホームページ 図書館
URL:<http://www.cgu.ac.jp/lib/tabid/66/Default.aspx>
- 2—5 中央学院大学ホームページ 社会システム研究所
URL:<http://www.cgu.ac.jp/socialsystem/tabid/73/Default.aspx>
- 2—6 中央学院大学ホームページ アクティブセンター
URL:<http://www.cgu.ac.jp/tabid/838/Default.aspx>

3. 教員・教員組織

①現状説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

本学の建学の精神は「公正な社会観・倫理観の涵養」である。この建学の精神を具現するため、本学の教員は公正な社会観・倫理観を備えた教員であることが求められる。また、建学の精神に基づく教育理念が「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力を備えた有能な社会人の育成」であることから、少数教育を通じて、きめ細かな指導ができる、面倒見の良い教員であることも望まれる。さらに、大学案内に書かれている「STAND BY YOU」は、中央学院大学の目指す教育が、学生一人ひとりに寄り添い、支える教育であること、学生の気持ちを理解できる豊かな感性をもった教員像こそが本学の求めるものであることを示唆している。

このため、教員の採用にあたっては、面接試験を重視し、優れた教育経験や研究業績にも増して、その人間性を重視する選考を行っている。

教員構成は、専任の教授、准教授、専任講師及び兼任講師からなっており、大学設置基準及び「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」（資料3—1）等に則り任用を行っている。

教員の組織的な連携体制については、教務委員会、学生委員会など10の全学委員会、A0委員会など5の特別委員会によって、それぞれが所管する事項の審議が行われている。各委員会で審議された事項は教授会に報告され、審議される。

〈商学部〉

商学部においては、各コースごとの特色を考慮し、その教育・研究効果を最大限に高めることを編成方針として教員組織の編成が行われている。具体的には、各コースごとの主要科目に2名以上の専任教員を配置している。また、英語や情報などの必修科目、教職科目についても、できるだけ専任教員を充当させている。

商学部では、1年次の「プロゼミナール」で大学で勉強するための基礎を修得させる。この際の担当教員が、そのままアカデミック・アドバイザーとして4年間、学生一人ひとりをサポートしていく。そのため、商学部の教員は、アットホームで親しみやすく、何よりも親身になって学生の勉強、就職などの相談にのることができる教員であることが求められる。

商学部では、教授会（資料3—2）、学部の就職委員会、入試委員会などの他、各コースの分科会、人文・自然及び外国語などの分野別の分科会、教職課程分科会などがあり、それぞれの関連の審議を行いながら連携を取って運営を行っている。

〈法学部〉

法学部においては、各コースごとの特色を考慮し、その教育・研究効果を最大限に高めることを編成方針として教員組織の編成が行われている。具体的には、各コースごとに3名の専任のコース委員を配置している。また、中核科目に専任教員を配置するとともに情報や体育などの必修科目、教職科目についても、できるだけ専任教員を充当させている。

法学部では、教員が勉強を含めた様々な悩みや相談に応じる他、公務員試験を目指す

学生に対して、具体的な対策を基に、きめ細かな指導を行っている。実際、そうした指導によって多くの合格実績をあげている。法学部の教員は、「人権感覚の育成と共生意識の確立」という理念を理解し、それをわかり易く学生に教えることができると同時に、学生の就職や目標達成に向けて、共に歩んでいける素養を持つことが求められている。

法学部では、教授会（資料 3—3）、学部の教務委員会、学生委員会などの他、各コースの委員会、公法部会、刑事法部会などの専門部会があり、それぞれの関連の審議を行いながら連携を取って運営を行っている。

〈商学研究科〉

商学研究科においては、各系列ごとの特色を考慮し、その教育・研究効果を最大限に高めることを編成方針として教員組織の編成が行われている。具体的には、各系列ごとの主要科目に研究指導教員を配置している。

また、商学研究科では、院生に対して必要な研究指導を行い、学位論文の作成を指導できる能力を保有していることと同時に、単なる知識の伝達ではなく、人間を基調とした全人格の形成を培うことのできる教員を求めている。

研究科委員会では、研究科委員会（資料 3—4）の他、入試部会、学事部会、研究部会などの部会があり、それぞれの関連の審議を行いながら連携を取って運営を行っている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

大学の専任教員（2013年5月現在）は67名（学長を含む）、内訳は教授40名、准教授18名、専任講師9名となっている。大学設置基準における専任教員数は66名（学長を除く）であるから基準を満たしている（専任教員1名当たりの学生数は45.5名）。教員組織の整備については、幅広い経験や知識を持った教員が数多く集まるよう公募制を行うと同時に、その年令においてもバランスよく構成されるよう配慮を行っている。

また、それぞれの授業科目の担当については、学歴、学位、職歴、教育歴及び研究業績などを総合的に評価し、適合性を判断している。専任教員がカバーしきれない科目については、学外から優秀な人材を兼任教員として任用し、授業を行っている。

〈商学部〉

商学部の専任教員は38名、兼任教員64名で、兼任教員依存率は63%となっている。専任教員の内訳は教授22名、准教授10名、専任講師6名となっている。大学設置基準における専任教員数は21名であるから基準を満たしている（専任教員1名当たりの学生数は46.8名）。専任教員の年齢構成（2013年4月現在）は、31歳—40歳7名（18.4%）、41歳—50歳6名（15.8%）、51歳—60歳10名（26.3%）、61歳—70歳15名（39.5%）となっており、概ねバランスの取れた年齢構成となっている。また、男女比については、34：4となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、規程に基づいて円滑に行なわれている。すなわち授業科目と担当教員の適合性（授業担当教員の適格判定）は、商学部においては人事会議の審議事項である。人事会議では、担当予定教員の履歴書・業績書・業績の現物等の提出を求め、提出された書類の厳格な審査が行なわれる。その際の審査委員は、「商学部分科会規程」に基づいた各分科会所属の教授メンバーを中心として行なわれる。その審査結果は人事会議

で報告され、審議・採決される。

〈法学部〉

法学部の専任教員は 29 名、兼任教員 62 名で、兼任教員依存率は 68%となっている。専任教員の内訳は教授 18 名、准教授 8 名、専任講師 3 名となっている。大学設置基準における専任教員数は 17 名であるから基準を満たしている(教員 1 名当たりの学生数は 42.2 名)。専任教員の年齢構成(2013 年 4 月現在)は、31 歳—40 歳 5 名(17.2%)、41 歳—50 歳 5 名(17.2%)、51 歳—60 歳 9 名(31.1%)、61 歳—70 歳 10 名(34.5%)となっており、概ねバランスの取れた年齢構成となっている。また、男女比については、23 : 6 となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、規程に基づいて円滑に行なわれている。すなわち授業科目と担当教員の適合性(授業担当教員の適格判定)は、法学部においては教授教授会(教授のみ)の審議事項である。教授教授会では、担当予定教員の履歴書・業績書・業績の現物等の提出を求め、提出された書類の厳格な審査が行なわれる。その際の審査は、教授教授会によって選任された審査委員会によって行なわれる。その審査結果は教授教授会で報告され、審議・採決される。

〈商学研究科〉

専任教員は 11 名(特任教授 2 名を含む)で、そのうち 9 名が学部との兼務である。教授 11 名のうち 7 名が、平成 18 年開設時に文部科学省でマル合の認定を受けている。また、国立大学の大学院や国税庁での職務経験を持つ 2 名の特任教授が、本研究科での専門職業人養成のための教育・研究指導を行っている。他に、他大学の専門職大学院などを本務とする兼任教員が 4 名配置されている。2013 年度における研究指導教員は 11 名である。

研究科担当教員の資格の明確化と適正配置については、「中央学院大学大学院商学研究科教員資格審査規程」(資料 3—5)に則り、大学院資格審査委員会において、商学又はこれに密接に関連する分野を専攻し、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があるか否かを審査する。その審査結果は研究科委員会で報告され、審議・採決される。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈大学全体〉

教員の募集・採用・昇格は、「中央学院大学人事規程」(資料 3—6)「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」(資料 3—7)等に基づき公正かつ厳正に行っている。教員の採用にあたっては、学長(学部長)からの上申に基づき、経営会議において審議を行った後、起案決裁(理事長決裁)を行う。教員の昇格については、学長(学部長)からの上申に基づき、起案決裁(理事長決裁)が行われる。

教員の選考に際しては、経歴書、教育研究業績書、著書及び論文等の資料をもとに審査しており、研究業績の充実している者、専攻分野において優れた知識と経験を有している者、教育実績のある者等を優先して採用している。また、教員の募集は、兼任教員も含めてインターネット等も利用した公募制とし、広く適格者が確保できるように努め

ている。

〈商学部〉

教員の募集・採用・昇格にあたっては、「中央学院大学人事規程」等の他、「中央学院大学商学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」（資料 3—8）「商学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」（資料 3—9）等に基づき公正かつ厳正に行っている。

具体的には、教員の募集は以下のような手続を経て行われている。各コース分科会の主任は、コース分科会の合意に基づいて新規採用の要望書を学部長に提出する。学部長は、その要望書を関係機関（法人等）と調整し、人事会議（教授のみ）を開催し教員の募集を決定する。人事会議において、募集が決定されると、審査小委員会が編成され、所定の手続で公募する。公募締切後、審査小委員会において応募者氏名等の確認を行い、審査が開始される。審査小委員会では、優先順位をつけて人事会議の審査に必要な基礎資料を学部長に提出する。学部長は人事会議を招集し、人事会議は審査小委員会の報告を受けて、最終審査を行い、これを議決する。学部長は審査結果を教授会に報告する。学長は、教授会で適格と報告された応募者について、採用のための必要な措置を講じる。教員選考の基準としては、応募者の履歴書、教育研究業績書並びに著書及び論文等によるものとし、審査小委員会及び人事会議ではこれらの資料に基づいて総合的に審査する。採用する教員の格付け審査は、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」に基づいて実施している。

教員の昇格については、以下のような手続により行われている。昇格を申請する者は、経歴書、教育研究報告書、著書及び論文等の資料を学部長に提出する。学部長は昇格申請を受理した場合は、昇格人事のための人事会議を招集する。人事会議は昇格人事を公正かつ円滑に行うため、昇格審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。委員会は、別に定める「昇格選考審査基準点数表」に基づいて、昇格申請者の研究業績等について審査を行い、その結果について点数評価を行う。委員会は、昇格申請者に係る資料を添え、審査の結果を文書にて学部長に報告する。学部長は、委員会報告に基づき人事会議を開催する。人事会議はこれを審議し、昇格申請者の適任の可否を票決する。学部長は、審査結果を教授会に報告し、学長は昇格のための必要な措置を講じる。

〈法学部〉

教員の募集・採用・昇格にあたっては、「中央学院大学人事規程」等の他、「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」（資料 3-10）「法学部専任教員の採用及び昇任の手続きに関する運営要領」（資料 3-11）等に基づき公正かつ厳正に行っている。

採用応募者（昇格申請者）は、履歴書、業務報告書、著書及び論文を学部長に提出する。学部長は、受理した書類を添えて教授教授会（教授のみ）に付議する。教授教授会は、適否の審査を行うため、3人以上の委員をもって構成する審査委員会を設置する。委員会は、採用応募者（昇格申請者）の人格、識見及び教育研究上の業績について総合的に審査する。委員会の主査は、適否を審査した報告書を教授教授会に提出する。教授教授会はこれを審議し、採用・昇格の適否を票決する。学部長は審査結果を学長に報告し、学長は採用・昇格のための必要な措置を講じる。

〈商学研究科〉

教員の募集・採用・昇格にあたっては、「中央学院大学人事規程」「中央学院大学専任

教員の資格に関する規程」「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」等に基づき公正かつ厳正に行っている。

具体的な手続きについては、2013 年度に「中央学院大学大学院商学研究科担当教員資格審査規程」を制定し、審査委員会の設置や審査基準等を定め、実施している。まず、研究科委員会によって選出された 3 名の委員によって構成される大学院資格審査委員会が、規程に定められた基準に基づき、研究歴及び教育歴等を審査する。この審査結果は研究科委員会に報告され、そこでの投票によって最終決定される。その後、研究科委員長は、審査結果を学長に報告し、学長は採用・昇格のための必要な措置を講じる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

本学では、教育充実委員会（全学委員会）が中心となって、教員の資質の向上を図るための方策を講じている。FD の実施状況は以下のとおりである。

〈2010 年度〉

第 1 回：2010 年 7 月 28 日

テーマ：「大学の経営品質のあり方を考える」

(株) アイビー代表取締役 吉田氏による講演

第 2 回：2011 年 3 月 25 日

スタートアップ・セミナー

2011 年度新規採用教員（兼任を含む）に対する FD

〈2011 年度〉

第 1 回：2011 年 7 月 20 日

テーマ：「地域との連携、本学学生の教育力向上について」

アドバイザーボード（ステークホルダーとの意見交換）

久寺家地区まちづくり協議会会長、久寺家自治会長等

第 2 回：2011 年 9 月 14 日

テーマ：「大学とハラスメント」

弁護士 宗像氏による講演

第 3 回：2012 年 3 月 23 日

スタートアップセミナー

2012 年度新規採用教員（兼任を含む）に対する FD

〈2012 年度〉

第 1 回：2012 年 5 月 16 日（参加者 118 名）

テーマ：「学校法人中央学院の現況とこれからの施策について」

(1) 法人の基本運営とその施策

吉野理事長

(2) 法人の財政課題と第 2 次財政安定化協議会について

三友常務理事（総務・財務担当）

(3) 財政安定化協議会の大学カリキュラム改編部会について

椎名学長・常務理事（学事担当）

第2回：2012年11月21日（参加者67名）

テーマ：「改革に必要なものは何か」

社会システム研究所福嶋教授（前消費者庁長官・前我孫子市長）

テーマ：「アジア高等教育調査団の帰国報告」

大村法学部長

第3回：2013年3月22日

スタートアップ・セミナー

2013年度新規採用教員（兼任を含む）に対するFD

〈2013年度〉

第1回：2013年4月16日

「FDネットワークつばさ」に関する報告

大村法学部長

第2回：2013年5月14日

「国の高等教育政策の方向性に関する懇談会」報告

椎名学長

第3回：2013年7月9日

私学事業団&大学基準協会「私学活性化勉強会」報告

大村法学部長

第4回：2013年9月24日

私情協「教育改革FD/ICT 理事長学長等会議」報告

法学部長、研究科長

〈商学部〉

商学部では、商学部長自らが学部の教員や教務課の職員を伴って、ICUなど他大学の視察を行い、科目番号制（ナンバリング）、アドバイザー制度、履修登録、三学期制度・時間割などの調査を実施した。その結果については、学部長会議において特別報告を行った。

また、学部の教育充実委員会と学部長が中心となり、教員の資質の向上を図るための方策を講じている。その中で、これまで集計結果だけを公開していた学生による授業アンケートについて、2012年度分から専任教員個々（非公開を申し出た者を除く）の結果を公表することとした。

〈法学部〉

法学部においては、法学部長自らがアジア高等教育調査団に参加し、韓国、台湾、シンガポール、インドネシアなどの大学を視察し、産学連携の積極的推進、国際化戦略、生活と学習の融合としてのレジデンシャル・カレッジ、都会型キャンパスを通じたの教室外の学びや出会い、教育改善の取り組みなどについて調査を行った。また、国内の国際教養大学、秋田大学などを視察し、明確な教育目標、育成したい人材像の明示の重要性などについて調査を行った。さらに、私学研修福祉会が主催する「私立大学の教育・研究充実に関する研究会」に出席し、「社会を支える私立大学の多様な取組み」「設置趣旨に基づいた地域社会貢献と国際連携」「21世紀に向かう大学改革と教育の質保証」とい

ったテーマの講演を受講した。こうした一連の調査などについて、法学部長が学部長会議での特別報告、教職員を対象としたFD・SDでの報告を行った。

〈商学研究科〉

大学院商学研究科の研究部会において、研究の活性化について審議を行った。その結果、年2回程度、学内で研究会を実施することが決定した。これは、学会発表等の予行演習、学会発表等で十分に説明できなかった内容のフォロー説明、実態調査等での見聞録、参加した会議・セミナー等の内容紹介などを行うものだが、特に制限は設けていない。その実施状況は以下のとおりである。

〈2010年度〉

第1回商学研究会：2010年7月21日

テーマ：「日本の入管・在留資格制度—留学から人文知識・国際業務、投資・経営の変更を中心に—」

商学研究科 鷲尾教授

第2回商学研究会：2011年1月26日

テーマ：「改正入管法における留学制度」

商学研究科 鷲尾教授

〈2011年度〉

第1回商学研究会：2011年6月15日

テーマ：「経営の学を考える」

商学研究科 平田特任教授

第2回商学研究会：2011年12月1日

テーマ：「不公正な取引方法の禁止—企業取引のマネジメントの視点から—」

商学研究科 鷲尾教授

〈2012年度〉

第1回商学研究会：2012年11月7日

テーマ：「経営学とは、どのような学問なのか。経営学は、事業経営に役立つ学問なのか。」

商学研究科 平田特任教授

第2回商学研究会：2012年12月6日

テーマ：「コーポレート・ガバナンスをめぐる諸問題」

商学研究科客員研究員 小島神奈川大学准教授

〈2013年度〉

第1回商学研究会：2013年11月6日

テーマ：「私の公認会計士としての国際関連業務について」

公認会計士（中央学院 吉野賢治理事長）

②点検・評価

・基準3の充足状況

本学では、大学として求める教員像や学部ごとの教員組織の編成方針を定め、それぞれ

れの教育課程、学生収容定員等に応じた教員組織を設けている。また、教育・研究の成果を上げるとともに、全学委員会等をはじめとして組織的な連携を確保している。

教員の募集、採用、昇任等については、「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」等の諸規程に基づき適切に行われている。また、教員の採用に際しては、大学ホームページの他、科学技術振興機構の jrec-in（研究者人材データベース）などを利用し、広く人材を求めている。さらに、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう配慮するとともに、男女比構成にも留意している。

本学では、教員の資質向上のため、学内における講演会、研究会の他、学外におけるセミナーや海外研究機関の調査団等への参加を積極的に行っている。

以上の点から本学では、基準3をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

本学は、人間性を重視した採用を行っているが、その一例としては、コンビニの袋を片手に駅から大学までの通学路のゴミを拾いながら歩く教員もおり、言葉ではない、その姿によって学生に影響を与えることも期待される。こうした日常的な、個々の教員の姿勢や努力は、本学の学生に様々な教育効果を与えていると評価できる。

教員組織については、近年、優秀な若手教員の採用を推進しており、その効果としては、科研費の申請・採択件数の増加となって表れている（資料3—12）。

学部のFDについては、意欲的な学長及び2人の学部長によって積極的な取り組みが行われている。法学部では、学部内委員会である「法学会委員会」が中心となって、毎年、研究発表会を開催しており、専任教員や非常勤教員による研究発表と質疑応答が行われ、その成果が法学論叢に掲載されるなどしている。また、大学院についても、研究科長及び研究部会を中心に積極的な取り組みが行われている。大学院では、設立時に大学院担当教員全員が所属する「商学研究会」を自主的に組織し、担当教員が教育研究成果について発表する場としている。現在は、年に2、3回、担当教員が発表するとともに質疑応答を行い、かつ検証するなどして授業内容の改善及び教員の資質向上を図っている。自主的な研究会という組織ではあるが、大学院設置と同時にスタートし、その成果は上がっている。

・改善すべき事項

商学部においては、これまで集計結果だけを公開していた学生による授業アンケートについて、2012年度分から専任教員個々（非公開を申し出た者を除く）の結果を公表することとした。しかし、法学部においては、大学ホームページで集計結果を公表するにとどまっている。また、両学部とも授業アンケートの結果は教員個々に戻され、授業改善の参考とすることとなっているが、その内容は教員に委ねられたままである。「授業改善計画書」を作成し、シラバスなどで公開するなどの方法を検討する必要がある。

教員のFDについては、様々な試みが行われているが、積極的に参加する教員に限られ、全体としては不十分と言える。

近年、若手の優秀な教員が多く採用され、科研費の申請・採択が増えてきた。しかし、数

年以内に国立大学や他の私立大学へ転出するケースが目立つ。若手教員が本学に根付くような、魅力ある環境づくりのための施策も必要である。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

学部の FD については、教員による模擬授業や、他大学の教育改革経験者による講演、兼任も含めた新任の教員に対するスタートアップセミナーなど、様々な試みが行われている。また、大学院においても、独自に設置している商学研究会が回を重ねるごとに充実し、成果が上がってきている。今後はさらに、内容を充実させ、積極的な取り組みを行っていく。

・改善すべき事項

授業改善については、これまで授業アンケートをもとに教員個々が改善を図ってきた。今後は、個々の教員ごとの授業改善に加えて、部会、分科会ごとに授業改善を話し合うなどの方策についても検討を行っていく。

教員に対し、FD への積極的な参加を促す。また、法学部長から提案された、FD のための大学間連携組織「FD ネットワーク “つばさ”」への参加についても検討を行っていく。

④根拠資料

- 3-1 「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」
- 3-2 「中央学院大学商学部教授会規程」
- 3-3 「中央学院大学法学部教授会規程」
- 3-4 「中央学院大学大学院研究科委員会規程」
- 3-5 「中央学院大学大学院商学研究科教員資格審査規程」
- 3-6 「中央学院大学人事規程」
- 3-7 「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」
- 3-8 「中央学院大学商学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」
- 3-9 「商学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」
- 3-10 「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」
- 3-11 「法学部専任教員の採用及び昇任の手続きに関する運営要領」
- 3-12 科学研究費補助金推移
- 3-13 専任教員の教育・研究業績

4. 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

①現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈大学全体〉

本学は建学の精神に則り、学部及び研究科ごとに教育目標を定め、その教育目標に基づき、それぞれの学位授与方針を定めている。また、学位授与方針は、大学ホームページに明示し、広く社会に公開している。

〈商学部〉

商学部は、公正な社会観と倫理観の涵養を目指し、徹底した少数教育を通じて実力と創造力を備えた有能な社会人を育成するため、卒業までに身につけるべきこととして、以下に掲げるディプロマポリシーを定め、大学ホームページに明示している。

1. 専門科目以外の多様な科目も含めた科目の履修を通して、豊かな人格形成の基本と基礎的な学力を養い、様々な問題に対し自ら考え、判断できる力を身につける。
2. コースにおける体系的な学習を通して、社会における様々な経済活動の仕組みなどを学び、コミュニケーション力を養うことによって、高度に多様化していく現代社会に対応できる力を身につける。
3. 4年間にわたる「講義」「演習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、学士（商学）として必要な知識を身につけるとともに、国際的な視野や情報力を身につける。

〈法学部〉

法学部は、公正な社会観と倫理観の涵養を目指し、人権感覚の育成と共生意識の確立という教育目標を掲げ、卒業までに身につけるべきこととして、以下に掲げるディプロマポリシーを定め、大学ホームページに明示している。

1. 社会の基礎を形成する法律を学ぶ中で、物事を法律に基づき論理的に考える「法的思考（リーガルマインド）」を身につける。
2. 社会的なルールと法律は、どのように成立するのか。それらが人々に対して、どのような役割を果たしているのか。法の仕組みを様々な側面から紐解きながら、論理的な思考力を身につける。
3. 地域から国際社会まで、様々なスケールのコミュニティが、常に流動的に変化を遂げる現代社会。その今を論理的な思考のもとに、広く見つめる力を身につける。

〈商学研究科〉

商学研究科は、「商学部の教育理念・カリキュラムを基礎に深い専門知識をもつ専門職業人・地域社会のリーダーの育成を図る」「文化の進展に寄与する」「21世紀型の新しい産業を創出する人材の育成」という設立趣旨や教育目標に則り、修了までに身につけるべきこととして、以下に掲げるディプロマポリシーを定め、大学ホームページに明示している。

1. 専攻する会計学系列あるいは経営学系列において、より深く専門的知識を習得し、かつ論理的思考力を身につける。
2. 情報技術に長け、かつ国際性を身につける。
3. 地域商業環境の変化の中で、それに対応でき、地域社会のリーダーとなれる力を身

につける。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈大学全体〉

各学部・研究科が掲げている教育目標を実現するため、どのような方針によりカリキュラムが編成されているか、各学部・研究科ごとに定められ、ホームページにおいて明示されている。

〈商学部〉

商学部は、複雑化する現代の様々な問題を解決しうる広い識見を有する「実力と創造力を備えた有能な社会人」の育成という教育目標を実現するため、以下に掲げる方針により、カリキュラムを編成・実施し、大学ホームページに明示している。

1. 豊かな人格形成の基本と基礎的な学力を養うため、数多くの人文・自然系科目、外国語科目、体育科目などを開設している他、商学部の学生が受講できる法学部の科目を設けている。
2. レポートの書き方や図書館での資料の探し方、発表の方法など、大学で教養を深め専門知識を身につけるうえで必要な事柄を学ぶため、1年次に必修の「プロゼミナール」を設けている。また、2年次からの「演習」等により、高度な専門教育への円滑な移行が可能となるようカリキュラムが編成されている。
3. 2年次からのコース選択制や徹底した少人数教育により、商学に関する教育と研究に必要とされる授業科目が体系的に履修できるようカリキュラムが編成されている。

〈法学部〉

法学部は、「人権感覚の育成と共生意識の確立」という教育目標を実現するため、以下に掲げる方針により、カリキュラムを編成・実施し、大学ホームページに明示している。

1. 豊かな人格形成の基本と基礎的な学力を養うため、数多くの人文・自然系科目、外国語科目、体育科目などを開設している他、法学部の学生が受講できる商学部の科目を設けている。
2. レポートの書き方や演習での発表の仕方、図書館などの施設の利用法など、大学で学ぶにあたってベースとなる知識を、コース別に分かれたゼミで学べるようカリキュラムが編成されている。
3. 1年次から4年次まで、常に少人数のゼミによる授業を実施し、ゼミ仲間同士による意見交換や発表を通して、他人と意思を通じ合わせるコミュニケーション力や、客観的なものの見方が習得できるようカリキュラムが編成されている。

〈商学研究科〉

商学研究科では、商学を総合的な市場ネットワークの学問としてとらえ、国際的市場展開の経営や情報技術（IT）を含んだカリキュラムを構築してきた商学部の商学総合・経営・国際ビジネス・会計・経済・情報等の教育を基礎に大学院専門カリキュラムを展開し、一層の専門性や学問の深化をとおした総合性を図り、その教育課程を2系列に体系化している。

会計学系列では、「財務会計論特論」「管理会計論特論」など商学部の会計コースを中心として、商学総合コースの法律分野を包含した体系をとっている。また、経営学系列

では、「経営組織論特論」「国際経営論特論」など商学部の経営コースを中心として、国際ビジネス、情報、経済、商学総合の各コースの特徴を包含したカリキュラム体系をとっている。

主専攻として2つの系列のいずれかを選んだ場合、22単位以上は主に研究する系列の科目を履修した上で、2系列の科目の連関性を重視し、主に研究する系列以外の科目を8単位以上修得することが義務づけられている。さらに、同一教員（修士論文指導教員）が担当する特論Ⅰ・Ⅱ、演習（1年次）、特別研究指導（2年次）の計12単位を履修することが必修となっている。

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ（資料4(1)-1）、学生要覧等の掲載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

〈商学部〉

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、学生要覧（資料4(1)-2）等の掲載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

〈法学部〉

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、学生要覧（資料4(1)-3）等の掲載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

〈商学研究科〉

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、学生要覧（資料4(1)-4）等の掲載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、自己点検・評価実施委員会において定期的に検証を行っている。また、2012年4月に発足した法人主導の第二次財政安定化協議会第5部会（大学カリキュラム改編部会）においても、その合宿形式の議論の中で検証されている。

〈商学部〉

各コース会議において、教育課程の編成・実施方針の適切性及び現行のカリキュラム編成についての検証を継続して行っている。また、実学の持つ特性としての企業の求める社会人の育成に関して、より深く幅の広い検討も必要に応じて行っている。

〈法学部〉

各コース会議において、教育課程の編成・実施方針の適切性及び現行のカリキュラム編成についての検証を継続して行っている。特に、在学中に「何を学ぶか」そして「いかに学ぶか」の2つの側面を重視し、そのための科目の充実、演習科目などの少人数教育の充実について検討を重ねている。

〈商学研究科〉

学事部会及び研究科委員会において、教育課程の編成・実施方針の適切性及び現行のカリキュラム編成についての検証を継続して行っている。

②点検・評価

・基準 4(1)の充足状況

本学では、「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」という教育理念を実現するために、教育目標を定めこれに基づき学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明示している。

学位授与方針には、学位の授与にあたり、法律に基づき論理的に考える「リーガルマインド」、地域から国際社会まで広く見つめる力（法学部）といった学位授与基準及び当該学位に相応しい学修成果を明確に示している。また、教育課程の編成・実施方針には、1年次必修の「プロゼミナール」、2年次からの「演習」（商学部）といった教育内容、科目の履修順序など教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を編成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示している。

以上の点から本学では、基準 4(1)をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

2012年4月に発足した第2次財政安定化協議会の第5部会「カリキュラム改編部会」に対し、2012年5月に吉野理事長より、抜本的な対策を講ずること、文部科学省の指針や大学基準協会からの提言などに十分に配慮すること、など3つの基本方針が示された。これを受けて、財政安定化協議会主査の三友常務理事より、カリキュラム改編部会長である椎名学長宛に、本学学生の特質を認識し、基礎・主要科目（コア科目）の重点的な教育の充実を図り、他大学とは異なる本学独自の学士基礎力や就業基礎力を育む改編であること、リメディアル教育や導入教育を含む両学部共通の教養教育に関しては、その重要性に鑑み、学部ごとの縦割りではなく、連携ないしは併合して、これに対応できる教育組織の方策を検討すること、など7項目の検討課題が示された。

この検討課題を基に、カリキュラム改編部会で検討を行い、以下の10項目の教育改革基本フレームワークが示された（資料4(1)-5）。

1. 文部科学省（中央教育審議会）の動向を十分組み入れる（特に本学学生の基礎力育成に焦点）－「学士基礎力」「教育の質保証」「就業基礎力育成」－
2. 基礎力育成を特徴とした人材教育目標の明確化（コース別と全体としては21世紀型市民の形成）
3. 欧米型セメスターや、それに準ずる教育効果を高める制度の導入（またはクォーター制も視野）と質保証を担保するための科目の統廃合
4. カリキュラムは社会人基礎力ーリベラルアーツ型（生きる力）ーの養成に力点
5. 必修・選択必修・自由選択科目の見直しと科目ナンバリングの明示（質保証）
6. 基礎教養のセンター（両学部、アクティブ講座、就職部、地域社会との連携強化）
7. 問題発見・解決能力という就業力（出口）育成の重視

8. 1コマ最低履修者の設定（必修・演習・外国書購読等を除く）
9. 6時間目、土曜日開講と春・夏のセッション開講（クォーター制）
10. 授業方法の改善（シラバスの改善や弾力的な授業時間、PBL、LTD等の導入）

・改善すべき事項

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、学生要覧などに掲載されている。しかし、学生たちがどのくらい具体的に内容を理解しているかについては疑問が残る。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

商学部では、2012年8月開催の教授会において、教育内容・カリキュラムが学生の能力向上に有効に機能し、その学習効果が学生自身にもわかりやすいものであるようなカリキュラムを構築するため、カリキュラム改編委員会を設置することが承認された。また、このカリキュラム改編は、2013年度より部分的に実施し、2015年度完了を目指すことが確認された。

法学部では、2012年4月開催の教授会において、カリキュラムの改善を、教育戦略委員会を中心に、各コース委員会との連携の上で進めていくとの方針が提示された。また、5月開催の教授会において、「学士基礎力・教育の質保証・就業基礎力育成」のためのカリキュラム改革が必要であること、Semester制度など教育効果を高める制度の導入が必要であること、大学の機能別分化との関係で本学は「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能」に力点を置くのが適切であることなど、カリキュラム改革の全体構想が示された。こうした方針をもとに、教育戦略委員会及び教授会において審議が重ねられ、2013年度以降のカリキュラム改革案がまとめられた。その一部は、既に2013年度から実施されている（資料4(1)-6）。

また、2012年9月に開催された学部長会議において、教育課程の体系化を審議するための、「全学教養教育特別委員会」の設置が承認された。この委員会は、以下の項目等について審議を行っている。

- ①教育の理念に基づく、人間教育、コミュニケーション教育、キャリア教育等の適切な配置
- ②科目のナンバリング、キャップ制、シラバスの実質化、Semester制、GPAなど成績評価の厳密化
- ③アクティブ・ラーニングの導入などの教育方法の改善や学部全体での学修時間の確保及び管理
- ④教員の教育力向上（FD）や、そのための教員の科目負担軽減
- ⑤科目間の調整による開講科目の統廃合やグループ・ティーチング

・改善すべき事項

今後は、ガイダンスや入学後のゼミなどにおいて、教育目標、学位授与方針及び教育

課程の編成・実施方針などをわかりやすく学生に説明する機会を設ける。

④根拠資料

- 4(1)-1 中央学院大学ホームページ 建学の精神・教育理念(既出 資料1-1)
- 4(1)-2 2013 商学部学生要覧(既出 資料1-3)
- 4(1)-3 2013 法学部学生要覧(既出 資料1-5)
- 4(1)-4 2013 大学院学生要覧・講義要項(シラバス)(既出 資料1-8)
- 4(1)-5 カリキュラム改編部会基本方針及びフレームワーク
- 4(1)-6 中央学院大学学則(既出 資料1-2)

教育課程・教育内容

①現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈大学全体〉

各学部・研究科とも、それぞれ「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」が定められており、それらに基づいた授業科目が開設されている。本学の学士課程は、その理念である「単なる知識の伝達ではなく、人間を基調とした全人格の形成を求める」に基づき専門科目以外にも幅広い授業科目を提供している。それらは、商学部においては人文・自然系列科目、外国語系列科目、体育科目、法学部においては社会科学系科目、教養系科目、外国語科目、体育科目などとなってバランスよく配置されている。

〈商学部〉

商学部の現行カリキュラムは「商学系列科目」「人文・自然系列科目」「外国語系列科目」「体育科目」「留学生：日本語科目及び日本事情に関する科目」「教職課程科目」の科目群から構成されている。大学生活に適応し、専門的知識の学習に備えるための「プロゼミナール」は、「人文・自然系列科目」の必修科目として1年次に開設されている。また、商学の幅広い領域を見渡し、商学が日常生活とどう関わっているのかを学ぶために、「商学系列科目」の選択必修科目として「商学部入門講座」が設けられている。7コースの担当教員がオムニバス形式で行う、この授業によって商学の楽しさを知るだけでなく、2年次からの各コースで学べる内容を知ること、自分の学びたいことを発見し、自分に最適なコースが選択できるようになっている。また、「商学系列科目」の中の「情報リテラシー」と「情報処理論」が1年次の共通必修科目として設けられている。

商学の専門教育科目に関しては、2年次からの各コースごとに見合った学修が行えるような編成になっている。

〈商学総合コース〉

商学総合コースは、商学・経済・経営・会計の分野を横断し、商業の専門知識だけでなく、幅広いフィールドで活かせる知識を習得し、各種企業や団体などでリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「商学総論」「初級簿記Ⅰ」「マーケティング論」、秋semesterにおける「流通システム論」「初級簿記Ⅱ」「マーケティング戦略論」、3年次の春semesterにおける「経営学総論Ⅰ」、秋semesterにおける「経営学総論Ⅱ」、4年次の春semesterにおける「流通戦略論Ⅰ」、秋semesterにおける「流通戦略論Ⅱ」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈経営コース〉

経営コースは、経営者として、また企業の管理者として必要な経営戦略や運営のスキルを習得し、組織を活性化させるリーダーの育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「経営学総論Ⅰ」「商学総論」「近代商業史」「初級簿記Ⅰ」、秋semesterにおける「経営学総論Ⅱ」「流通システム論」「現代商業史」「初級簿記Ⅱ」、3年次の春semesterにおける「経営管理基礎理論」「経営組織論Ⅰ」、

秋semesterにおける「経営管理応用理論」「経営組織論Ⅱ」、4年次の春semesterにおける「企業の財務活動」、秋semesterにおける「財務的意思決定」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈国際ビジネスコース〉

国際ビジネスコースは、日常生活と国際社会の密接な関係性を学び、国際ビジネスの基礎理論、海外事情などについての知識を総合的に習得し、グローバルなビジネスに携わる人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「国際貿易理論」「国際ビジネス論」、秋semesterにおける「国際貿易政策」「多国籍企業論」、3年次の春semesterにおける「国際ビジネス戦略論（理論編）」「国際マーケティングの基礎理論」、秋semesterにおける「国際ビジネス戦略論（実践編）」「国際マーケティング業務」、4年次の春semesterにおける「ビジネスコミュニケーション論」「国際ビジネス実務」、秋semesterにおける「異文化間コミュニケーション論」「国際ビジネス実践」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈会計コース〉

会計コースは、会計情報を作る・分析する・伝えるという3ステップで基礎から応用までを学び、将来、会計の専門家として活躍する人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「中級簿記Ⅰ」「上級簿記Ⅰ」「会計学入門」、秋semesterにおける「中級簿記Ⅱ」「上級簿記Ⅱ」「会計制度論」、3年次の春semesterにおける「財務諸表論」、秋semesterにおける「会計原則論」、4年次の春semesterにおける「管理会計総論」「法人税税務会計」、秋semesterにおける「管理会計論」「所得税税務会計」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈経済コース〉

経済コースは、経済学の基礎から企業経営、財政、経済政策など、経済全般を学び、あらゆる企業の即戦力となる人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「経済原論（近代経済学）Ⅰ」「経済原論（マルクス経済学）Ⅰ」「経済学史（経済の誕生）」、秋semesterにおける「経済原論（近代経済学）Ⅱ」「経済原論（マルクス経済学）Ⅱ」「経済学史（経済の発展）」、3年次の春semesterにおける「入門公共経済学」、秋semesterにおける「応用公共経済学」、4年次の春semesterにおける「近代経済政策」「国際経済論（世界経済の歴史）」、秋semesterにおける「現代経済政策」「国際経済論（世界経済の理論）」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈情報コース〉

情報コースは、ビジネス界に不可欠な情報技術を、様々なソフトを使用して学び、商学の知識を備えた情報分野の専門家となる人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「コンピュータコミュニケーション」「プログラミングⅠ（COBOL）」「プログラミングⅠ（C）」「プログラミングⅠ（Java）」、秋semesterにおける「アプリケーション論」「プログラミングⅡ（COBOL 応用）」「プログラミングⅡ（シェルプロ）」「プログラミングⅡ（Java）」、3年次の春semesterにおける「コ

ンピュータの構成」「情報環境論」「データベース」、秋semesterにおける「システム設計論」「ネットワーク論」「Web データベース」、4年次の春semesterにおける「シミュレーション」「e-コマース」、秋semesterにおける「経営科学」「コンテンツ開発」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

〈スポーツキャリアコース〉

スポーツキャリアコースは、スポーツの存在価値を追求すると同時に、多角的な視点からスポーツを学び、スポーツの経験と商学の知識を活かして社会に貢献する人材の育成を目的とする。

このため、2年次の春semesterにおける「スポーツキャリア実践講座Ⅰ」「フィットネス概論Ⅰ」「スポーツ指導論Ⅰ」「スポーツ組織論Ⅰ」、秋semesterにおける「スポーツキャリア実践講座Ⅱ」「フィットネス概論Ⅱ」「スポーツ指導論Ⅱ」「スポーツ組織論Ⅱ」、3年次の春semesterにおける「スポーツキャリア実践講座Ⅲ」「スポーツ心理学Ⅰ」「スポーツ経営論Ⅰ」、秋semesterにおける「スポーツキャリア実践講座Ⅳ」「スポーツ心理学Ⅱ」「スポーツ経営論Ⅱ」、4年次春semesterにおける「スポーツ広報論Ⅰ」「スポーツビジネス論Ⅰ」、秋semesterにおける「スポーツ広報論Ⅱ」「スポーツビジネス論Ⅱ」がそれぞれ選択必修科目として設置され、この中から16単位以上の取得が義務づけられている。

これらの7コースにおける選択必修科目は、他コースに所属している学生の履修を認めており、幅広い専門知識の修得ができるようになっている。また、2年次からの「演習」が配されており、より深い専門知識を追求することができるよう配慮されている。

7コース共通の選択科目としては、商学系列科目として「商業政策論」「現代商業史」「ビジネス実践講座（マネジメントゲーム）」「国際ビジネス環境論」「国際流通システム論」「会計情報論」「会計情報システム論」「市場論」「産業心理学」「スポーツ指導論」「スポーツ組織論」など多くの科目が設置されている。また、人文・自然系列選択科目として「哲学」「倫理学」「心理学」「論理学」「歴史学（世界史）」「歴史学（日本史）」「自然科学概論」「物理学」「スポーツ健康科学概論」「外国文化研究」など、外国語系列選択科目として「中国語」「フランス語」「ドイツ語」「韓国語」など幅広いカリキュラムが設置されている。

さらに、法学部設置科目として、「会社法」「行政学」「刑法総論」「憲法Ⅰ」「債権法各論」「地方自治論」「有価証券法」など多くの科目が履修できるようになっている（資料4(2)-1）。

〈法学部〉

法学部の現行カリキュラムは「専門教育科目（コース必修・コース選択必修・演習・社会科学系・教養系・学部共通必修）」「外国語科目」「体育科目」「留学生科目：日本語及び日本事情」から構成されている。大学で学ぶ基礎を習得するために、演習の必修科目として「基礎演習Ⅰ」またはそれに相応する演習科目が1年次に開設されている。また、2年次以降には、学問研究の基礎的手法の鍛錬を目的とする「基礎演習Ⅱ」、応用的な科目である「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」などが開設され、自分の興味・関心に応じて、

少人数教育の中心といえる演習（ゼミナール）が選択できるようになっている。

法学の専門教育科目に関しては、基本六法を中心とする各種の実定法科目に加えて、基礎法科目、国際関係諸科目、行政関係諸科目について、それぞれのコースに見合った学修が行えるような配慮がなされている。

〈司法コース〉

司法コースは、法律専門職の育成や法学の知識・理解を活用しうる人材の育成を目的としている。このため、特に六法を中心とする基本的な実定法科目などが必修科目として設置されるとともに、応用的・教養的な科目が幅広く選択必修ないし選択科目として配置されている。具体的には、1年次における「法学」「憲法Ⅰ（人権）」「民法総則」「刑法総論」、2年次における「憲法Ⅱ（統治）」「物権法」「債権法総論」「刑法各論」「企業取引法」、3・4年次における「債権法各論」「会社法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」などが必修科目として設置されている他、「行政法総論」「国際法」「労働法」「経済法」などの選択必修科目、「経済原論Ⅰ・Ⅱ」「哲学」「社会学」「総合英語（会話）Ⅰ・Ⅱ」などの選択科目がバランス良く配置されている。

〈行政コース〉

行政コースは、地方公務員を中心として、行政の専門職の育成に寄与することを目的としている。このため、基本法を中心とする科目の他に、政治・行政に関わる基本科目・応用科目が配置されている。具体的には、1年次における「法学」「政治学原論」「憲法Ⅰ（人権）」「民法Ⅰ」、2年次における「憲法Ⅱ（統治）」「行政法総論」「民法Ⅱ」「地方自治論」、3・4年次における「行政法各論」「行政学」などが必修科目として設置されている他、「刑法総論」「現代社会論」などの選択必修科目、「租税法」「社会保障法」「環境法」「歴史学」などの選択科目がバランス良く配置されている。

〈ビジネスキャリアコース〉

ビジネスキャリアコースは、企業活動に関わる多種多様な法制度を幅広く学ぶとともに、企業に関わる経済学・経営学・商学：会計学等の周辺領域の社会科学系の学問の研鑽を積み、企業法務をはじめとし、起業・企業経営等の分野で活躍する人材の育成を目的としている。このため、1年次における「憲法」「民法総則」「刑法総論」「企業法概論」「総合英語」、2年次における「物権法」「債権法総論」「会社法」「情報処理Ⅱ」、3・4年次における「債権法各論」「有価証券法」「民事訴訟法」「企業取引法」「ビジネス英語Ⅰ・Ⅱ」などが必修科目として設置されている他、「経済原論Ⅰ・Ⅱ」「経営学総論」「商学総論」「会計学総論」などの選択必修科目、「環境社会学」「倫理学」「平和学」などの選択科目がバランス良く配置されている。

〈現代社会と法コース〉

現代社会と法コースは、現代社会で起きている諸問題について深い知識と洞察力を持ち、どんな世界でも通用するだけの社会的資質を備えた人材の育成を目的としている。このため、1年次において、法学を中心とした社会科学の学修・研究に必要な不可欠な能力を養うために「調査・表現法基礎演習」が、2年次には特定のテーマについて幅広い視点からの研究手法を養うための「テーマ演習」が、3・4年次には応用的な研究を行うための「コース演習Ⅰ・Ⅱ」、及び4年次における演習論文の作成のそれぞれが必修科目として設置されており、より高い問題意識と自己表現能力の研鑽をなし得る編成となってい

る。

また、法学以外の社会科学における広範な視野から様々な社会問題についての考察を図るといった観点から、1年次において「法学」「憲法」「民法Ⅰ」「刑法総論」、2年次において「現代社会論」「民法Ⅱ」「NPO・NGO論」「情報処理Ⅱ」が必修科目として設置されているのに対し、3年次以降においては、演習科目と「フィールドワーク実践」を除いて必修科目が設定されておらず、各人の研究テーマに応じた、より柔軟な学修計画が立てられるよう工夫がなされている。さらに、3年次から必修科目となっている「コース演習Ⅰ・Ⅱ」の他に、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を履修することもでき、複数の演習授業の受講をもとに、より多角的な視野から各自の学問研究を実践できる機会が与えられている。

〈スポーツシステムコース〉

スポーツシステムコースは、多様化するスポーツの社会的環境を学び、法的素養のみならず、人間関係のあり方、身体活動の重要性について考察し、スポーツ関連に限らず、広く行政や企業のあらゆる現場で活躍できる人材、及び地域社会に貢献できるコミュニケーションリーダーを育成することを目的としている。

このため、法的素養の養成を前提としつつ、多様化するスポーツの社会的環境を学び、人間関係のあり方や身体活動の重要性を考えることを目的に、1年次の「スポーツ健康科学概論」、1年次から4年次の「スポーツ学実習Ⅰ～Ⅴ」が必修科目として設置されている。また、1年次における「憲法」「民法Ⅰ」「刑法総論」、2年次における「民法Ⅱ」「スポーツ組織論」「スポーツ指導論」、3年次における「スポーツ法学概論」「スポーツ・リスクマネジメント論」、4年次における「スポーツ行政論」が必修科目とされている他、「スポーツ文化論」「スポーツ経営学」などの諸科目が選択必修科目として設置されており、コース独自のカリキュラムが編成されている。

以上の他、法学部で履修できる商学部の科目として、「商学総論」「経営学総論」「会計学総論」「貿易論」「財政学」「金融論」などが開設されている（資料4(2)-2）。

〈商学研究科〉

会計学系列では、会計事務所や中堅企業の会計に精通した経営管理者や会計専門スタッフ、税理士などの職業会計人を育成することを目的としている。このため、「財務会計論特論」「管理会計論特論」「会計監査論特論」「税務会計論特論」などの分野の研究を中心とし、「租税法特論」「ビジネス・ロー特論」「ファイナンス特論」を配置している。

経営学系列では、地域の起業家や中小企業の経営者、中堅企業のビジネスリーダーを育成することを目的としている。このため、「現代企業管理特論」「経営組織論特論」「国際経営論特論」「経営情報論特論」などの分野に「マーケティング論特論」「国際経済論特論」を加え、学際的研究を目指している。

このように、商学研究科では、商学部の基礎的・体系的学修を基礎に、より高度な専門性と総合性を兼ね備えた人材育成を行うようなカリキュラムが編成されている（資料4(2)-3）。

学生は、1年次の最初の Semester において、特論科目の履修、演習科目の履修・研究を行う。次の Semester で、研究テーマを確定し、修士論文計画書を提出する。2年次の最初の Semester で研究計画を遂行し、次の Semester で、論文草稿の執筆、査読、修

正を行う。そして、修士論文を提出し、審査を受ける。このように、2年間にわたる教員の指導体制の中で、コースワークとリサーチワークはバランスよく配置されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈大学全体〉

中央学院大学では開学以来、導入教育に力を入れ、宿泊型の新入生研修（プライムセミナー）を実施してきた。高等学校から大学への円滑な移行を図り、学びの動機づけや習慣形成を促進するための重要なプログラムとして、特に本学では「コミュニケーションとオリエンテーション」をキーワードとして、そのプログラムが形成されてきた。具体的には、各学部の教員及び職員、学生スタッフらによる計画や運営により、オリエンテーションや各種相談、交流会などが行われてきたが、これまで一定の成果が検証されてきた。その成果が検証されたものとして『新入生 3000 人の声—新入生の合宿 10 回教育史録』（資料 4(2)-4）などがある。近年、宿泊型の研修から学内での研修、自己発見セミナーのような啓発的なものも含まれるような形へと変貌しつつあるが、導入教育としての基本的な理念は受け継がれている。

また、各学部・研究科においては、教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような各課程に相応しい教育内容を提供している。

〈商学部〉

「プロゼミナール」では約 18 名程度の新生に対し教員 1 名を担当者として、大学生生活に関する基本的な内容についての授業に加えて、文章作成能力、プロゼミ内でのプレゼンテーションを通じたコミュニケーション能力等のスタディスキルの基本的な育成などが行われている。この「プロゼミナール」のテキストとしては、商学部教員が作成し、「推薦図書」「時代を読み解くキーワード」などを纏めた「Compass2013」（資料 4(2)-5）が用いられている。

商学部では、1 年次の秋セメスターにおいて所属するコース及び演習を選択することになるが、学生各自の目標、将来の希望に合致したコースを選択するために 1 年次の「商学部入門講座」において指導を行っており、演習の選択については、ゼミ担当教員による「演習説明会」が開催されている。

また、コース選択後の各コースにおいては、学生の目標に対して、教員がきめ細かな指導を行っているが、一例としては、経営コースにおける会社設立のための書類作成や手続きのサポートなどといった、学生の起業支援などが挙げられる。

外国語系列科目においては、CALL 教室などを活用し、実用的でバラエティに富んだ語学教育の充実に努めている他、「英語リーディング・ライティング」における習熟度別クラス・少人数クラスなどにより、個々の能力に合わせた効果的な授業を推進している。また、「外国文化研究」としてアメリカ・メンフィス大学、ニュージーランド・ワイカト大学への短期語学研修なども実施している。

「情報リテラシー」「情報処理論」については、高校以前の学習の習熟度に差があることから、事前にチェックテストを行い、習熟度別クラス編成等を実施すると同時に、PC 教室において一人一台の機器を使用した少数教育が行われている。また、専門インストラクターによる、きめ細かな指導も行われ、学生のリテラシーの充実に努められている。

さらに、授業以外での学修環境としては、6号館のパソコン教室（671、672、673、674、681、682）とスタディールーム（677）に350台以上のパソコンが設置されるとともに、OSとしてのWindows Vistaの他、基本的な日本語ワープロソフト、表計算ソフトその他必要なアプリケーションソフトなども導入され、新入生を含めた全学生の利用に供されている。

〈法学部〉

1年次で履修する「基礎演習Ⅰ」では、10名～20名の新入生に対し教員1名を担当者として、大学生活に関する基本的な内容についての授業に加えて、文章力、情報収集能力、社会人基礎力、キャリアデザインなどの能力等を身につけるための授業が行われている。2年次で履修する「基礎演習Ⅱ」では、法学にとどまらず時事問題や芸術・スポーツなど多岐にわたるテーマを学生が主体的に取り上げ、研究・発表を行う授業が行われている。3・4年次で履修する「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」では、法学分野を深く追求するため、研究発表やディスカッションを通して取り組む研究テーマを見つけ、教員の指導のもとに論文をまとめる授業が行われている。

こうした少人数のゼミナールとは別に、各コースごとに特色ある授業が行われている。例としては、東京地方裁判所をモデルとして作られた模擬法廷教室において、学生が裁判官や裁判員、検察官などに扮して模擬裁判を行う「模擬裁判」や、現代社会と法コースにおけるフィールドワークなどが挙げられる。フィールドワークは、震災の現場や産業廃棄物の不法投棄問題が起きている現場などに赴き、当事者から話を聞くことで、問題の原因や解決方法などを考えるといったものである。

また、授業以外の学修環境として、司法書士や法学検定、大学院進学を目指す学生のための「法制研究室」、公務員志望や行政書士、宅建などの資格取得を目指す学生のための「行政研究会」といった大学直属の研究室（資料4(2)-6 P53）があり、教員や上級生らによる指導が行われている。さらに、公務員試験を目指す学生のために公務員対策講座、資格取得のためのアクティブセンター（生涯学習センター）の各種講座なども設けられている。

〈商学研究科〉

本研究科は、複雑化、多様化する現代社会のニーズ等に対応して、高度な商学理論や専門知識等を修得することとしており、そのために各専攻分野における専門科目を配置している。一方、限られた特定の専門性に偏重することを避けるために、経営学、会計学に関連する科目（例えば、国際経済論、ビジネス・ローなど）も配置し、これら隣接する分野の科目の履修により、広い視野に立った精深な学識を授けることとしている。

②点検・評価

・基準4(2)の充足状況

本学では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

商学部では、広範な科目設定で、将来に生きる幅広い商学知識が学べる教育課程、法学部では、学生一人ひとりの進路を見据えながら、法学の世界を多角的に学べる教育課程となっている。また、いずれの学部でも情報関連科目を必修科目とするなど情報化や

国際化の進展にも応じられる編成となっている。

さらに商学研究科では、商学を総合的な市場ネットワークの学問としてとらえたうえで、国際的市場展開の経営や情報技術（IT）を含んだカリキュラムを構築している。

本学では、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育課程を提供しており、基準4(2)をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

〈商学部〉

全体的なカリキュラムの編成及び体系としては、専門性の高い専門科目と学生にとって幅広い選択のできる教養科目といった構成となっており、学部の理念、学問の体系とも適合している。また、外国語系列科目のうち英語教育については実学を重視し、ネイティブスピーカーによる授業科目を開講している。

導入教育については、新入生が小グループ制の「プロゼミナール」において大学での学びについての基礎を修得し、担当教員とのコミュニケーションを通じて、スムーズな高等教育への移行ができるよう配慮されている。また、2年次からのコース選択に向けて、各コースの概要を理解するための「商学部入門講座」が設けられている。商学部の入門講座運営委員会の担当教員によって行われる本講座は、各コースへの円滑な移行とともに、専門科目を学ぶために必要な基礎知識の修得も兼ねている。

ビジネスなどを学ぶ上でも不可欠な情報教育に関しては、パソコン教室やスタディールームの充実によって、学生が自主的に学修できる環境を整えている。また、学生の資格取得に関しては、生涯学習センターとの連携により、様々な資格が取得できるよう全学的な支援を行っている（資料4(2)-7）。

〈法学部〉

法学部においては、在学中に「何を学ぶか」、そして「いかに学ぶか」の2つの側面を重視している。「何を学ぶか」の側面については、六法科目に加えて国際関係諸科目、外国法諸科目、行政関係諸科目などを配置し、国際的発想を地域の活動でも活かせる「グローバル」な人材の育成を行っている。同時に、情報教育を推進し、情報化社会を先取りするような人材の育成にも努めている。他方、「いかに学ぶか」の側面については、演習科目などの少人数教育を重視し、そのさらなる充実によって、学生1人1人のやる気を引き出し、社会のいかなる領域でも自分の能力を最大限に発揮できる人材の育成を図っている。何をどのように効果的に学ぶことができるかは、ひとえに学生がどのような将来の目標を持つかにかかっている。そこで法学部では学生に「目標」を持つこと、それに向かって「努力」することなどの大切さを教えるなどして、効果的な学修ができるよう、きめ細かな指導を行っている。

〈商学研究科〉

商学研究科では、留学生などに対し、その基礎学力を向上させるための講座（ジャンプアップ会計学、同経済学、同経営学）を開設し、専門的な学修への移行がスムーズにできるような教育を行うと同時に、国税庁の職歴を持つ教員による実務的な教育及び研究指導なども行われている。また、徹底した個別的指導による研究指導及び論文指導によって、院生に対するきめ細かな支援が行われており、専門職業人の育成に効果をあげて

いる。

・改善すべき事項

〈商学部〉

現行カリキュラムの良さを生かしながら、教育内容・カリキュラムが学生の能力向上に有効に機能し、かつカリキュラム、学修効果が学生自身にわかりやすいような新たなカリキュラムを構築する。

〈法学部〉

学生の基礎力養成に焦点を置き、「学士基礎力・教育の質保証・就業基礎力養成」のためのカリキュラム改革を行う。Semester制度など教育効果を高める制度の導入を行う。また、基礎教養科目について商学部との連携を図る。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

〈大学全体〉

社会人基礎力の育成のため、「全学教養教育特別委員会」を立ち上げ、学部ごとの縦割り教育を超えた教養課程の再編のための検討を進める。

〈商学部〉

2012年に、新たなカリキュラムを構築するため、カリキュラム改編委員会を立ち上げた。3、4年後の完成を目途に検討を行っている。

〈法学部〉

法学部では、既に2012年度から抜本的なカリキュラム改革のための審議が行われている。その審議の中では、学生の基礎力養成に重点を置き、「何を教えるか」ではなく、「何ができるようになるか」といった視点から科目の見直しを行っている。

〈商学研究科〉

商学研究科では、国際的なフィールドで活躍できる人材育成のため、2013年度から従来の科目に加えて「外国文献研究Ⅰ・Ⅱ（英語）」を新設した。今後は、さらに科目の充実のための検討を行っていく（資料4(2)-3）。

・改善すべき事項

〈商学部〉

アクティブ・ラーニングやナンバリング等については、今後、商学部でも取り組んでいくための検討を行っていく。カリキュラムについては、ナンバリング等により科目の難易度を示し、効果的な科目履修の順序を示し、学生がどの科目から履修すれば学修効果が得られるかをわかりやすいように改編する。

〈法学部〉

法学部の特性と各コースの個性に配慮したコース必修科目の見直しを行う。習熟度を考慮し、外国語及び情報科目における科目ないしクラス編成の見直しを行う。また、ナンバリングの検討を行う。

「全学教養教育特別委員会」により、商学部との連携を図る。

④根拠資料

- 4(2)-1 2013 商学部学生要覧 (既出 資料 1-3)
- 4(2)-2 2013 法学部学生要覧 (既出 資料 1-5)
- 4(2)-3 2013 大学院学生要覧・講義要項 (シラバス) (既出 資料 1-8)
- 4(2)-4 『新入生 3000 人の声—新入生の合宿 10 回教育史録』
- 4(2)-5 「Compass2013」商学部
- 4(2)-6 2013 大学案内 (既出 資料 1-14)
- 4(2)-7 中央学院大学ホームページ アクティブセンター (既出 資料 2-6)
- 4(2)-8 2013 商学部・法学部・大学院研究科年間授業時間割表
- 4(2)-9 「中央学院大学大学院 修士号授与可否基準 (学位論文審査基準)」

教育方法

①現状説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

〈大学全体〉

中央学院大学では、学生一人ひとりに寄り添い、支える教育を目指し、徹底した少人数教育を行うとともに、自己発見セミナーやインターンシップなど充実した教育支援プログラムを用意し、教員がきめ細かな指導を行っている。

〈商学部〉

学修効果を高めるため、授業クラスの少人数化をめざしており、そのための事前登録制を採用している。商学部では、入学時のプライムセミナー（資料 4(3)-1）において、習熟度別クラスのための「英語リーディング・ライティング・プレイスメントテスト」「情報リテラシー基礎知識チェックテスト」を行っている。また、外部専門業者に依頼した「自己発見セミナー」を行い、学生が自己理解を深めて自信を持つことができるような指導も行っている。

学生の履修登録については、プライムセミナーにおける教員や上級生の個別相談の他、登録時に教務課の担当者が学生全員に対し、個人ごとの対面式指導を実施している。また、2011 年度より履修単位数の上限（2 年次から 4 年次春semester）をこれまでの 22 単位から 20 単位へと変更し、事前学修・事後学修の時間確保を行っている。

学生に対する指導では、IC カード利用の出席管理システムの導入により、出席の思わしくない学生を早期に把握し、プロゼミの担当者による指導を行う他、学生サポートセンターの専任スタッフによる、きめ細かな相談・指導を実施している。1 年次の必修科目として設けられている「プロゼミナール」（資料 4(3)-2）では、「学問の基礎や教養を高める」「4 年間の目標や基礎力を蓄える」「人間関係を深める」といったことを目的として授業を行っている。また、この授業の担当者は、アカデミック・アドバイザーとして 4 年間、学生の学修や生活全般についての指導・助言も行っている。

情報処理関連教育では、「情報リテラシー」「情報処理論」が 1 年次の必修科目となっており、商学に関する基礎を身につけながら、情報に関する知識が修得できるようになっている。また、情報スタディールームを設け、その担当スタッフが授業時間外における学生の自主的学習をサポートしている。

この他、シラバスにおいて毎回の授業の事前学修や事後学修の課題を明示することにより、授業への主体的参加を促している。

〈法学部〉

法学部では、最近の学生に見られる基礎学力の低下という状況を前提にして、1 年次において円滑に大学生活に入るとともに、法学を学ぶために基礎学力を養うことを念頭に「基礎演習 I」を開設している。この授業では、「意欲を高める」「学びの理解」「学びと社会」「自己理解」「目標立案」といったテーマを基に担任教員がきめ細かな指導を実施している。また、法学部では、「基礎演習 I」の他、「基礎演習 II」「専門演習 I・II」「ビジネス法基礎演習 I・II」「調査・表現法基礎演習」「テーマ演習」「コース演習 I・II」「スポーツ学演習 I・II・III・IV」などの演習科目を設けて少人数教育の充実をはかっている。

学生の履修登録については、プライムセミナー（資料 4(3)-3）における教員や上級生の個別相談の他、登録時に教務課の担当者が学生全員に対し、個人ごとの対面式指導を実施している。また、2011 年度より履修単位数の上限をこれまでの 1 年次 47 単位から 43 単位、2 年次 44 単位から 42 単位、3 年次 43 単位から 41 単位、2 年次から 4 年次再履修科目 20 単位から 16 単位へと変更し、事前学修・事後学修の時間確保を行っている。

学生に対する指導では、IC カード利用の出席管理システムの導入により、出席の思わしくない学生を早期に把握し、「基礎演習 I」の担当者による指導を行う他、学生サポートセンターの専任スタッフによる、きめ細かな相談・指導を実施している。また、各学年ごとの演習の担当者が担任として、学生の学修や生活全般についての指導・助言も行っている。

情報処理関連教育では、「情報処理論」が 1 年次の必修科目となっており、法学に関する基礎を身につけながら、情報に関する知識が修得できるようになっている。また、情報スタディールームを設け、その担当スタッフが授業時間外における学生の自主的学修をサポートしている。

この他、シラバスにおいて毎回の授業の事前学修や事後学修の課題を明示することにより、授業への主体的参加を促している。

〈商学研究科〉

高度な専門性と総合的判断力を有し、包括的な生きる力をもつ職業人を育成するために、授業形態として、講義に加え学修の成果を修士論文に仕上げるための演習及び特別研究指導を行っている。

履修単位数は、大学院学則で 1 年次 20 単位以上 26 単位以内、2 年次 4 単位以上と定めている。

指導教員は、論文のテーマ選定から修士論文計画書の作成、さらに中間発表、修士論文審査に向けた指導をする。また、大学院生の専攻する研究テーマ等に合わせて適切な科目が履修できるよう指導している。外国人留学生の場合には、日本語記述能力の問題もあり、なるべく早い段階から研究テーマの確定及び論文計画書を作成するよう指導している。

現在、指導教員は、履修科目の修得と並行して、通常年数で修士課程が修了できるよう 1 年次から修士の学位論文作成の指導を行うなど、個別的な教育・研究指導は充実している。

また、留学生に専門的な研究に必要な商学系科目の学力不足がみられるため、修士号を授与するに相応しい研究レベルに早期に到達することを目的として 2009 年度より、国際交流センターの主催により、大学院担当の専任教員による基礎学力向上講座（ジャンプアップ会計学、同経済学、同経営学）を開講している。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈大学全体〉

中央学院大学では、シラバスの内容の充実を図りながら、それに基づいた授業を行っている。2012 年度からは、各開講科目の授業で高められる 13 項目（①異文化の理解②文化・社会・自然の理解③コミュニケーション・スキル④数量的スキル⑤情報リテラシー⑥論理的思考力⑦問題解決力⑧自己管理能力⑨チームワーク・リーダーシップ⑩倫理観⑪

社会的責任⑫生涯学習力⑬課題解決力) をシラバスに明示し、学生の授業選択のための便宜を図った。

〈商学部〉

従前、授業計画などの書き方が個々の教員に委ねられており、統一性がなかった。また、準備学修等などの欄もなく、各回の授業に求められる予習についての具体的指示を提供するというシラバスの役割の一部が十分に果たされていなかった。このため、2010年度から統一的な書き方への徹底をはかった。特に、記載内容については、シラバスの意義と役割の周知をはかるとともに、「授業目的」「授業計画」「成績評価方法」「テキスト・参考書」に加えて、「評価基準」「準備学修等」などを明記するよう改善を行った。

商学部のシラバスは、学生配付用の冊子（資料4(3)-4）に加え、Web上で学内外に広く公表されており（資料4(3)-5）、授業もシラバスに基づいた内容・方法で適切に行われている。

〈法学部〉

2007年度申請の大学評価において、「法学部のシラバスは、科目によって相当な精粗が見られ、記載内容の質と量を標準化・均一化するとともに、意義と役割を周知徹底し改善することが望まれる」との指摘を受けた。このため、2010年度から統一的な書き方への徹底をはかった。特に、記載内容については、シラバスの意義と役割の周知をはかるとともに、「授業目的」「授業計画」「成績評価方法」「テキスト・参考書」に加えて、「評価基準」「準備学修等」などを明記するよう改善を行った。

法学部のシラバスは、学生配付用の冊子（資料4(3)-6）に加え、Web上で学内外に広く公表されており（資料4(3)-7）、授業もシラバスに基づいた内容・方法で適切に行われている。

〈商学研究科〉

商学研究科では、シラバスの意義と役割の周知をはかるとともに、「授業目的」「授業計画」「成績評価方法」「テキスト・参考書」に加えて、「評価基準」「準備学修等」などを明記している。また、学生配付用の冊子（資料4(3)-8）に加え、Web上で授業の概要を教員によるメッセージとともに学内外に広く公表しており（資料4(3)-9）、授業もシラバスに基づいた内容・方法で適切に行われている。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈大学全体〉

成績評価については、シラバスに明示された方法・基準により適切に行われている。単位認定については、GPAの導入に伴い、それまでの4段階評価（A・B・C・F）から5段階評価（S・A・B・C・F）に移行し、厳密化を図った。

〈商学部〉

商学部における成績評価と単位認定については、学則に規定されている他、入学時に配付される『学生要覧』（資料4(3)-10 P22）に記載されている。また、個々の授業科目における成績評価と単位認定の詳細は、シラバスに記載されている。

単位の実質化については、授業回数を確保すると同時に出席率の向上に取り組んでいる。具体的には、学生証のICカード化による出席管理システムを導入し、出席不良の学

生の把握をした上で、ゼミの担当者、学生サポートセンターの専任スタッフによる指導を行っている。また、2011年度からは学生の情報を集約した「学生カルテ」を導入し、出席不良学生の早期発見に役立てている。

定期試験については、授業の3分の2以上の出席を受験要件としており、その旨を学生要覧に明記している。成績評価と単位認定に関しての学生からの疑義については、「成績調査申請取扱要項」に基づき、所定の用紙で教務課に申し出た学生に対し、科目の担当教員が回答を行うこととなっている。

また、1年次終了時の修得単位数が20単位に達しない場合は「成績不良注意」、2年次終了時の修得単位数が46単位に達しない場合は「成績不良注意勧告」が文書により手渡され、単位取得不良学生に対して注意を喚起している。2012年度終了時点で注意を受けた者は、1年生の「成績不良注意」が70名、2年生の「成績不良注意勧告」が69名となっている。

編入学及び転学部の既修得単位の認定については、教務委員会が審査し、教授会での承認を経て厳格に実施している。また、転コースの既修得単位の認定についても、コース分科会が審査し、教授会での承認を経て厳格に実施している。

〈法学部〉

法学部における成績評価と単位認定については、学則に規定されている他、入学時に配付される『学生要覧』（資料4(3)-11 P11）に記載されている。また、個々の授業科目における成績評価と単位認定の詳細は、シラバスに記載されている。

単位の実質化については、授業回数を確保すると同時に出席率の向上に取り組んでいる。具体的には、学生証のICカード化による出席管理システムを導入し、出席不良の学生の把握をした上で、ゼミの担当者、学生サポートセンターの専任スタッフによる指導を行っている。また、2011年度からは学生の情報を集約した「学生カルテ」を導入し、出席不良学生の早期発見に役立てている。

定期試験については、授業の3分の2以上の出席を受験要件としており、その旨を学生要覧に明記している。成績評価と単位認定に関しての学生からの疑義については、「成績調査申請取扱要項」に基づき、所定の用紙で教務課に申し出た学生に対し、科目の担当教員が回答を行うこととなっている。

また、1年次終了時の修得単位数が25単位未満の場合は「警告」、2年次終了時の修得単位数が45単位未満の場合は「嚴重警告」が文書により手渡され、単位取得不良学生に対して注意を喚起している。2012年度終了時点で注意を受けた者は、1年生の「警告」が33名、2年生の「嚴重警告」が32名となっている。

編入学及び転学部の既修得単位の認定については、教務委員会が審査し、教授会での承認を経て厳格に実施している。また、転コースの既修得単位の認定についても、コース委員会が審査し、教授会での承認を経て厳格に実施している。

〈商学研究科〉

成績評価は、履修した授業科目の授業における定期試験、小テスト、レポート提出等によって行われ、成績評価方法・基準はシラバスに明示されている（資料4(3)-8）。修士論文については、主査、副査によって構成される審査委員会で審査され、研究科委員会で合否の判定が行われている。

単位の実質化については、2008年度より半期15週の授業期間が設けられており、設置基準に則った成績評価によって単位が認定されている。

入学前に他大学等の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位については、研究科委員会において審査し、適正であると認めるときは、10単位を超えない範囲で、課程修了要件の単位として認定している。

（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈大学全体〉

教育成果の検証については各学部、研究科ごとに行われ、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。大学主導としては、2010年4月に学長からの提案により全学的な「プライムセミナー将来検討特別委員会」を立ち上げ、従来から行われていたプライムセミナー（新入生合宿）の教育成果についての検証を行った他、現在の学生に即応した、新しい形式のプライムセミナーについての検討を行った。

また、授業の内容及び改善を図るため、以下のような組織的研修・研究を実施した。

〈2010年度〉

第1回：2011年3月2日

テーマ：「本学商学部における英語教育の現状とe-learningの取組み—DynEdとモバイルアカデミーを中心に—」

本学商学部 ジョン・ドーラン准教授、富田准教授

〈2011年度〉

第1回：2011年5月5日

テーマ：「発達障害」

千葉県発達障害者支援センター 奥山氏による講演

〈2012年度〉

第1回：2012年7月25日

テーマ：「e-learningによる授業改善—Web Classの活用—」

本学商学部 大島教授

第2回：2012年10月31日（参加者64名）

テーマ：「玉川大学の教育改革—21世紀型教育モデル」

玉川大学教学部長（経営学部教授）菊池氏による講演

〈2013年度〉

第1回：2013年7月10日

テーマ：「webclassによる授業支援」— webclassで出来ること

本学商学部 大島教授

第2回：2013年12月4日

テーマ：「金沢工業大学における教育のPDCA（教育マネジメント）について」

金沢工業大学常任理事 谷 正史氏による講演

〈商学部〉

教育内容・方法の改善については、商学部内に教務委員会、資格取得講座運営委員会、検定・資格合格のための企画・運営委員会、プライムセミナー委員会などがあり、それぞれ関連するテーマについての議論を重ねている。また、カリキュラムなどを検討する各コースごとの分科会、教育内容などを検討する学問系統別の分科会があり、定期的な議論を行っている。

さらに、全学的組織としての教育充実委員会、特別教育指導センター、教職課程運営委員会などが、関連する教育内容などにつき検証を行っている。

2012年4月に発足した、法人が主導する財政安定化協議会の第五部会においては、合宿形式の中で、大学カリキュラム改編の基本的な方向性についてドラスティックな議論を行っている。その際、法人理事長より、「本学学生の特質を認識し、基礎・主要科目（コア科目）の重点的な教育の充実を図り、他大学とは異なる本学独自の学士基礎力や就業基礎力を育む改編であること」など7項目の基本方針が示された。

また、財政安定化協議会の議論を基に、商学部内においても2014年度以降の実施を目的に、大幅なカリキュラム改革の検討を進めている。

1972年以来行われている、新入生のための導入教育としてのプライムセミナーについては、各年ごとの実施内容を検討するプライムセミナー委員会とは別に、2010年度に、プライムセミナー将来検討特別委員会を設置し、将来に向けて、より効果を高めるためのあり方について検討を行った。

授業については、授業評価アンケートの中に「授業内容」「授業方法」の項目があり、各教員は、その結果をもとに、それぞれの授業の改善に取り組んでいる。また、2012年度よりシラバスに、各科目を学ぶことで高めることのできる就業力を記載し、学生が授業を選択する際の参考となるよう配慮した。

〈法学部〉

教育内容・方法の改善については、法学部内に教務委員会、留学生教育検討委員会、プライムセミナー委員会などがあり、それぞれ関連するテーマについての議論を重ねている。また、カリキュラムなどを検討する各コースごとの委員会、教育内容などを検討する学問系統別の部会があり、定期的な議論を行っている。

さらに、全学的組織としての教育充実委員会、特別教育指導センター、教職課程運営委員会などが、関連する教育内容などにつき検証を行っている。

2012年4月に財政安定化協議会の第五部会が発足したが、そこでの議論を基に、法学部内においても検討を進め、2013年度から大幅なカリキュラムの改編を行った。

プライムセミナーについては、プライムセミナー委員会が各年ごとの実施内容を検討し、商学部とは異なる方法による導入教育を実施している。また、2010年度には商学部と合同でプライムセミナー将来検討特別委員会を開催し、将来に向けて、より効果を高めるためのあり方について検討を行った。

授業については、授業評価アンケートの中に「授業について」「担当教員について」の項目があり、各教員は、その結果をもとに、それぞれの授業の改善に取り組んでいる。また、2012年度よりシラバスに、各科目を学ぶことで高めることのできる就業力を記載し、学生が授業を選択する際の参考となるよう配慮した。

〈商学研究科〉

教育内容・方法の改善については、研究科委員会での審議の他に、研究科内に学事部会があり、定期的な検証を行っている。また、FD については、商学研究科が留学生の比率が高いことから「大学院における留学生への効果的教授法」というテーマで研修会を開催するなどしている。

大学院の科目の履修者は少人数であるため、授業評価を行わず、教員が授業の中で学生の意見を取り入れながら改善に努めていたが、2012 年度より授業アンケートを実施し、より改善のための環境を整えた。

②点検・評価

・基準 4(3)の充足状況

本学は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に努めている。

履修指導にあたっては、プライムセミナーにおける教員や上級生の個別相談の他、登録時に教務課の担当者が学生全員に対し、個人ごとの対面式指導を実施している。シラバスについても、授業計画の他、成績評価方法・基準、準備学習等適切な記述がなされており、授業方法についても国や自治体の職員、NPO の責任者などの実務家を招き、対話形式で行う授業など、様々な工夫をこらしている。

成績評価については、学則第 49 条（成績の評価）、シラバス（成績評価方法・基準）等に基づき、厳格かつ適正に行われている。

本学では、教育水準の維持・向上のため、FD の一環として、授業の内容及び方法についての組織的研修・研究を行っており、その結果を改善に結びつけている。

以上の点から本学では、基準 4(3)をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

〈商学部〉

2012 年度より、シラバスに授業で高められる能力について明示するようになったことで、学生に与える教育効果についての教員側の意識が高まった。

授業内容とシラバスの整合性については、学生による授業評価の中に「授業の内容はシラバスに沿ったものであった」という項目を設け点検を行っているが、2012 年度後期の集計結果においては、「強くそう思う」48.6%、「ややそう思う」33.5%、「どちらでもない」16.1%、「あまりそう思わない」1.2%、「まったくそう思わない」0.6%となっており、ほぼシラバスどおりの授業が行われていると評価できる。

また、「授業の内容に興味をもてた」という項目では、「強くそう思う」と「ややそう思う」の合計が、2012 年度 82.0%（2011 年度 79.2%、2010 年度 74.9%）、「授業の内容は体系的でよくまとまっていた」という項目では同様に、2012 年度 83.1%（2011 年度 80.1%、2010 年度 76.1%）、「授業はよく準備されていた」という項目では同様に、2012 年度 85.4%（2011 年度 84.1%、2010 年度 80.8%）となっており、授業の内容や方法がほぼ良好であることや、年々改善されていることなどが確認できる（資料 4(3)-12）。

〈法学部〉

2012年度より、シラバスに授業で高められる能力について明示するようになったことで、学生に与える教育効果についての教員側の意識が高まった。

授業内容とシラバスの整合性については、学生による授業評価の中に「この授業の内容はシラバスに沿って進められた」という項目を設け点検を行っているが、2012年度の集計結果においては、平均点が4.18（2011年度4.12、2010年度4.06、5点満点）となっており、年々改善されるとともに、ほぼシラバスどおりの授業が行われていると評価できる。

また、「この授業は理解できた」という項目では、2012年度の平均点が3.86（2011年度3.81、2010年度3.74）、「担当教員の説明はわかりやすかった」という項目では、2012年度の平均点が4.12（2011年度4.11、2010年度4.07）、「全体的にこの授業に満足している」という項目では、2012年度の平均点が4.10（2011年度4.09、2010年度4.04）となっており、授業の内容や方法がほぼ良好であることや、年々改善されていることなどが確認できる（資料4(3)-13）。

〈商学研究科〉

従来、大学院の授業は日本語のみで行われていたが、2013年度より「外国文献Ⅰ・Ⅱ」を開設し、英語での授業を行うようになった（資料4(3)-8）。

また、2006年に大学院が設立されて以来8年近くが経ち、様々な規程の整備や科目の充実などが積極的に行われるようになった。

・改善すべき事項

中央学院大学では、「千葉県私立大学及び放送大学間の単位互換に関する包括協定」に基づき、県内26大学、11短期大学及び放送大学の39校において指定された授業科目を履修し、単位を修得した場合、在籍する大学の授業科目として単位が認定される制度を導入している。しかし、本学の学生の場合、利用者がほとんどいないのが現状である。この制度については、移動距離における時間のロスや大学間の履修登録の時期のずれなど、学生による積極的な参加を妨げる要因があり、協定校間における調整・改善が進んでいないのが現状である。

法学部では、1年次においては「基礎演習Ⅰ」「ビジネス法基礎演習」など4つの演習科目、2年次においては「基礎演習Ⅱ」など3つの演習科目、3年次においては「専門演習」など3つの演習科目、4年次においては、「専門演習Ⅱ」など3つの演習科目の担当教員が担任となり、学生生活及び教育上の助言・指導を行うことになっている。しかし、2年次以降、演習科目を履修していない学生については、一番最後に履修した演習科目の担当教員が担任になるなど割り当てが複雑になっていることが否めない。また、演習が変わるごとに担任が変わるケースもあり、4年間、学生を熟知した上で指導するという点からは難しさも指摘し得る。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

〈商学部〉

今後は、基礎から積み上げていくカリキュラムを構築するとともに、授業内容はもちろん、学修効果や目的が学生自身にとってもわかりやすいものとなるよう、教員間の連携を図り、学修指導を組織的に行っていく。

〈法学部〉

外国語及び情報科目の習熟度別クラスを充実させ、学生の理解度に応じた授業を行っていく。

地方公務員志望など、学生の目的意識に沿ったカリキュラムの充実を図る。

・改善すべき事項

単位互換制度については、大学間における調整とともに、学生が利用しやすい運用について検討していく。

担任制度については、そのあり方を検証するとともに、ポートフォリオの導入などによる学生の自主的管理の推進、教員との様々なツールを用いたコミュニケーションの構築を検討する。

④根拠資料

- 4(3)-1 商学部 PrimeSeminar2013
- 4(3)-2 「Compass2013」商学部（既出 資料 4(2)-5）
- 4(3)-3 法学部 PrimeSeminar2013
- 4(3)-4 2013 年度商学部講義要項（シラバス）
- 4(3)-5 中央学院大学ホームページ 商学部シラバス
URL:<http://www.cgu.ac.jp/campuslife/lessons/tabid/242/Default.aspx>
- 4(3)-6 2013 年度法学部講義要項（シラバス）
- 4(3)-7 中央学院大学ホームページ 法学部シラバス
URL:<http://www.cgu.ac.jp/campuslife/lessons/tabid/243/Default.aspx>
- 4(3)-8 2013 大学院学生要覧・講義要項（シラバス）（既出 資料 1—8）
- 4(3)-9 中央学院大学ホームページ 大学院シラバス
URL:<http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/06-kyoum/youran2014.pdf>
- 4(3)-10 2013 商学部学生要覧（既出 資料 1—3）
- 4(3)-11 2013 法学部学生要覧（既出 資料 1—5）
- 4(3)-12 「商学部報第 60 号・第 62 号・第 64 号」
- 4(3)-13 「法学部報第 29 号・第 31 号・第 33 号」

成果

①現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈大学全体〉

2013年3月20日現在の中央学院大学の就職率は、75.6%（就職者458名／就職希望者606名、全国文系平均73.6%）となっている。また、例年、警視庁や千葉県警をはじめとする警察官採用試験に多数の合格者、採用者を出している。2013年版『大学ランキング』（朝日新聞出版2012年4月発行）によれば、本学の警察官採用者は全国756大学のうち49位、千葉県下では2位となっている。

さらに、簿記検定、行政書士、宅地建物取引主任者などの資格取得の他、税理士試験の合格者や、少数ながら司法試験や公認会計士試験などの合格者も出て、在学者の良き目標となっている。

教職課程においては、2012年度の教職科目履修者は全学年で142名であった。そのうち、13名が教育実習を行い、教員免許状取得者は33件であった。

〈商学部〉

学修成果を測る指標として、2012年度入学者からGPA制度を導入した。商学部においては、2012年度前期以降の成績に関し、成績通知書に学期ごとに算出したGPAと学年ごとのGPA、累積して算出したGPAを載せ、学生の学修意欲の向上を促している。また、授業評価アンケートでは、学生の授業への取り組みについて、自己評価を行い、結果として「授業によく出席した」「積極的に取り組んだ」「予習・復習をした」などの割合が上昇している（資料4(4)-1）。

商学部では、入学時に行う「自己発見調査」に続き、1年後にその成長をはかる「自己プログレスレポート（成長度調査）」を実施している。これは、学生に自らの成長度を客観的に把握させることによって、勉学への取り組みなどに改善のきっかけを与え、2年次以降の学生生活をより有意義にすることを目的としている。

本学では、資格取得を奨励するため、国家資格レベルの合格者を対象に学長による特別表彰を行っている。商学部では、2012年度に「宅地建物取引主任者合格」「税理士2科目合格」「TOEIC645点」などの該当者6名に対し表彰を行った。

教職課程においては、中学校教諭一種（社会）、高校教諭一種（地理歴史・公民・商業・情報）の免許を取得できるが、実際に教職に就いた学生は、2013年3月卒業者、高校教員1名、2012年3月卒業者、高校教員1名、2010年3月卒業者、中学教員1名、高校教員1名となっている。

就職状況としては、2013年3月20日現在、就職希望者357名に対し就職者275名（就職率77.0%）となっている。

〈法学部〉

学修成果を測る指標として、2012年度入学者からGPA制度を導入した。法学部においては、2012年度以降の成績に関し、成績通知書に学年ごとのGPA、累積して算出したGPAを載せ、学生の学修意欲の向上を促している。また、授業評価アンケートでは、学生の授業への取り組みについて、自己評価を行い、結果として「授業の出席率が高かった」「授業中、集中して聞いた」「予習・復習をした」などのポイントが上昇している（資料4(4)-2）。

法学部では、入学時に行う「自己発見調査（希望者のみ）」に続き、1年後にその成長をはかる「自己プログレスレポート（成長度調査）」を実施している。これは、学生に自らの成長度を客観的に把握させることによって、勉学への取り組みなどに改善のきっかけを与え、2年次以降の学生生活をより有意義にすることを目的としている。

本学では、資格取得を奨励するため、国家資格レベルの合格者を対象に学長による特別表彰を行っている。法学部では、2012年度に「宅地建物取引主任者合格」「ビジネス実務法務検定」「総合・国内旅行業務取扱管理者」などの該当者9名に対し表彰を行った。

就職については、特に警視庁や千葉県警などの警察官の就職に千葉県内でも有数の実績をあげており、「基本的人権を尊重することの本当の意味を理解し、自己決定・自己責任を全うすることのできる自律の精神に富み、かつ他者を尊重し、これと共生することのできる人材の養成」という法学部の教育目的とともに主に武道系のクラブ活動（剣道部など）によって育まれた健全な精神が成果となって表れた好例と評価できる。法学部の就職状況としては、2013年3月20日現在、就職希望者249名に対し就職者183名（就職率73.5%）となっている。

教職課程においては、中学校教諭一種（社会）、高校教諭一種（地理歴史・公民）の免許を取得できるが、実際に教職に就いた学生は、2013年3月卒業者、高校教員2名、2012年3月卒業者、中学教員2名、2011年3月卒業者、中学教員2名、高校教員2名となっている。

〈商学研究科〉

大学院設立の目的である専門職業人の養成に関しては、「租税法」の試験免除制度を利用し、税理士試験に合格する者が出ている。また、商学研究科には多くの外国人留学生（主に中国籍）が在籍しているが、修了後には、日本の企業に就職したり、本国に戻り教鞭を取る者などが出ている。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈大学全体〉

学位授与は、「中央学院大学学則」（資料4(4)-3第54条）「中央学院大学大学院学則」（資料4(4)-4第15条）及び「中央学院大学学位規則」（資料4(4)-5）に則り、適切に行われている。各学部については、必要な単位を修得した者に対して学士の学位が授与される。また、大学院については、必要な単位の修得の他に、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して修士の学位が授与される。

〈商学部〉

学位授与は、商学部のディプロマポリシー（資料4(4)-6）に則り、適切に行われている。具体的には、必修科目をすべて修得し、各コース選択必修科目を所定の単位修得し、各系列の要件を満たして126単位以上修得した者に対して行われる。また、4年次の選択科目である「演習Ⅲ」などを通じて4年間の学修成果をまとめさせ、学士に相応しい能力や技能を獲得しているかを測っている。4年次においては、不合格となった全科目に対して1回のみ再試験が認められている。卒業の認定は教授会において行われ、必要な単位取得ができなかった学生は卒業保留となる。2012年度における卒業生は418名（9月卒業12名を含む）で、卒業が保留となった者に対しては、9月卒業の制度を設け、単位

の修得状況によって半年後の卒業が可能となっている。

〈法学部〉

学位授与は、法学部のディプロマポリシー（資料 4(4)-7）に則り、適切に行われている。具体的には、必修科目をすべて修得し、各コース選択必修科目を所定の単位修得し、各系列の要件を満たして 127 単位以上修得した者に対して行われる。また、4 年次の選択科目である「専門演習Ⅱ」などを通じて 4 年間の学修成果をまとめさせ、学士に相応しい能力や技能を獲得しているかを測っている。4 年次においては、不合格となった全科目に対して 1 回のみ再試験が認められている。卒業の認定は教授会において行われ、必要な単位取得ができなかった学生は卒業保留となる。2012 年度における卒業生は 302 名となっている。

〈商学研究科〉

学位授与は、大学院のディプロマポリシー（資料 4(4)-8）に則り、適切に行われている。具体的には、講義科目及び演習科目を併せて 30 単位以上修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して行われる。また、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するため、事前に審査委員会による修士論文審査を行い、その報告と授業科目の取得単位及び成績評価を併せて、最終的に研究科委員会において修了認定を行っている。2012 年度における修了生は 15 名（9 月修了 5 名を含む）で、修了が保留となった者に対しては、9 月修了の制度を設け、単位の修得状況及び修士論文の審査によって半年後の修了が可能となっている。

②点検・評価

・基準 4(4)の充足状況

学修成果を測る指標として、2012 年度から GPA 制度が導入されている。また、入学時に行う「自己発見調査」に続き、1 年後にその成長をはかる「自己プログレスレポート（成長度調査）」を実施することにより、学生に自らの成長度を客観的に把握させ、勉学への取り組みなどに改善のきっかけを与えている。

本学では、商学部、法学部、商学研究科のそれぞれにおいて、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対し、学位を授与している。

本学では、「資格取得講座」科目を開講し、2 級 FP 技能検定試験に合格した卒業生が大手銀行などへの就職を果たしている。また、「公務員希望者向け特別基礎講座」などの開講により、警察官を始めとして多くの地方公務員などを輩出している。

以上の点から本学では、基準 4(4)をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

商学部では、2009 年度より「資格取得講座」科目を開講した。これは、生涯学習(アクティブ)センターで開講されている講座の一部を受講し、一定の条件を満たした学生に単位を認定するものである。講座としては、総合講座「アクティブセンターⅠ・Ⅱ(実践・資産設計 AFP 講座)」(2 級 FP 技能検定試験合格を目指し、マスコミでも活躍している専門家や実務家を講師に迎え、最新情報に基づく資産運用術を学ぶ)などがある。この講座を修了した者で資格を取得した卒業生は大手銀行などへの就職を果たしている。

法学部では、2012 年度に「公務員希望者向け特別基礎講座（課外講座）」を開講した。これは、公務員として必要な法律の基礎知識を身につけるための入門講座で、1～3 年生を対象に5月から12月にかけて、法学部専任教員が計20回の講義を行った。また、2013年3月には、両学部の2年生を対象に、公務員試験の重要科目である「数的処理」「文章理解」の基礎力をつけるための計36回の「公務員試験基礎講座（TACによる学内講座）」を実施した。さらに、2013年度に実施される警察官採用試験の受験を予定している両学部の3・4年生を対象に、2013年2月から3月にかけて、法学部兼任講師が計42回の「警察官採用試験対策直前特訓講座（課外講座）」を実施した。なお、2014年度からは授業科目「公務員特別演習」として開設予定である（資料4(4)-9）。

2011年度から、学生の情報を集約した「学生カルテ」を導入した（資料4(4)-10）。このデータを基に教員、学生サポートセンターなどによる出席不良及び成績不良学生の指導が、より早期及び組織的にできるようになった。また、2012年度からGPAを導入し、個別の科目ごとではない全体的な学生の成績が把握できるようになった。

・改善すべき事項

「学生カルテ」が導入され、教員は出席状況などの学生情報が得やすくなった。しかし、出席不良の指導など、内容は従来からの指導の域を出ていない。ポートフォリオを導入するなどし、学生の自主学修を促し、達成度を自己評価できるようなシステムの構築についても検討の余地があろう。また、GPAについては、その活用が不十分と言える。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

2013年5月から7月、9月から10月にかけて、公務員志望者を対象に「憲法行政法入門」「民事法入門」「刑事法入門」など公務員として必要な法律の基本的知識や考え方を修得させる「公務員特別講座」を開講した。今後は、体系的・長期的なものとしての基礎講座及び発展講座を法学部の課外講座として発展させる。

2011年度に発足した「中央学院大学卒業生教育委員会」は、本学の卒業生で高校やその他の教育機関で教員を務める者などを会員とし、お互いの親睦・連携を深め、本学の発展に寄与することを目的としている。今後は、本学の入試、教育事業・行事に対する支援や、在学生の教職免許取得に関わる支援、卒業生教員の研修への支援等を推し進めていく。

・改善すべき事項

ポートフォリオについては、将来的に、学生が行動記録を蓄積することによる「気付き」の促しの他、教員のアドバイスを蓄積させる双方向的な教育の実現を目指す。また、GPAについては、そのスコアを最大履修単位や卒業の要件などに活用することを目指す。

④根拠資料

- 4(4)-1 「商学部報第64号」（既出 資料4(3)-12）
- 4(4)-2 「法学部報第33号」（既出 資料4(3)-13）

- 4(4)-3 中央学院大学学則 (既出 資料 1-2)
- 4(4)-4 中央学院大学大学院学則 (既出 資料 1-7)
- 4(4)-5 中央学院大学学位規則
- 4(4)-6 中央学院大学ホームページ 商学部ディプロマポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/133/Default.aspx>
- 4(4)-7 中央学院大学ホームページ 法学部ディプロマポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/133/Default.aspx>
- 4(4)-8 中央学院大学ホームページ 大学院ディプロマポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/133/Default.aspx>
- 4(4)-9 「公務員特別演習シラバス」
- 4(4)-10 学生カルテシステム操作説明書
- 4(4)-11 「中央学院大学大学院修士号授与合否基準 (学位論文審査基準)」 (既出 資料 4(2)-9)

5. 学生の受け入れ

①現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈大学全体〉

中央学院大学の学生の受け入れ方針は、建学の精神及び大学の教育理念に基づき、各学部・研究科がそれぞれの教育目標に見合う学生像を定め、ホームページにおいて公表している。また、学生の受け入れ方針の検討・作成及び募集・入試実施方針の決定は、入試委員会及びA0委員会の議を経て教授会及び研究科委員会において行っている。

〈商学部〉

商学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである（資料5—1）。

「人々の生活や社会の経済は、あらゆる商取引によって成り立っている。商学部では、商学の中身を、商学総合・国際ビジネス・経済・経営・会計・情報・スポーツキャリアの7つのコースに分類し、企業（会社）が商取引（ビジネス）を展開する上で必要となる専門的な学問を効率よく学ぶ。高等学校においては教科の学習をはじめ様々な活動等に力を注ぎ、基礎力を身につけた上で大学の専門科目を学び、理解・修得することが理想的な学習といえる。高等学校で基礎力を身につけ、ビジネスで得る利潤が、人々の生活・社会の安定・経済の発展に大きく貢献する意義や、身近なビジネスまたはグローバルビジネス等に高い関心のある学生を求める。」

このように商学部の求める学生像は明確に定められ、ホームページに掲載され、広く社会に公開されている他、A0入試の募集要項（資料5—2）などにも記載されている。

当該課程に入学するにあたり、修得すべき知識等の内容・水準については、特に明示していないが、「～高等学校においては教科の学習をはじめ様々な活動等に力を注ぎ、基礎力を身につけた上で～」というアドミッション・ポリシーに則り、部活動やボランティア活動、取得資格などについては、推薦入試で評価することを明示している。また、入学前教育として夏季及び春季に合格者を対象として、「情報リテラシー」「情報処理論」「英語リスニング・スピーキング」の講習を行っている。さらに、入学前の11月と2月に、「将来のビジョン設定」「考えや主張の表現」「問題解決能力」というキーワードを基に、大学生活を目前にした「心構え」や「知識の重要性」を示すためのセミナーを実施している。2013年度A0入試の第1回目の入学前セミナーとしては、「大学生になって身につける力について考える」というテーマで外部講師を招いて実施した。また、第2回目は2013年2月に、「心構え」や「知識の重要性」を示すため、本学教員による講義などを行った。

障がいのある学生については、希望のある者については通常の試験の可否に基づき入学を許可している。また、入学後は、それぞれの障がいの状況に応じて必要と思われる修学支援措置を行っている。

〈法学部〉

法学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである（資料5—3）。

「社会には差別や不正や不公平、そして不平等が数多くあり、そのため紛争や軋轢が絶えない。それを解決する方法の一つとして法律があるが、その法律を構成する要件が正しいかどうか、また、その法律が正しく適用されているかどうかを判断する基準がリーガルマインドである。

法学部は、基礎演習ゼミ、専門演習ゼミ、裁判員制度に対応した模擬法廷教室の開設等、様々な工夫をこらして、このようなリーガルマインドの育成に努めている。

正義感や公平感に溢れる熱血漢の高校生を求める。」

このように法学部の求める学生像は明確に定められ、ホームページに掲載され、広く社会に公開されている他、AO入試の募集要項などにも記載されている。

また、入学前教育として夏季及び春季に合格者を対象として、「情報リテラシー」「情報処理論」「英語リスニング・スピーキング」の講習を行っている。さらに、入学前の11月と2月に、「将来のビジョン設定」「考えや主張の表現」「問題解決能力」というキーワードを基に、大学生活を目前にした「心構え」や「知識の重要性」を示すためのセミナーを実施している。2013年度AO入試の第1回目の入学前セミナーとしては、「大学生になって身につける力について考える」というテーマで外部講師を招いて実施した。また、第2回目は2013年2月に、「心構え」や「知識の重要性」を示すため、本学教員による講義などを行った。

障がいのある学生については、希望のある者については通常の試験の可否に基づき入学を許可している。また、入学後は、それぞれの障がいの状況に応じて必要と思われる修学支援措置を行っている。

〈商学研究科〉

商学研究科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである（資料5—4）。

「現代社会は高度知識社会の様相を深め、専門的知識を備えた人材に対する社会の要請が高まりつつある。そうした社会の要請と期待に応えるために、商学研究科ではカリキュラムに「会計学系列」「経営学系列」を置き、より高度な会計及び経営の専門知識と知的訓練の場を提供している。

商学研究科では、大学教育を終えて、さらに高度に知的体系化された学問の方法と専門知識を得て、それを社会に活用することを目的とする人、具体的には会計・税務の専門知識を習得して職業会計人・税理士を目指す人、国際ビジネスの世界で活躍しようとする人、豊かな地域社会づくりのプロモーターとして活躍しようとする人を求める。」

このように商学研究科の求める学生像は明確に定められ、ホームページや学生募集要項に掲載され、広く社会に公開されている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

〈大学全体〉

中央学院大学では、その理念に基づいて広く大学教育の門戸を開き、様々な能力や適性を持った入学者を受け入れるための学生募集を行っている。具体的には、以下のよう
なものである。

(ア) 大学案内（資料5—5）の配布

本学に興味を持つ資料請求者のもとより、各高校内・ガイダンス会場にて無料で配布している。内容は、学部の特徴（カリキュラム含む）、施設設備、学習・就職支援体制、クラブ紹介、納入金、卒業生からのメッセージ、沿革等である。

(イ) サブパンフレット（資料5—6）の配布

大学の内容をより詳しく理解してもらうため、「Girls Guide Book」「中央学院大学スポーツ学への学びの進め／中央学院大学の就職力」「進路指導のポイント」「体験授業のご案内」「中央学院大学 興味発見BOOK」など様々なサブパンフレットの配布を行っている。

(ウ) 入試ガイド（資料5—7）の配布

大学案内同様、無料で配布している。当該年度の入試概要、前年度の入試結果（志願倍率、都道府県別志願者状況など）を掲載している。

(エ) ホームページの作成

大学全体を把握するための学部紹介や学費、就職支援体制などの他に、入試概要・前年度結果、オープンキャンパスや進学説明会のスケジュール、志願者速報、合格者照会等、リアルタイムな情報を時期に応じて提供している。

(オ) ダイレクトメールの送付

資料請求者に対し、オープンキャンパス及び進学説明会への来場を促すため、ダイレクトメールを作成し、送付している。

(カ) メールマガジンの配信（登録者のみ）

大学からの最新情報を親しみやすく伝えるため、学内ニュースや在学生の声、キャンパスライフを毎月（高校3年生は2回、1・2年生は1回）登録者にメールマガジンとして配信している。

(キ) 受験雑誌等の紙媒体への広告掲載

掲載媒体は、発行部数や配本地域、配本対象を検討し選定を行っている。また、反応が測れる媒体は資料請求件数も考慮し選定を行っている。新聞への広告掲載は他大学との連合広告として掲載している。

(ク) オープンキャンパス（資料5—8）

6月から9月までの4ヶ月で6回、高校2年以下を対象として翌年3月に1回、合計7回実施している。入試広報部スタッフが中心となり、教職員、公募による学生スタッフなどにより運営している。内容は大学紹介や体験授業の他、入試ガイダンス、教員による個別相談、在学生による相談コーナーやキャンパスツアー、法学部学生による模擬裁判、保護者対象説明会など多岐にわたり、毎年来場者のニーズに合ったプログラムとなるよう改善に努めている。

(ケ) 本学主催入試説明会

千葉県、茨城県、東京都、埼玉県等関東圏の高校や日本語学校を中心に案内し、入試説明会を開催している。時期は、入試概要や前年度の入試結果が出揃う6月上旬とし、

場所は本学としている。なお、当説明会においては、本学の教育システムをはじめ入試制度等に関して、高校教員との意見交換も行っている。

(コ) 高校訪問

志願実績の多い高校や指定校及び資料請求者の在籍する新規の高校等を対象として、年間約 520 校を訪問し、高校教員に対して直接、進路指導の際の情報提供並びに入試に関する情報交換を行っている。訪問する地域は関東を中心に全国に及び、1年間を通して資料・願書等の発行時期や高校における進路指導のタイミングを考慮して訪問している。

(サ) 業者企画の進学相談会（ホテル等）

関東地方を中心に、例年 80 件近くの進学相談会に参加し、受験生や保護者に対して直接、説明を行っている。進学相談会には入試広報課の職員だけではなく、他部署の職員も参加し、受験生・保護者や高校教員の相談に応じている。なお、進学相談会については、地域性、会場動員数、過去の相談件数、参加費用などを検討しつつ可能な限り、参加している。

(シ) 業者企画の進学相談会（高校内）や出張講義

学年別に実施されることが多く、主に入試制度や学問分野に関する説明から、大学生活や職業に関する説明、大学での学び（模擬授業）、入試での面接対策（模擬面接）まで幅広い内容に対応している。

この他、Web広告、テレビCM（千葉テレビ）、大学見学会など様々な方法・媒体により募集活動を行っている。

入学者選抜については、本学の教育を受けるに相応しい能力や適性の判定を、様々な観点から行うことを目指し、以下のような多様な方法で実施している。特に、A0入試においては、その審査方法等において安易な入試制度にならないよう検討を重ねている。また、実施時期については、高校の教育現場の状況を考慮するとともに、夏休み期間に十分準備ができるよう個別相談等も実施している。

(ア) A0入試（エントリー型）

A0入試では、将来、幅広いフィールドで活躍が期待できる様々な素材や能力を持った学生を、より多く受け入れることを目指している。そのために、高等学校の学業成績のみにとらわれることなく、「高校生活における成果」と「大学入学後の目標」、「将来構想」などに着目し、「今後、発揮されるであろう能力」「将来の可能性」を評価した上で選考を行っている。

このうち、エントリー型入試では、7月のエントリー、事前審査から9月の試験まで時間をかけて、選考を行っている。その間、6月から9月にかけて実施されるオープン・キャンパスにおいて、A0委員の教員等が個別相談を行い、志願学生の将来の進路や大学生活への希望について話し合う。

(イ) A0入試（一般）

オープン・キャンパスにおける事前相談を経て、10月（前期）から11月（後期）にかけて試験を行う。なお、A0入試（エントリー型、一般）の合格者については、11月と翌

年2月に行われる入学前セミナー（モチベーションを向上させるとともに、大学生として課題や目的を発見できることを目的としたセミナー）の受講が義務づけられている。

(ウ) A0入試（スポーツ・文化）

スポーツや文化活動において将来の活躍が期待できる者を対象に、予備審査（セレクション）を経て10月に試験を行う。特に優秀な学生については特待生としての学費減免制度がある。

(エ) A0入試（プレゼンテーション）

高校時代に培った中で、自己アピールできるものを持ち、大学入学後も勉学や当該活動の向上を目指す者を対象に、オープン・キャンパスにおける事前相談を経て、2月（前期）から3月（後期）にかけて試験が行われる。試験においては、受験者の自己アピールのためのプレゼンテーションが行われ、それに対する質疑応答などがなされる。

(オ) A0入試（社会人）

中央学院大学のアドミッションポリシーを理解した上で、将来への強い意欲を持つと同時に社会人としての経験を大学生生活に活かすことのできる者を対象とする。

(カ) A0入試（外国人特別枠）

外国籍を有し、日本における居住期間が1年以上5年以内で、日本の高等学校等を卒業または卒業見込みの者を対象とする。

(キ) 推薦入試（公募制）

高等学校の評定平均値3.0以上の者。高等学校での部活動、ボランティア活動、取得資格などを評価する。

(ク) 推薦入試（特待生）

高等学校の評定平均値3.5以上の者あるいは日商簿記検定2級以上、実用技能検定準2級以上などの資格を有する者。入試の成績に応じて入学金、授業料などを免除する。

(ケ) 推薦入試（指定校）

指定された高等学校の校長推薦。書類審査（調査書等）及び面接により総合判定を行う。

(コ) 推薦入試（付属校）

本学付属の中央学院大学中央高校、中央学院高校の卒業生を対象とする。付属校からの入学者については入学金免除制度がある。

(サ) 推薦入試（卒業生子女）

中央学院大学を卒業した者の子女を対象とする。

(シ) 一般入試（3科目試験）

本学独自の学力試験を課し、2月上旬に実施している。3科目試験は、試験日を2日間設定し、同一学部を複数回受験することも、異なる学部を併願することも可能である。

本学では、バランスのとれた人材を育成するため、教養教育の充実を図るとともにリテラシー、特に情報リテラシーの向上に力を入れている。そのため、一般入試（3科目試験）においては、国語100点、英語100点を必須とし、選択科目100点（世界史・日本史・地理・現代社会・政治経済・数学・簿記・情報の8科目から1科目を選択）を加えた300点満点とし、2日間の総合得点上位者より合格者を決定している。

(ス) 一般入試（2科目試験）

2科目試験は、試験日を2日間設定し、同一学部を複数回受験することも、異なる学部を併願することも可能である。試験科目としては、国語100点、英語100点、選択科目100点（世界史・日本史・地理・現代社会・政治経済・数学の6科目より1科目を選択）のうち2科目200点満点とし、2日間の総合得点上位者より合格者を決定している。

(セ) 一般入試（1科目試験）

1科目試験は、1期と3期に設定している。1期においては試験日を2日間設定し、同一学部を複数回受験することも、異なる学部を併願することも可能である。午前国語、午後世界史・日本史・現代社会・政治経済・数学・簿記・情報（うち1科目を選択）を実施し、同日の中で同一もしくは異なる学部を併願することも可能となっている。

(ソ) 一般入試（自由選択試験）

自由選択試験は、国語、世界史、日本史、政治・経済、数学の各科目より24問ずつ、計120問の中から40問を選択し、回答する。120点満点で得点上位者より合格者を決定している。異なる学部の併願も可能となっている。

(タ) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験の出題教科・科目のうち、本学が指定する教科・科目についての試験の成績により選抜する。

(チ) 外国人留学生試験

外国の学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者などを対象とする。1期は日本留学試験（日本語）または日本語能力試験（1級またはN1）を受験した者または受験予定者に対し本学独自の日本語試験及び面接を行い、書類審査とともに合否を判定する。2期及び3期では日本留学試験（日本語）を受験した者を対象に、その成績及び本学での面接、書類審査の結果を基に合否を判定している。

また、本学の指定した日本語学校の校長の推薦を条件に指定校入試を設けている。

(ツ) 特別選抜試験（帰国子女）

日本国籍を有し、保護者の海外在留にともなって外国の教育を受けた者を対象としている。

(テ) 特別選抜試験（編入学試験）

短期大学卒業者や大学2年次修了者などを対象としている。原則として3年次、認定される単位数によって2年次に編入される。また、外国人留学生を対象とした編入学試験がある。

この他、海外提携校出身者などを対象に中国及び韓国での現地入試が行われている。

入学試験に関する事務は、入試広報部長以下9名の職員で構成される入試広報部（入試広報課・アドミッションオフィス）が取り扱っている。入試業務については、資料請求に係る業務を外部の理業者に委託している他は、試験実施、合否判定資料の作成、入学手続処理などすべてを入試広報部職員が学内で行っている。また、入学試験実施に関しては、学長が統括し、学長、学部長、入試委員長、A0委員長、大学事務局長、入試広報部長及び課長などから構成される実施本部を設けた上で全学体制で実施している。

〈商学部〉

入試に関する様々な事項を協議・検討するため入試委員会を設けている。入試委員会は規定上、各学部から3名の教員を選出するとされているが、商学部からは現在、6名の委員を選出し、その強化を図っている。入試委員会は、各学部から選出された教員の他、入試広報部長、次長及び課長などから構成されている。また、A0入試に関する事項については、A0委員会を設け、協議・検討を行っている。A0委員会は規定により、各学部から5名の教員を選出している。A0委員会は、各学部から選出された教員の他、学事部長、入試広報部次長及び入試広報課長などから構成されている。

入学試験問題は、科目ごとに編成された専任教員によって出題している。出題者については、学部長及び入試委員長が出題者との調整を行い、最終的に学長が決定し、委嘱している。出題ミスの防止に関しては、各科目ごとの出題者会議において高等学校学習指導要領及び教科書の確認を行った上、作成過程で三重のチェックを行っている。作成された試験問題は、入試広報部内にある専用の金庫に厳重に保管されている。

入学者選抜に関する方法及び基準は、入試区分ごとに入試要項に明記している。その基準に基づき、A0委員会、入試委員会及び教授会において公正かつ厳格な審査を行っている。入試結果に関しては、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数をはじめ、入試区分別に必要なと思われる志願者の評定平均値の状況や、合格者の最高点・最低点・平均点など様々な情報を「入試ガイド」に載せ、配布している。

〈法学部〉

入試に関する様々な事項を協議・検討するため入試委員会を設けている。入試委員会は規定上、各学部から3名の教員を選出するとされているが、法学部からは現在、6名の委員を選出し、その強化を図っている。

入学試験問題は、科目ごとに編成された専任教員によって出題している。出題者については、学部長及び入試委員長が出題者との調整を行い、最終的に学長が決定し、委嘱している。出題ミスの防止に関しては、各科目ごとの出題者会議において高等学校学習指導要領及び教科書の確認を行った上、作成過程で三重のチェックを行っている。作成された試験問題は、入試広報部内にある専用の金庫に厳重に保管されている。

入学者選抜に関する方法及び基準は、入試区分ごとに入試要項に明記している。その基準に基づき、A0委員会、入試委員会及び教授会において公正かつ厳格な審査を行っている。入試結果に関しては、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数をはじめ、入試区分別に必要なと思われる志願者の評定平均値の状況や、合格者の最高点・最低点・平均点など様々な情報を「入試ガイド」に載せ、配布している。

〈商学研究科〉

大学院の入試は一期（10月）、二期（12月）、三期（3月）の3回行われている。出願資格において出願資格審査が必要な者に対しては、9月、11月、2月に出席資格審査を行っている。また、それぞれの入試について、7月、10月、2月に説明会を行っている。大学院の入試区分は以下のとおりである。

（ア）一般入学試験

「専門科目」「英語」の筆記試験、研究計画書、大学成績証明書、口述試験の結果を総合評価し、可否を判定する。

(イ) 学内推薦試験

本学卒業見込みの者で、3年次修了時に卒業所要単位のうち100単位以上を修得し、その50%以上が「優」の評価を得ている者を対象とする。研究計画書、大学成績証明書、口述試験の結果を総合評価し、可否を判定する。

(ウ) 社会人特別選抜試験

大学を卒業した後、2年以上経過した者などを対象とする。研究計画書、大学成績証明書、口述試験の結果を総合評価し、可否を判定する。

(エ) 留学生特別選抜試験

日本語による小論文試験（会計学・経営学）、研究計画書、成績証明書、口述試験の結果を総合評価し、可否を判定する。また、中国における現地入試も行われている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈大学全体〉

大学の入学定員は両学部合わせて720名である。大学全体での入学者数を見ると、2009年度938名（超過率1.30）、2010年度918名（超過率1.28）、2011年度802名（超過率1.11）、2012年度707名（超過率0.98）、2013年度770名（超過率1.07）となっている。注目すべきは、2011年度以降、入学者が100名程度ずつ減少し、学年進行による在学者数には、より大幅な減少を齎していることである。2013年度に、いくぶん回復しているものの、これは学生納付金収入が帰属収入の80%を超える本学において、その安定的な収入確保の点からは由々しき問題と言える。

〈商学部〉

2007年度に行われた大学基準協会の大学評価で、「商学部の入学定員（420名）に対する入学者数比率（過去5年平均）が1.25と高いので、改善が望まれる。」との助言を受けた。2009年度以降の入学者数を見ると、2009年度564名（同1.34）、2010年度544名（同1.30）、2011年度485名（同1.15）、2012年度447名（同1.06）、2013年度441名（同1.05）、過去5年平均の超過率は1.18となっている。商学部の場合、2009年度と2010年度が特に高い超過率を示していたが、翌年度以降は改善されている。

〈法学部〉

法学部（入学定員300名）における2009年度以降の入学者数を見ると、2009年度374名（同1.25）、2010年度374名（同1.25）、2011年度317名（同1.06）、2012年度260名（同0.87）、2013年度329名（同1.10）、過去5年平均の超過率は1.11となっている。法学部の場合、2010年度以前は高い超過率を示していたが、2011年度以降は改善されている。

〈商学研究科〉

商学研究科（入学定員10名）における2009年度以降の入学者数を見ると、2009年度23名（秋入学6名を含む）、2010年度20名（同5名を含む）、2011年度14名（同2名を含む）、2012年度18名（同4名を含む）、2013年度9名（秋入学0名）となっている。

(4) 学生募集及び入学者数は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

入試委員会、A0委員会等において、定期的に現状の入試制度の分析、将来に向けた入試制度の在り方などを協議・検討するとともに、学生の受け入れについて公正かつ適切に実施されているか、定期的に検証されている。

〈商学部〉

商学部入試委員会、商学部A0委員会、商学部教授会等において、定期的に現状の入試制度の分析、将来に向けた入試制度の在り方などを協議・検討するとともに、学生の受け入れについて公正かつ適切に実施されているか、定期的に検証されている。

〈法学部〉

法学部入試委員会、法学部A0委員会、法学部教授会等において、定期的に現状の入試制度の分析、将来に向けた入試制度の在り方などを協議・検討するとともに、学生の受け入れについて公正かつ適切に実施されているか、定期的に検証されている。

〈商学研究科〉

入試部会及び研究科委員会等において、定期的に現状の入試制度の分析、将来に向けた入試制度の在り方などを協議・検討するとともに、学生の受け入れについて公正かつ適切に実施されているか、定期的に検証されている。

②点検・評価

・基準5の充足状況

本学では、その理念・目的及び教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針及び学生収容定員（商学部1,680名、法学部1,200名、商学研究科20名）を定めている。その受入方針に基づき、国際的規模での社会的要請に配慮し、A0入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、外国人留学生試験などを実施している。

商学部と法学部においては、これまで学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持してきたが、2012年度に法学部において定員割れ（入学定員300名に対し入学者260名）を起こした。幸い、2013年度に定員を充たしたが、志願者数の状況などを見ると、2014年度以降、予断を許さない状況である。また、商学研究科においては、2012年度まで入学者が定員をかなり上回っていたが、2013年度に改善されている。しかし、1・2年の在籍者合計においては、依然として収容定員を大幅に上回っている（1.5倍）。また、外国人留学生の比率が、極めて高い状況も続いている。

本学では、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に行われているか定期的に検証し、その結果を改善に結びつけている。

以上の点から本学では、基準5をおおむね充足しているものの、大学院の収容定員超過率等において、達成がやや不十分と言える。

・効果が上がっている事項

募集活動の中では、2010年度から実施された「進学アクセス・オンライン」の活用により、ガイダンス情報、高校情報、請求者情報などが集約され、より効率的な運用が可能となった。また、(社)日本能率協会とのコンサルタント契約により、外部専門家による募集対策全般の見直しを行った。この見直しの中で、ホームページや大学案内などの

クオリティアップやオープンキャンパスの充実などが実現された。

入試制度においては、2010年度から実施した大学入試センター試験利用入試が、学力の高い学生を獲得する上でも、また、入学者数の確保からも一定の効果を上げている。因みに、センター試験利用入試による入学者は、2011年度61名、2012年度49名、2013年度38名となっている（資料5—9）。

募集活動については、教職員による高校訪問に止まらず、専門業者からの派遣スタッフによる進路説明会への参加、高校訪問などが行われている。こうした様々な努力の結果、志願者の数は逡減しているものの、千葉県内の他大学と比較して、比較的定員充足率の良好さを保っている。

特待生推薦入試においては、奨学金の支給による経済的負担の軽減により、勉学を中心とした学生生活が送れることが期待され、特に質の高い学生を受け入れることができている。

・改善すべき事項

定員充足率については、2012年度に法学部が入学者数260名（入学定員300名に対し86.7%）と定員割れを起こし、大学全体でも入学者数707名（入学定員720名に対し98.2%）と憂慮すべき事態となった。幸い、2013年度は持ち直し、入学者数770名（入学定員720名に対し106.9%）となった（資料5—9）。

学生募集における最大の目標は定員を確保することである。そのためには、あらゆる機会を見つけ本学の特色、長所を積極的にアピールし、理解を求めるとともに、入試説明会、高校訪問などを、さらに充実させなければならない。

本学への志願理由において、高校教員の指導による割合が高く（「入試に関する保護者・新入生アンケート」）、今後も入学者受け入れに向けた高校教員との円滑な関係維持が重要になってくる。しかし、そのための高校訪問などに対する教職員の主体的意識の高まり、より全学的な取り組みについては未だ不十分と言える。

留学生については、本学の学生募集の中で一定の重要な比率（2013年4月入学者の8.7%）を占めている。2013年5月1日現在、351名の学部留学生のうち、306名（87.2%）が中国からの留学生であり、原発における放射能汚染などの問題に加え、政治的な問題が今後、学生数の増減に少なからぬ影響をもたらすことも否定できない。

大学院商学研究科については、入学定員に比べ、入学者がかなり上回っている状況が続いていたが、2013年度に改善された（入学者9名）。しかし、2013年5月1日現在の在籍者数は30名と収容定員数（20名）を大幅に上回っている。また、2013年度入学者9名のうち7名と外国人留学生の比率がきわめて高い。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

本学の設置学部は商学部と法学部であり、他大学との競合により志願者数が年々、減少している。しかし、社会生活において必要不可欠な分野であること、その重要性をアピールするために、様々な方法により募集活動を続けている。今後も、高校における指導体制や高校生のニーズを意識した継続的かつ効果的な広報内容を行っていく。

付属校推薦入試においては、各年度の付属校への入学者数などに影響され、希望者が割当に達しない年度もあるが、入学に関しては円滑な接続ができており、今後も同一法人内という中で連携を強化していく。その他の推薦入試における志願者は、特に公募制推薦入試から指定校推薦入試にシフトしているとともに、目的意識を持った学習意欲の高い学生が増加傾向にあり、今後も本学入試選抜において重要な部分として強化を図っていく。

・改善すべき事項

これまで、様々な入試制度を採り入れ、その改革は学生募集に一定の効果をもたらした。しかし、既にその方法は飽和状態に達したと言える。また、学生募集の広報戦略についても様々なツールを用い、現代の高校生にマッチさせるための改革を行ってきた。しかし、今後の18才人口のさらなる減少や経済情勢の悪化といった厳しい環境を考慮すれば、生き残りをかけた学生獲得のためには、従来のような方法論に依存するのではなく、何よりもその教育内容の魅力を獲得することが求められていると言えよう。そのために、今後は教職員が危機意識を共有した上で、新たなブランディング構築に向けて力を合わせていく。具体的には、思い切ったカリキュラムの見直しを行うとともに、これまでコースの改編のみに終始してきた学部学科の見直しも検討する。ただし、考慮すべきことは、資格取得や就職に直接結びつくようなものを意識するあまり、安易に不慣れた領域に踏み込むことなく、従来から保持してきた分野の蓄積されたノウハウを生かしながら、それを時代にマッチさせ、魅力的なカリキュラムを作り上げることが最善の策ということである。さらには、現在の厳しい就職状況を踏まえた上で、企業が求める熱意や意欲を持った学生、コミュニケーション能力や行動力を保持した学生を育成するためのプログラムを構築させていく。そして何よりも、教職員一人ひとりが、地道な努力の重要性を認識して高校訪問などに積極的に取り組んでいく。

国際社会の中で現在の日本経済の置かれている状況を考えた場合、様々な国々からの留学生が増え、より密接な関係を築いていくことは重要なことと思われる。2013年5月1日現在、中国以外の学部留学生数は、ベトナム22名、韓国10名、モンゴル4名、インドネシア1名、マレーシア3名、台湾3名、ミャンマー1名、スリランカ1名などとなっている。今後、こうした国々からの留学生を増やすための方策を検討する（資料5-10）。

大学院商学研究科においては、定員超過率（対収容定員）を抑制するとともに、日本人学生の比率を増加させる。

④根拠資料

- 5—1 中央学院大学ホームページ 商学部アドミッションポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/132/Default.aspx>
- 5—2 2013 A0入試要項（既出1-10）
- 5—3 中央学院大学ホームページ 法学部アドミッションポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/132/Default.aspx>

- 5—4 中央学院ホームページ 大学院アドミッションポリシー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/aboutcgu/tabid/132/Default.aspx>
- 5—5 2013 大学案内 (既出 資料1-14)
- 5—6 「Girls Guide Book」「中央学院大学スポーツ学への学びの進め／中央学院大学の就職力」「進路指導のポイント」「体験授業のご案内」「中央学院大学 興味発見BOOK」
- 5—7 2013 入試ガイド (既出 資料1—9)
- 5—8 中央学院大学ホームページ 入学案内 オープンキャンパス
URL:<http://www.cgu.ac.jp/exam/open-campus/tabid/211/Default.aspx>
- 5—9 2011・2012・2013入試区分別試験結果
- 5-10 2013年度 留学生在籍者数
- 5-11 2013 入学試験要項 (商学部・法学部)
- 5-12 2013 大学院商学研究科学生募集要項
- 5-13 2013 外国人留学生入学試験要項

6. 学生支援

①現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、以下のような方針の基に、様々な学生支援を行っている。また、学生支援については教務委員会、プライムセミナー運営委員会、学生委員会、就職委員会等が常に検討・検証を行い、その改善に努めている。

ア. 修学支援の方針

新入生が大学生活にスムーズに入れるよう、きめ細かな支援を行う。具体的には、必要な入学前教育を行うとともに、入学後のプライムセミナーや教務課による支援によって、モチベーションを高め、履修登録などが順調に行われるよう取り計らう。また、学生サポートセンターなどの支援により退学者の減少に努める。さらに、日本学生支援機構の他に大学独自の奨学金制度を充実させ、経済的負担の軽減を図る。

イ. 生活支援の方針

教員による学生指導の他、職員、学生相談室、保健センターなどの連携を深め、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を行う。

ウ. 進路支援の方針

就職委員会及び就職課を中心に、学生が早期に就職への意識を高め、自らの将来に向けて準備を怠ることのないよう、きめ細かな支援を行う。また、学内での企業研究会の開催など、学生の就職活動に直接、寄与するための支援を積極的に行う。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

留年者及び休・退学者については、学生課がデータを管理しており、毎月の在学者異動表により各教授会等に報告される。2012年度の退学者数は128名（対前年度7名減）、除籍者数78名（対前年度31名減）、合計206名（対前年度38名減／在籍者比6.5%）となっている。退学者等を減少させるための方策としては、学生サポートセンターが成績不良者（低単位修得者）、出席不良者を把握するための調査を実施し、その結果を基にアカデミック・アドバイザー（商学部）や基礎演習担当者（法学部）が該当学生を呼び出し、個別の面談を行っている。2012年度は、両学部合せて157名の学生に対し指導を行った。その後のフォローについては、学生サポートセンターの4名のスタッフが学生と連絡を取りながら、授業出席の促しや単位修得意欲を高めるためのアドバイスを行っている。その内容については、「学生カルテ」に記載し、アクセス権限が認められている担当教員と情報を共有しながら連携を図っている。

また、学生サポートセンターでは、学業などに限らず、健康や経済的な問題も含め、様々な相談に応じ、2011年度の相談件数は197件、2012年度の相談件数は201件となっている。さらに、商学部では、秋 Semester 開始時に、2年生全員を対象にアカデミック・アドバイザーとの懇談を実施し、学生の現況把握と必要な指導・助言を行っている。その他、学生サポートセンターでは、2012年度より、学生への学習支援として上級生によるピアサポートの試み（相談の聞き役や助言役を先輩学生が務める）なども始めている。具体的には、2013年3月26日～29日に、1年生を対象に学習支援セミナーを実施し、受

講した 47 名に対し、卒業までの履修計画や履修方法、講義の受け方、ノートの取り方、レポート作成等のアドバイスや情報提供が行われた。

大学の入学前教育としては、「情報リテラシー」「情報処理論」「英語リスニング・スピーキング」などの講習を入学予定者に対し行っている。在学生については、大学院及び学部の留学生を対象に、9月から10月にかけて5週間ほど、大学院進学に向けた「経済」「経営」「会計」の補充授業を行っている。

また、公務員志望学生に向けた公務員講座やアクティブ・センター（生涯学習センター）が主催する「宅地建物取引主任者」「行政書士」などの資格取得のための各種講座などが設けられている。なお、アクティブ・センターの講座については、学生が受講する場合、受講料が半額となる上、資格を取得した際には学友会から支援金が与えられるといった奨励策が行われている。2012年度にアクティブセンターの講座を受講し、資格を取った学生は、「実践資産設計 AFP」1名、「宅地建物取引主任者」4名、「秘書技能検定2級」6名、「MOS Excel」9名、「日商簿記3級」1名など42名にのぼる。

学生が自主的に学習する場としては、大学直轄の研究室がある。それぞれの目的に応じて学生は、「経理研究室」「法制研究室」「行政研究会」に所属し、担当教員や上級生の指導を受けながら学習を行っている。また、情報関係の自主学習の場として、スタディールームが設けられている。スタディールームには3名の担当スタッフが配置され、情報関連の授業の支援を行う他、授業時間外における学生の自主的学習のサポートも行っている。

障がいのある学生を受け入れる際には、当該学生や保護者、特別支援学校の関係者などと面談を行い、授業を受けるために必要となる支援について確認を行っている。現在、在学している聴覚障害者については、学生ボランティアによるノートテイクの他、FMマイク補聴器の購入、教員に対する授業方法での協力依頼などを行った。

学生に対する経済的支援措置としては、日本学生支援機構の奨学金制度の他に、本学独自の特待生・奨学生制度がある。「特待生・奨学生選考規程」（資料6—1）及び「特待生・奨学生の奨学金支給に関する細則」（資料6—2）に基づき、入試委員会や学生委員会の委員が面接を行い、入試成績や学業成績、経済的状況などを勘案した上で選考を行う。特待生・奨学生の種別は、入学金、授業料及び施設設備費の全額免除（新入生第1種特待生）、授業料の全額免除（在学生第2種特待生）、授業料の半額支給・3分の1支給・4分の1支給・10分の1支給（奨学生）など多岐にわたっている。2011年度の支給実績は、特待生47名、奨学生89名、2012年度の支給実績は、特待生111名、奨学生103名となっている。

この他、大学の後援会や学友会の原資を基にした奨学金制度がある。学友会の奨学金制度では、給付と貸与（無利子）があり、審査を行った上で半期授業料相当分の支援を行っている。後援会の学生奨学融資制度（無利子）においては、成績優秀にもかかわらず、授業料が納められない学生などを対象に緊急の融資を行っている。

外国人留学生に対するものとしては、日本学生支援機構の学習奨励費の他に、本学独自の特待生・奨学生制度がある。「私費外国人留学生特待生・奨学生に関する規程」（資

料 6—3) に基づき、入試委員会や学生委員会の委員が面接を行い、入試成績や学業成績、経済的状況などを勘案した上で選考を行う。特待生・奨学生の種別は、新入生に対して入学金及び授業料の全額免除（特待生）、授業料の半額免除（奨学生）、2 年生以上に対して 25 万円・20 万円・15 万円・10 万円・5 万円支給（奨学生）などとなっている。2011 年度の支給実績は、特待生 3 名、奨学生 73 名、2012 年度の支給実績は、特待生 0 名、奨学生 83 名となっている。

この他、外国人留学生については「中央学院大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」（資料 6—4）及び「中央学院大学外国人留学生授業料減免取扱基準」（資料 6—5）に基づく学費減免制度がある。この規程に基づく授業料の減免額は、当該留学生の留学生の授業料の 30%となっている。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災者に対し、「中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程」（資料6—6）に基づき、被災状況に応じて学費減免（入学金、授業料、施設設備費）を行っている。減免額は、2011年度は、127名の学生に対し総額約4千6百万円、2012年度は、108名の学生に対し総額約4千百万円、2013年度は、17名の学生に対し総額約1千万円となっている。

大学が行っている奨学金以外の支援策としては、(株) オリエン特・コーポレーションや(株) ジャックスなどの信販会社と提携した教育ローンがある。これは、ローン会社から直接、授業料等が振り込まれ、利用者は在学中は手数料のみ、卒業後に月々の返済を行っていくものである（資料6—7）。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を推進するため、大学に保健センター及び学生相談室を設置している。

ア. 保健センター

保健センターには、看護師及び保健師の資格を持った専任職員が 1 名常駐している。また、委嘱された校医が必要に応じ来校している。その他、看護師の資格を持った派遣職員が 1 名おり、専任職員の不在時などの対応を行っている。保健センターでは、毎年 4 月中の 3 日間、学生の健康診断を実施し、受診結果（健康診断受診結果報告書）及び健康診断証明書を発行している。法人は、「学校法人中央学院衛生管理規則」（資料 6—8）に基づき衛生委員会を設置している。衛生委員会は、年 2 回以上開かれ、学生・教職員等の身体の危険または健康障害を防止するための基本対策などについて審議を行っている。この衛生委員会で決められた方針に基づき、保健センターでは、感染症の抗体検査や予防接種の推奨、感染症にかかった場合の対応などをホームページに掲示し、学生の注意を促している。この他、緊急時の対処などが含まれた「キャンパス・ガイド」（資料 6—9）や「緊急時対応マニュアル（携帯用）」（資料 6—10）の配布なども行っている。さらに、学内及び学外体育施設への AED（自動体外式除細動器）の設置などにより、危機管理の促進に努めている。

イ. 学生相談室

学生相談室には、「臨床心理士」「大学カウンセラー」の資格を持った専任 1 名、非常勤 1 名のカウンセラーがおり、学生からの相談に親身に対応している。来談状況としては、2011 年度は延べ 659 人、2012 年度は延べ 767 人となっている。また、学生以外に保護者からも相談が寄せられ、教職員や学外機関などへのコンサルテーションを加えた延べ相談人数は 2011 年度 963 人、2012 年度 966 人となっている。この他に、学生の発達促進的なプログラムとして、「茶話会」「傾聴トレーニング」「クッキング企画」なども行っている。「茶話会」は、学生がリラックスした雰囲気の中で、自由に自己表現を行い、他者の言葉に耳を傾けることを目的としたグループワークで、毎週 1 回、飲物などを持ち寄り、学生が自由に集う形で行われている。2011 年度の実施回数は 24 回、延べ参加人数は 68 名、2012 年度の実施回数は 29 回、延べ参加人数は 121 名となっている。「傾聴トレーニング」は、人の話を上手に聴くコツを学ぶことを目的としたグループワークで、2012 年 11 月に開催され、5 名の参加があった。この他、エゴグラムで自分の性格の長所や短所を知ることを目的とした「性格診断心理テスト体験」なども行っている(参加者 11 名)。

東日本大震災後の心のケアについては、学内の掲示や被災学生への案内の送付などにより来談を促した結果、被災学生及び報道などが原因となって、ストレスや不安の高まった学生の相談・ケアが 2 件行われた。

学生相談室では、新入生ガイダンス時に、自覚症状項目など 60 項目からなる「新入生アンケート (UPI)」を実施している。これは、心身における不調を個別に早期発見・早期支援へとつなげることを目的に 2011 年度から導入されたものである。このアンケートの結果、カウンセラーからみて「合理的な配慮」が必要と思われた学生に対しては、本人の了解を得たうえで、学生との個別面談やアカデミック・アドバイザー及び担任などへの情報提供を行っている。学生相談室では、こうした諸活動をまとめ、教職員に配付するため、毎年、「活動報告書」(資料 6-11)を作成している。

ハラスメント防止のための措置としては、2011 年 9 月に教職員を対象に「大学とハラスメントーハラスメントを行わないためにー」というテーマで専門の弁護士を招いた研修会を実施した。また、キャンパス・ハラスメントに関する学生用パンフレットの配布、教員に対する「教員倫理綱領」(資料 6-12)の制定と配付なども行っている。

さらに、学生相談室では精神科医をスーパーバイザーとして委嘱し、月 1 回、「こころのドクター相談」として学生に対応する他、教職員の学生対応のコンサルテーションなども行っている。

保健センター、学生相談室、学生サポートセンターなどの情報を共有し、業務の協力・連携を深めるため、月 1 回、教務課、学生課、就職課及び国際交流センターを加えた「合同カンファレンス」が開催されている。

学生の課外活動に関する指導・支援としては、夏季休業中に各クラブの部長などを集めて実施されるリーダーズ・キャンプなどが挙げられる。リーダーズ・キャンプでは、地元の消防署及び警察署から講師を招き、「救命講習」「薬物対策講習」などの講習を行う他、クラブの運営を円滑に行っていくための「主将会議」「会計講習会」などが行われている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

大学ホームページに、学生向けの「私の就職ストーリー」(資料 6-13) を掲載している。これは、大学における就職支援について、図を使いながら、わかり易く解説したものである。そのプログラムは、学生が早い時期から自分の将来を思い描くことができるよう、1 年次から順を追って組まれている。まず、入学と同時に「自己発見レポート」を行う。これは、学生が職業に対するそれぞれの適性を知るための性格テストで、その後、5 月頃に行われる各ゼミ単位の「キャリア・ガイダンス」や、総合講座「チャレンジ就職」、総合講座「キャリア・デザイン」などによって、職業観を身につけ、社会に出てからの目的意識を養う。また、1 年次の終わりに、「自己プログレステスト」を行い、入学当初(自己発見レポート)と比較して変化・成長の跡を確認する。2 年次になると、「自己プログレステスト」の結果を踏まえた「自己プログレス結果ガイダンス」(4 月)、企業の採用試験用の「一般常識テスト」、「キャリア・ガイダンス」(5 月)、「インターンシップ」(8・9 月)などが行われる。また、11 月には 1・2 年生を対象に、ワークショップ形式による自己・他者理解講座「自己発見セミナー」も行われる。就職活動が本格化する 3 年次には、「就職ガイダンス」(6・9・1 月)、「公務員現場見学会」(9 月)、「OB・OG 職場体験報告会」(10 月)、「4 年生による職場活動体験報告会」(12 月)、「公務員説明会」(2 月)、「学内企業研究会」(2 月) など様々なプログラムが実施される。このうち、学内企業研究会は、企業の人事採用担当者を大学に招き、ブース形式で学生が会社説明を聞くものである。2013 年 2 月に行われた研究会には、4 日間で約 80 社の企業が参加した。また、4 年次のプログラムとして「ベストマッチ・フォローガイダンス」(5 月)、「企業セミナー」(6・10 月) などがある。

この他、2 年生(集中講座)及び 3 年生を対象とした「公務員講座」の開講や「消防官模擬試験」「地方上級模擬試験」「SPI2 模試」「PowerUp 講座(SPI2 模擬試験の結果による選抜者対象)」「クレペリン検査」「ビジネスマナー」「個人面談」「グループ面接」「グループ・ディスカッション」「履歴書の書き方講座」「就活塾—社会人スキルと就活力 UP」「業界・職種研究」「企業の選び方ガイダンス」「OB・OG が語る職場環境の実態」「先輩が語る就職活動の実態」「警察施設見学会」「4 年生未決定者ガイダンス」「留学生ガイダンス」などといった多種多様なプログラムが実施されている。

また、「意欲を高める」「学びの理解」「学びと社会」といった内容をまとめた『マイ・キャリア・ノート』(資料 6-14)、「企業・職業のことを勉強しよう」「アプローチを開始しよう」「試験を受けよう」といった内容をまとめた『キャリア・ハンドブック』(資料 6-15) などの就活用冊子を学生に配布している。

さらに、障がい学生の就労支援のため、就職課に担当スタッフを置いている。その担当スタッフが中心になって、(株)イフ(障がい者採用支援などを行っている会社)と連携し、障がい者雇用促進企業などの情報を収集しながら、障がい学生の就職支援を行っている。

現在、就職部就職課には 6 名の専任職員がおり、学生に対する、きめ細かなキャリア支援を行っている。また、各学部から選出された 6 名の教員及び就職部長から構成された就職委員会によって、キャリア支援に関わる基本方針、改善計画などが審議されている。さらに、2010 年度からは商学部教員によるキャリア・アドバイザー制度が始まった。

内容は、商学部教員の協力に基づいて公務員試験、資格、検定試験、業界別の就職、大学院進学などに関する指導・相談窓口を開設するものである。2011年度からは、法学部教員及び職員も含めた全学的取組みとして実施されている。

②点検・評価

・基準6の充足状況

本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援について、それぞれ方針を明確に定め、実施している。

修学支援では、教員によるアカデミック・アドバイザーや上級生によるピアサポートなどを通して学習支援を行っている他、障がいのある学生に対するノートテイクなどの支援を行っている。また、経済的支援としては、本学独自の特待生・奨学生制度を設けている他、大学の後援会や学友会の原資を基にした奨学金制度も設けている。その他、災害被災者に対する学費減免、信販会社との提携ローン、留学生に対する経済的支援などを行っている。

生活支援では、保健センター及び学生相談室を設け、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を行っている。また、ハラスメント防止のための措置として、教職員を対象とした研修会などを行っている他、規程の整備、「ハラスメント防止委員会」の設置などを行っている。

進路支援では、就職委員会及び就職課による組織体制を整備し、ホームページ上に「私の就職ストーリー」といった、学生にとってわかりやすい解説の掲載を行っている他、「自己発見レポート」による適性テストの実施、職業観を身につけ、社会に出てからの目的意識を養うための「チャレンジ就職」「キャリア・デザイン」といった講座の開設などを行っている。この他、個人・グループ面接指導から履歴書の書き方指導に至るまで、きめ細かな指導・支援を行っている。

以上の点から本学では、基準6をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

本学独自の奨学金制度については、2012年度の特待生及び奨学生の数（留学生を除く）が前年度（47名、89名）に比べ、それぞれ121名、103名と増えており、その充実が図られている。

また、アクティブ・センターの資格取得講座を受講した学生の合格状況は、2012年度で、実践資産設計AFP 1名、MOS Word 6名、MOS Excel 9名、日商簿記3級1名、全経簿記3級10名、全経簿記2級2名、宅地建物取引主任者4名、秘書技能検定2級6名などとなっている。

2013年3月に、上級生のピアサポーターによる、新2年生に対する学習支援を実施した。内容は、卒業までの学習計画、レポートの書き方、ゼミでの発表の仕方などで、2日間で約50名の新2年生が参加した。

信販会社との提携ローンについては、2012年4月～9月の半年間だけでも（株）オリエント・コーポレーションの融資利用者が21名あり、（株）ジャックスの利用者も含め、学生の経済的支援に有効であると評価できる。また、2011年度から学友会創立40周年記

念育英金として、信販会社提携ローンにかかる利子補給の制度を設け、利用学生（保護者）に対する経済的支援の一層の充実をはかった。

東日本大震災により被災した学生に対する経済的支援（学生納付金減免）については、当初、理事会決定による緊急措置として実施したが、2012年度からは「中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程」を制定し、制度及び規程の整備を行った。

保健センター関連では、2012年4月に学校保健安全法に規定されている「学校において予防すべき感染症」にかかった場合の対応についての取り決めが行われ、ホームページ（資料6-16）を通じて学生に周知がなされた。また、学生等に配付された「緊急時対応マニュアル（携帯用）」とは別に、各教室に「急病人・けが人発生時の対応マニュアル」を備え付け、教員などが必要な措置ができるよう取り計らった。また、感染症予防のため、大学の入口及び各建物の入口に手指の消毒液を置いている。

保健センターでは、該当学生の入学時に、現病・既往歴・アレルギー・運動制限などを含めた疾病の把握を行い、必要な措置を講じるため、担当教員や関連部課との連携を行っている。また、学生に対しメンタルサポートを含めた健康相談も行っている。さらに、感染症の予防・発症及び蔓延時の対応を含め、組織的かつ万全の準備が進められている。

学生相談室関連では、新任の教員を含め発達障害に関するパンフレット（資料6-17）の配付を行った。また、新入生アンケートや、その後の面談などによって特別支援が必要であると思われた学生に対しては学生本人との合意の上、教員との連携を強化し、授業における視覚情報の提供やテスト問題を当該学生用に作り直すなどの対応を行った。学生相談室が行っている「茶話会」においては、「サークルに所属していない自分にとって、茶話会が大学での居場所になっていた。」という学生がいたように、対人関係が苦手な所属感が得難い学生の居場所となり、対人関係を学ぶ一助となった。さらに、従来、大学の学生だけが対象であったハラスメント対応のための規程を見直し、法人全体、教職員も含めた規程（資料6-18）を作成し、「ハラスメント防止委員会」を設立した。

このように、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮において、一定の効果があがっていると評価できる。

キャリア支援においては、2009年度から3年間、「将来の自分を見据え、今に学ぶ学生を育むキャリア支援」によって、文部科学省からの大学改革推進等補助金を受けている。この取り組みは、学生に対する入学時からのキャリア支援を通じて単に就職支援を行うだけでなく、学生の将来像を意識させることにより、大学での学びに具体的な達成目標を持たせ、学習への意欲的な取り組みを導き出すことを目的としている。また、この取り組みの一環としてキャリア・サポートシステムの構築が行われ、学生に関するデータの整理・入力が行われた（資料6-19）。このデータは、履修状況や生活状況、将来に向けての意識、自己発見レポートや成長度調査によって把握された客観的データなど幅広いもので、これらのデータをゼミ指導教員などが適切に活用することによって、学修・キャリア支援を主とした大学生活全般にわたる支援体制の充実が図られた。

本学は、警察官採用者数が千葉県で2位の実績を誇っており、警視庁や千葉県警をはじめ各地の警察で多くの卒業生が活躍している。法学部では、より多くの本学出身者が

警察官として活躍できるよう、2012年度から「警察官直前特訓講座（課外講座）」の基礎講座及び発展講座を開講（両学部生対象）し、さらなる発展を図っている。

・改善すべき事項

退学者数（除籍を含む）については、2012年度に減少したとはいえ、ここ数年、200名以上の状況が続いている。アカデミック・アドバイザーやゼミの担任、サポートセンターなどで個別の相談・指導を行っているが、より一層の対策を講じる必要がある。

保健センターにおいては、新型インフルエンザ流行時にマスク、消毒薬などの備蓄を行ったが、大規模な地震などの災害を想定した際の、光源の確保やガーゼ・水など、保健センターで必要と思われる備蓄が行われていない。

学生相談室における様々な不安障害や発達障害への対応については、その都度、学生課職員などの協力によって対処しているが、チーム支援体制を構築し、より組織的な対応ができるようにする。

キャリア・アドバイザー制度ができ、2012年度には商学部教員20名、法学部教員13名の登録があった。これに比して職員の登録が少ないこと、さらに学生の利用が少ないことが問題である。

就職において、留学生ガイダンスを行っているが、留学生の参加が少ない。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

本学独自の奨学金制度については、引き続き、その充実に努める。また、修学支援については、学部内に新資格対策応用講座などを設け、さらなる充実に図っていく。保健センターにおいては、学生の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮において、さらなる充実に図る。学生相談室では、2013年3月に、プライムセミナーの学生スタッフや学習支援のピアサポーターに対する研修として、学生相談室のカウンセラーが中心となってワークショップなどを行ったが、今後もそうしたプログラムの充実に図っていく。また、ハラスメント防止委員会を中心にハラスメント防止のためのガイドラインを作成する。さらに、障がい学生の支援のための組織づくりについて学生委員会で検討を行う他、教職員用の学生対応のハンドブックを2014年度に配付する。

キャリア支援においては、学部、大学直轄研究室、就職課などが協力体制をつくり、警察官のみならず、一般行政職においても合格者を増やす。

・改善すべき事項

修学支援については、ゼミや学生サポートセンターなどでの、ピア・サポーター（ラーニング・アドバイザー）制度を導入し、学生に対する、いっそう細やかなサポートを実現する。

2012年12月に、大規模な地震などを想定した総合防災訓練を行うと同時に、詳細な大規模地震対応消防計画の作成を行った。今後、この計画に基づく様々な備蓄を行う中で、特に応急救護などに必要な保健センター関連の備蓄を行う。

キャリア・アドバイザーの登録については、職員の積極的な参加を求めるとともに、

利用度を高めるための、学生に対する情報提供を行っていく。また、学生用ジョブ・カード及びその活用方法について周知を行うとともに、必要に応じて学生に対するキャリア支援のツールとして、ジョブ・カードの活用を図る。さらに、キャリア支援に関する留学生への情報提供を増やし、ガイダンスなどへの参加を促す。

④根拠資料

- 6-1 「特待生・奨学生選考規程」
- 6-2 「特待生・奨学生の奨学金支給に関する細則」
- 6-3 「私費外国人留学生特待生・奨学生に関する規程」
- 6-4 「中央学院大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」
- 6-5 「中央学院大学外国人留学生授業料減免取扱基準」
- 6-6 「中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程」
- 6-7 学費サポートプラン（チラシ）
- 6-8 「学校法人中央学院衛生管理規則」
- 6-9 「2013 キャンパス・ガイド」
- 6-10 「緊急時対応マニュアル（携帯用）」
- 6-11 「2011 学生相談室活動報告書」
- 6-12 「中央学院大学教員倫理綱領」
- 6-13 中央学院大学ホームページ 就職・進路 私の就職ストーリー
URL:<http://www.cgu.ac.jp/job/tabid/191/Default.aspx>
- 6-14 『マイ・キャリア・ノート』
- 6-15 『キャリア・ハンドブック』
- 6-16 中央学院大学ホームページ キャンパスライフ 保健センター
「学校において予防すべき感染症」にかかった場合の対応について
URL:<http://www.cgu.ac.jp/campuslife/tabid/310/Default.aspx>
- 6-17 発達障害に関するパンフレット
- 6-18 「学校法人中央学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」
- 6-19 キャリア・サポートシステム操作マニュアル

7. 教育研究等環境

①現状説明

(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

中央学院大学の教育研究環境の整備に関する基本概念は、コンパクトだが快適かつ機能的なキャンパスの構築である。大学が目指す教育の一つは、大学案内に示されているとおり、「STAND BY YOU（一人ひとりに寄り添い、支える教育）」である。そのためには、キャンパスが物理的にも、また雰囲気においても学生と教職員が共に寄り添える、居心地の良い学習及び生活空間でなければならない。本学では、施設設備等の充実とともに、その環境美化にも努めている。毎年、学生自治会や各ゼミごとに行われるクリーン・キャンペーン（学内及び通学路のゴミ拾い）や、マナー向上キャンペーンによる職員の見回り（ポイ捨てなどの注意）及びゴミ拾いなどによって、ゴミのないキャンパスが実現されている。また、委託業者による徹底した清掃や緑化及び鉢植えの花などによって、校内はいつでも美しく保たれている。さらに、「ブロークン・ウィンドウズ理論」に則り、破損された椅子などは早急に取り換えるなどの措置が施されている。

大学の具体的な教育研究環境の整備に関する方針は以下のとおりである。

- ・校地は、教育にふさわしい閑静な環境とし、学生が休息その他に利用するための適当な空地を確保する。運動場については、できるだけ隣接地もしくは移動時間を要しない場所に設けることとする。
- ・施設・設備に関しては、教員の研究成果及び学生の学習効果が期待できる快適な環境を整備する。
- ・情報関連では、全学生を対象としたコンピュータの利用環境を整備し、コンピュータをいつでも使用できる自習環境を構築する。
- ・障害者への配慮及び地域住民への大学の開放の観点から、バリアフリーな施設を目指す。

これまで、施設・設備への投資を積極的に行い、キャンパスの整備に努めてきたが、施設・設備計画においては一段落と言える。また、近年、体育施設の整備にも力を入れてきた。陸上競技場のオールウェザー・トラックへの張り替えに始まり、2011年度は、サッカー場に人工芝を導入した。さらに、2012年度・2013年度には、体育館の大規模修繕（屋根・床等）も行い、2013年6月には図書館内にコミュニケーション・ラウンジ及びラーニング・ルームを完成させた。今後の施設計画としては、当面は老朽化に伴う各施設の補修などを行っていく。長期的な新しい施設建設などについては、2012年7月に提出された「第二次財政安定化協議会財政改善部会」の答申に基づき、今後、「中・長期計画（施設・設備建設及び修繕計画）」などの策定を行う。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

常磐線我孫子駅から約1.6km離れた我孫子市久寺家に久寺家キャンパス（校舎、図書館、体育館、学生会館、クラブ棟、テニスコート、駐車場等）、我孫子市つくし野につくし野総合グラウンド（野球場、サッカー場、ゴルフ練習場）、館山市に中央学院大学セミナーハウスがあり、合わせて約100,000㎡の土地を所有する。また、陸上多目的グラウ

ンドや駐車場用地等として約 18,000 m²の借用地を使用している。

校舎は、本館（8 階建、約 11,000 m²）に教室、アクティブセンター、社会システム研究所、事務室、会議室及び役員室等が配置されている。また、6 号館（9 階建、約 19,000 m²）には一般教室の他、PC 教室、LL 教室、AV 教室、国際交流センター、学生サポートセンターなどが配置されている。さらに、5 号館（2 階建、約 2,300 m²）、研究棟（10 階建、約 4,400 m²）、図書館（4 階建、約 2,900 m²）、体育館（3 階建、約 3,800 m²）、クラブ棟（4 階建、約 1,800 m²）、学生会館（3 階建、約 3,700 m²）などがあり、それらの総施設面積は約 49,000 m²となっている。

キャンパス・アメニティは、まず正面研究棟前（ドルフィン広場）と研究棟後ろ（センター広場）の二つの広場を設け、ゆとりのある空間を作り出していることが挙げられる。ドルフィン広場には、東京芸術大学学長の宮田亮平氏作のイルカのモニュメントが設置されている。そのコンセプトには、天空に舞い踊るイルカの群れ（学生たち）が未来に向かって大きく羽ばたくように、そして愛され、癒されて立派に巣立っていくように、との願いが込められている。また、多くのベンチとともにシラカンヤサクラなどの樹木が植えられ、学生にとっての憩いの場所となっている。センター広場には、ワシントン D.C. のモニュメント前のリフレクティング・プールを模した大きな噴水があり、夜間のイルミネーションとともに美しい風景を演出している（現在、地震の影響により休止中）。この他、図書館と 6 号館の間に芝生広場が設けられ、授業の合間に学生たちがフットサルに興じている姿などが見られる。

アメニティについては、屋外に限らず建物内においても概観することができる。まず、本館 1 階には、「波動」という海原の波のうねりをダイナミックに表現した陶壁が飾られ、2 階及び 4 階にあるピカソの絵画（高額複製画）とともに芸術への興味を喚起している。また、学生会館 1 階の「青春の譜」、6 号館 1 階の商の神「ヘルメス」や法の神「テミス」など、長崎の「平和祈念像」で有名な北村西望の弟子、柏市出身の神野義衛氏によるブロンズ像なども設置され、建物内の景観も配慮されている。こうした芸術作品の多くは、後援会からの寄贈によるものである。さらに、本学の環境整備の方針、居心地の良いキャンパスを具現するため、6 号館及び本館内に様々なデザインの椅子を設置し、学生の憩いの場を提供している。6 号館の建物自体も、1 階ホールから見上げる大きなアトリウムや移動のためのエスカレーターなどによって開放感のある、快適な空間が演出されている。本学の施設においては、6 号館竣工時（平成 8 年 3 月）からウォシュレット型トイレを導入するなど、衛生面のみならず、学生の快適なキャンパス・ライフのための様々な配慮を行ってきている。

施設等の管理に関しては、東日本大震災後、建物の検査を行ったが、通常は特殊建築物法令点検により、建物は 3 年に一度、設備は 1 年に一度、点検を実施している。また、1 年に二度、上水水質検査を行っている他、ひと月に一度、エレベーター・エスカレーターなどの点検を行っている。建物の補修については、2012 年夏に体育館屋根の工事を行ったが、その際、屋根裏の断熱被覆として使われていたアスベストの撤去を行った。2013 年夏には体育館の床の補修工事を行った。

設備面、特に情報機器については現在、学生用として PC 教室、CALL 教室、自習室、学

生サポートセンター自習用、留学生センター自習用、大学院、図書館、教職課程スタジオ用など 500 台以上の PC を設置している。また、教員用として 100 台以上を設置している。こうした情報機器に事務用を加えた機器の更新については、毎年の予算を考慮したうえで、必要に応じ行っている。

施設の安全面については、まず、福島原発事故以降、定期的に空間放射線量の測定を行っている。実施場所は、大学のキャンパス内、陸上競技グラウンド及びつくし野グラウンドで、我孫子市と連携し、東葛地区放射線量対策協議会の測定マニュアルに準じて実施している。その結果、いずれの数値も文部科学省が示した放射線量低減策を実施する場合の指標値 ($1\mu\text{Sv/h}$) を下回った。その上で、学生の安全を慎重に配慮し、我孫子市の放射性物質除染実施計画に沿って除染作業を行った。

また、平常時においても、専門業者に依頼し、定期的に、学内の酸素・二酸化炭素・湿度などの空気環境測定を行っている。

主な教室棟となっている本館及び 6 号館等は、東日本大震災クラスの地震に十分耐えうる構造となっているが、学生の安全を図るうえで必要と思える避難訓練、防災訓練などを適宜、実施している。この避難訓練にあたっては、「中央学院大学大規模地震対応消防計画」(資料 7—1) に基づき編成された自衛消防組織の避難誘導班などを含め、学生及び教職員の参加・協力により行っている。

中央学院大学では、2009 年 5 月に「中央学院大学危機管理規程」(資料 7—2) が制定され、2011 年 3 月に起きた大震災時には、この規程に基づき危機対策本部が設置され、様々な対応に当たった。その際、非常時に備えた様々な物品の備蓄の重要性が議論され、2011 年度以降、予算措置を行いながら備蓄の充実を図っている。また、2012 年度から、大学からの連絡や緊急情報を学生に知らせるメール配信サービスを開始し、学生が登録したメールアドレスに、学校行事等に関する案内や台風などによる休講案内の他、学生の呼び出し、緊急連絡などの情報を発信している。

学内の衛生管理においては、「学校法人中央学院衛生管理規則」(資料 7—3) に基づき、学生・教職員等の健康の保持、その他学習及び労働環境の整備向上に必要な措置を講じている。その一例としては、インフルエンザ感染拡大防止のため、学生に対し「学校において予防すべき感染症にかかった場合の対応について」(資料 7—4) という掲示やホームページでの情報提供を行っている他、「学校で予防すべき感染症(学校保健安全法)罹患患者報告」を即時にメールで、必要な学内関係者に流し、情報の共有とともに早急かつ適切な対応措置を図っている。その内容は、提供相手によって異なるが、保健センターでの受付日、医療機関受診日、診断名、医師の指示、大学最終登校日、所属サークル等、感染症ランク(A 警戒、B 要注意、C 経過観察)、体温、経過などとなっている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学の図書数(2013 年 3 月 31 日現在)は、和書 207,101 冊、洋書 75,441 冊、計 282,542 冊である。2005 年度に大学院新設のため、全体で一年間に 7,000 冊以上の図書を受け入れたが、平常の年度は 5,000~6,000 冊の図書を受け入れている。教育研究上必要な図書は各学部が選出した 16 人のコース別選書委員が書店の見計らい図書から選書して購入している。ただし、教員が希望する 100 万円以上の高額図書は規程により図書委員会の審

議後に購入している。また、学生が希望する図書は基本的に購入しているが、希望者以外に利用が少ないと考えられる趣味的な図書や、高額で公共図書館が所蔵する図書は、図書館長の判断により購入している。

蔵書コレクションは、現図書館開館時に購入した「バートランド・ラッセル文庫(哲学)洋書 418 点」「ヴィトゲンシュタイン文庫(哲学)洋書 168 点」、法学部開設時に購入した「グスタフ・ラートブルフ文庫(ドイツ法)洋書 275 点」、本学縁故者より寄贈があった「小関文庫(行政学・地方自治)和洋書 4,187 点」「藤原文庫(米政治史)洋書 883 点」「花井文庫(明治初期法律)和書 215 点」「関文庫(政治・経済・法律)和書 257 点」、地域資料を収集した「手賀沼周辺文化コレクション(千葉県・茨城県地域史)和書 1,696 点」「梶谷文庫(法律)和洋書 1,764 点」「弁護士会文庫洋書 790 点」となっている。また、提携校の「メンフィス大学」「淡江大学」より寄贈のあった資料も所蔵している。

学術雑誌は年 1 回、次年度購入予定の雑誌一覧表を作成して図書委員会で審議している。次年度購入予定の洋雑誌は書店からの見積書で購入を決定している。新聞は 21 紙を講読している。この内、6 紙は外国の新聞である。

「手賀沼コレクション」などの各種コレクション、判例集などは電動式の集密書庫に収められ、利用者が資料を自由に読めるよう閲覧席を設けている。また、「グスタフ・ラートブルフ文庫」「バートランド・ラッセル文庫」「ヴィトゲンシュタイン文庫」などの貴重書については、専用の貴重書室を設け保管している。

学術雑誌等(2013 年 3 月 31 日現在)は、和雑誌 1,633、洋雑誌 607、計 2,240 である。また、視聴覚資料として、ビデオ・DVD・CD-ROMなどを 5,016 所蔵している。(雑誌・視聴覚資料はタイトル数)

学術情報を利用者に提供するため契約している外部データベース及び電子ジャーナルは以下のとおりである。

〈新聞記事データベース〉

- ・日経テレコン 21 (1975 年以降の日本経済新聞・日経産業新聞・日経金融新聞・日経流通新聞の記事検索。企業検索・人事検索)
- ・聞蔵Ⅱ (1945 年以降の朝日新聞記事、AERA・週刊朝日記事)

〈雑誌論文データベース〉

- ・magazineplus (雑誌・論文見出しデータベース。雑誌記事・図書・人物情報・百科事典・学会年報・経済誌など)
- ・CiNii (国立情報学研究所が提供している学術論文)

〈税務・会計関係データベース〉

- ・税務・会計データベース (税務・会計分野の法令・通達・資料を収録。国税の主要税目である法人税・所得税・相続税・消費税をトータルカバーし、制度解説や Q&A も参照可能)

〈法学関係データベース〉

- ・法律情報総合データベース(法令・判例・法律文献。事件が起こった当時の条文(2001 年以降)と判決文のフルテキストを対比しながら、参考文献を探ることが可能)
- ・LEX/DB インターネット(1875 年の大審院判決から今日までの判例を網羅的に収録)

・TKC ローライブラリー【学内者専用】

「LEX/DB インターネット」(明治8年の大審院判決から今日までの判例を網羅的に収録した法律情報フルテキストデータベース)をベースに、法律関係リンク集や公的判例集データベースなど、関連情報の収集にも便利なデータベース

・レクシスネクシス【学内者専用】

米国判例・法令、契約書式、解説書や米国証券取引委員会に提出された契約書類など、実務に役立つ情報を収録したデータベース。図書館で申込み後、個人ごとにID/パスワードを発行する。

・JURIS Online (ドイツ法律情報)【学内者専用】

ドイツ法情報のデータベース。信頼性の高い法令・判例、学術文献情報を網羅している。

〈総合データベース〉

・GeNii (学術コンテンツ・ポータルサイト。国立情報学研究所が提供する各種総合学術情報。論文・図書・雑誌・科研費補助金を受けた研究成果・分野別専門情報)

・NACSIS Webcat Plus (連想するキーワードを使って、必要な図書を効率的に探すことが可能)

・NACSIS Webcat Plus Minus-β (目録所在情報。全国の大学図書館などが所蔵する図書・雑誌)

〈その他のデータベース〉

・ジャパンナレッジ・プラスN (百科事典・辞書・ニュース・学術サイトURL集などを集積。経済誌『エコノミスト』、平凡社の叢書『東洋文庫』700冊の全ページを収録)

・WEBLINK 地方公共団体総覧 (全国都道府県・市区町村について、自治体ごとに行財政の基礎情報を300項目以上収録。先進条例は、名称・制定年月日・コメント付で約250本を掲載)

〈電子ジャーナル〉

・EBSCOhost (外国語のビジネス関連雑誌)

・Science Direct (エルゼビア社が提供する科学・医学・社会科学(法律・経済)などの分野の外国語雑誌約350タイトル)

これらの外部データベースは図書館内や教員研究室からインターネットで利用することが可能である。利用講習会を導入時に業者に依頼して実施している。また、視聴覚資料の購入は選書委員が選択する他に、学生へのアンケート調査の結果も参考にしている。

1999年3月に常磐線沿線の5大学(江戸川大学、川村学園女子大学、東洋学園大学、麗澤大学、中央学院大学)で東葛地区大学図書館コンソーシアム(TULC: Tokatsu University Library Consortium)を組織した。その後、2006年度から日本橋学館大学と二松学舎大学が加盟した。TULCに加盟している大学の学生は、共同利用証を持参することで、7大学の図書館を相互に利用することが可能で、資料の貸出を受けることもできる。7大学の蔵書の合計は150万冊を超え、大学によって所蔵する資料の分野も異なるので、利用者は幅広い分野の資料を利用できる。TULCでは、定期的に会議を開いて図書館サービス部門の

担当者が情報交換を行い、相互の図書館サービスの向上につなげている。

図書館は 1980 年に独立棟として、地上 4 階建て、収容冊数 25 万冊、延床面積 2,867 m²、敷地面積 936.15 m²の規模で竣工した。その後、法学部や大学院の設置による書架の増設と耐震補強、視聴覚施設設備の拡充、コンピュータ・ネットワーク更新などの利用環境整備を行い、収容冊数が 28 万冊となって、現在に至っている。

1 階には受付窓口としての総合カウンターがあり、図書・視聴覚資料の貸出・返却とレファレンスサービスを行っている。他には、学生が自習できる閲覧室、15 ブースでビデオテープと DVD が視聴できる視聴覚室、パソコンコーナー、新聞雑誌コーナー、事務室などがある。1 階入口の入退館ゲートで、入館者の把握と資料の盗難防止を行っている。2 階と 3 階は開架閲覧室と集密書庫で、利用者が資料を自由に読むことができる閲覧席がある。図書は 2 階から 3 階へ分類番号順に配架されている。2 階には辞書・百科事典・学術雑誌(日本語)もある。3 階は検定試験問題集・学術雑誌(外国語)がある。集密書庫には製本雑誌や外国語図書などを配架しており、利用者が必要な資料を探し易いように考慮している。4 階はゼミナールや学生サークルで利用するグループ学習室、主に教員が利用する研究閲覧室、コレクションを保管する貴重書室などがある。利用者(学生・教員)閲覧室の座席数は全体で 362 席あり、特に図書館 4 階は静寂な自習環境を考慮した学生自習用閲覧席になっている。

図書館業務については、2008 年度より紀伊國屋書店に委託をおこなっている。委託内容は、「和書・洋書・視聴覚資料・和雑誌・洋雑誌の発注受入」「和書・洋書の装備とデータ入力」「レファレンスと相互貸借」「カウンター・図書の貸出返却」で、司書の資格を持った 9 名のスタッフが勤務している。この他、大学の専任職員の課長(情報システム部次長が兼務)・主任の 2 名が勤務している。

開館時間は、授業実施期間中 8:30~20:00、土曜日 10:00~17:00、春季・夏季・冬季休業期間中 9:00~17:00 となっている。

学生が使用できるパソコンは図書館全体で 42 台あり、内訳は資料検索用が 14 台、授業で使用するパソコン教室と同じソフトウェアが導入されたパソコンが 18 台、図書館内の無線 LAN に接続できる貸し出し用ノートパソコンが 10 台となっている。この他、事務部門が資料整理やレファレンスサービスで使用するパソコンが 16 台ある。図書館内のネットワークは大学全体の LAN を経由して外部インターネットに接続されている。2012 年度には、従来、閲覧室及びグループ学習室のみであった無線 LAN の設備を全館に拡張した。これらのネットワーク設備は、大学内のネットワーク環境と同程度で、利用者に図書館内でも均一な情報インフラを提供している。

本学図書館では、利用者サービスの向上と業務処理の効率化を実現するための図書館システム(リコー LIMEDIO)を導入している。資料の発注から始まり、受入、資料データの標準仕様目録を NII のデータベースと連携して、一連の流れの中で作成している。作成した目録情報はインターネット経由で国内外から資料検索ができる他、貸出の予約や他大学からの資料の取り寄せにも役立っている。

学生に対する図書館の利用者教育については、入学時にゼミ単位で実施している。さ

らに、ホームページや学内掲示板・パンフレット等で、利用者に情報提供を行っている。また、図書購入において利用者の要望を取り入れるために、図書館内に投書箱を設置している他、電子メールでの投書ができるように電子メールアドレスを公開している。

この他、新聞記事の外部データベースから、「大学」・「教育」及び「就職」のキーワードで検索して合致した記事を、学内教職員へ配信する情報サービスを行っている。

中央学院大学関係の紀要（著作権の許諾がとれているもの）については、「中央学院大学論叢 商学・商経関係（1966年～1985年）」「中央学院論叢 一般教育関係（1966年～1985年）」「中央学院大学商経論叢（1986年～）」「中央学院大学教養論叢（1987年～1994年）」「中央学院大学人間・自然論叢（1994年～）」「中央学院大学法学論叢（1987年～）」などをPDFファイルで公開している。その際、論文名・著者名等の詳細については、CiNii（論文情報ナビゲーター）で検索できるようになっている。また、中央学院大学研究所関係の紀要については、「中央学院大学社会システム研究所紀要（2001年～）」「中央学院大学情報科学研究所紀要（1977年～2000年）」「中央学院大学総合科学研究所紀要（1984年～2000年）」「中央学院大学総合論叢（1993年～1995年）」「現代の諸問題とその分析（1988年～2000年）」「法と行政（1990年～2000年）」「自治と市民生活（1989年～2000年）」「比較文化（1987年～2000年）」などがPDFファイルで公開されている。

この他、国立情報学研究所（NII）にインターネットで接続し、NIIの総合目録データベースの構築や相互協力（ILL：文献複写や相互貸借）を行っている。このシステムによって、従来、図書館に来館するか問い合わせなければ入手できなかった論文資料が手軽に入手することができるようになった。さらに、このシステム導入の効果として、研究成果を公表する機会の増加による、研究活動の活性化も期待されている。（資料7—5）

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

大学院教育においては、研究指導というまでもなく、授業科目についても大学院生が十分な時間をかけ、与えられた教育課程や自ら設定した研究課題に対して予習等の学習しないし研究を積極的に行いよう、施設面の条件を整備しておくことが重要である。こうしたことから、大学院商学研究科に固有の施設を整備した。大学院生の共同研究及び自習のための「院生研究室」は、面積145㎡で、部屋には学生用の机、椅子、グループ・テーブル、コピー機、学内LAN対応のパソコン4台、プリンター、ホワイトボード、書架（書籍用・雑誌用）、照明スタンド、ロッカー、電話を配置し、商学に関する雑誌等を備えて、大学院生の利用に供している。また、エントランスには、大学院生の議論・談話の場である談話コーナーを設け、応接セットを配置している。

学部の学生に対しては、図書館に自習室とグループ学習室を設けている他、6号館7階にパソコンを30台以上設置したスタディ・ルーム（開放時間8:40～20:00）を設け、学生の利用に供している。また、6号館8階にはパソコンやカラー・プリンター、スクリーンなどを備えた自習室も設置している。この他、授業が行われていないパソコン教室を、自習教室として開放している。

本学では、公務員や資格取得を目指す学生が集まり、同じ目標に向かって学ぶ大学直属の機関を設けている。そのため、本館6階の多くのスペースを「経理研究室」「法制研

研究室」「行政研究会」の講義室や会議室として提供し、学生の自主学習の場としている。

教員の教育研究の支援体制としては、教員室 1 階に 2 名の専任職員（教務課所属）が常駐し、教員の学内外との連絡・調整をはじめ、会議等のサポートなどを行っている。ティーチング・アシスタントについては、「中央学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき TA（本学大学院生）を採用し、一部の授業に関する教育支援を行っている。また、情報関連授業においては、情報メディア課の教育・研究ヘルプデスクの 3 名の職員（業務委託）がパソコン教室での授業のサポートなどを行っている他、スタディ・ルームでの学生の自主的学習の支援も行っている。

個人研究費は、1 人年間 35 万円となっている。その上で、研究成果が学会等において、相当の評価を受けた場合や、科学研究費補助金を前年度に申請した場合などは特別に 10 万円の増額が認められることがある。大学院担当の教員については、殆どが学部所属の教員が兼務していることから、学部と同額の支給となっている。また、国際学会に出席する場合は申請により認められれば、海外出張旅費規程に定める交通費及び宿泊費の 2 分の 1 の額が支給される。さらに、本学の教員が所属する学会において、研究成果の発表を行う場合など定められた要件を満たす場合は、申請により認められれば、国内または海外（国際学会を除く）への旅費交通費などが支給される。

現在、学内における共同研究費としては、大学院におけるプロジェクト研究（2013 年度 4 プロジェクト 100 万円）、社会システム研究所におけるプロジェクト研究（2013 年度 3 プロジェクト 130 万円）がある。プロジェクト研究は、大学院及び研究所の教員が研究申請者（代表者）となり、テーマを決めた上で本学の教員、海外を含めた他大学等の研究者によりチームを結成し、研究を行うものである。この他、私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金に申請を行った研究に関する法人負担分（2013 年度 934,000 円）などがある。

教員の研究室については、専任教員に対し研究棟内に、14.8 m²の個人研究室が与えられている。また、社会システム研究所の研究員に対しては、25.8 m²の個人研究室の他に 33.4 m²の共同研究室が設けられている。個人研究室には、机、椅子、書棚、パーソナル・コンピューターなどが整備されている。

教員の出校日数は、「中央学院大学教育職員に関する就業特則」（資料 7—6）により、1 週間につき原則として 3 日以上となっている。教員は、原則として 10 時間（5 コマ）以上の授業を受け持つことがノルマとなっている。こうした中で、教員の職務の第一は専攻分野についての研究活動を行うことと定められている。そのため、授業や教授会等の会議以外の時間については拘束を少なくし、研究に専念することができるよう配慮を行っている。また、大学・学部等の運営に係る業務や外部資金の導入に係る業務の負担が増えていることから、科研費の申請に係る支援体制の充実などを図っている。

本学では、教員が外国において学術の研究・調査等に従事できるよう、長期在外研究員及び短期在外研究員制度が設けられている。期間は長期が 6 ヶ月以上 1 年以下、短期が 3 ヶ月以内となっている。希望者は研究計画等を学部長に提出し、審査委員会の審査を経て決定される。教員が国内において研究・調査に従事する場合には、国内研究員制度を

利用する。長期国内研究は1年間、短期国内研究は6ヶ月間となっている。国内研究員は、研究に従事するため1年間、授業を免除される。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

2006年に「中央学院大学教員倫理綱領」(資料7-7)を定めると同時にパンフレットを配付し、倫理意識の向上を促した。

また、2007年に「中央学院大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程」(資料7-8)「中央学院大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則」(資料7-9)を定め、公的研究費に係る運営及び管理方法を定めるとともに不正の防止を図った。さらに、2008年には「中央学院大学科学研究費補助金管理運用に関する取扱い要領」(資料7-10)を定め、科研費の適正な執行ができるよう整備した。

教育・研究に係るコンピュータの利用については、「中央学院大学情報システム利用規程」(資料7-11)、「中央学院大学情報システム利用細則」(資料7-12)、「中央学院大学インターネット利用ガイドライン」(資料7-13)の規程が定められている。また、情報システム運営委員会によって定められた「情報倫理」は、コンピュータを利用する上での利用者が守るべき規範であり、次のとおり宣言されている。

情報倫理

現代の情報社会は、高い倫理観によって成り立つ社会である。倫理に反することをすれば、社会に与える影響は甚大であり、多大な損害を与える場合もある。コンピュータ、インターネット、データベースが有機的に統合された情報社会では、各個人が最低限守るべき情報倫理が存在する。

情報倫理とは、「情報社会において、われわれが社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るべきルール」である。

本委員会は、本学の情報システムを利用する本学の学生及び教職員及びその他の利用者に対して、公序良俗に従い、情報社会の道徳的な規範である情報倫理を遵守することを強く要望する。

2001年3月31日

情報システム運営委員会

公的研究費の適正な運営及び管理を行うための学内審査機関として不正防止委員会を設置している。不正防止委員会は、学長、商学研究科長、商学部長、法学部長、社会システム研究所長、大学事務局長、学事部長、財務部長、その他学長が指名した教職員によって構成されている。委員会は、不正防止計画の推進にあたり、以下の事項を審議する。

- (I) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握と検証に関すること。
- (II) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (III) 行動規範の策定等に関すること。
- (IV) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

また、不正行為及び不正使用が発覚、あるいはその疑いも含め、迅速かつ公正に調査等を行うため不正調査委員会を設置している。さらに、公的研究費の監査を行うため、内部監査部門を設置し、毎年の監査を実施している。

②点検・評価

・基準7の充足状況

本学では、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、図書館、体育館、学生会館、クラブ棟、総合グラウンド、セミナーハウスなど適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えている。また、「中央学院大学危機管理規程」「学校法人中央学院衛生管理規則」などを制定・実施し、使用者の安全・衛生の確保に万全を期すとともに、キャンパス・アメニティを重視し、学生にとって居心地の良い環境整備に努めている。

図書館については、約28万冊の図書を有し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積している。また、学術情報を利用者に提供するため、日経テレコン21、CiNiiなどの外部データベース及び電子ジャーナルと契約している。さらに、入学時には、ゼミ単位で学生に対する図書館の利用者教育も実施している。

本学では、ティーチング・アシスタント等を適切に配置し、学生の学修及び教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費（個人研究費・プロジェクト研究費）、研究室（個人研究室14.8㎡～25.8㎡）、研究時間の確保に努めている。また、「中央学院大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程」「中央学院大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則」などを制定すると同時に、大学評価・研究支援室を設置するなどして、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整えている。

以上の点から本学では、基準7をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

メインキャンパスの我孫子市久寺家の立地は、都内から1時間内にあり、また我孫子駅から比較的近い距離であるので良好といえる。校地面積74,515㎡及び校舎面積45,566㎡は、大学設置基準の校地面積28,800㎡及び校舎面積12,989㎡をはるかに超えているので充分といえる。環境についても、商業地域を離れ教育にふさわしい閑静な場所にあり、また、校内は校舎の間に広大な芝生の緑地と広場が2面取っており、キャンパス環境としては良好であるといえる。

図書館の規模、機器・備品の整備状況については、概ね良好と言える。図書館の図書数(2013年3月31日現在)は、282,542冊であるが、その大半が社会科学系の商学部と法学部に関係する図書となっていることから、質的整備は適切であると考えられる。図書

館では、2010年度より土曜日の開館を始めるなど、利用者の便宜をはかるとともに、施設面においては自主的学習環境（ラーニング・コモンズ）として、2013年度に自習室を分割改装し、従来の図書館で厳禁だった会話や飲食も可能で、可動式の机や椅子で自由にレイアウトできる「コミュニケーション・ラウンジ」と、アクティブ・ラーニング（能動的学習）を目的とした「ラーニング・ルーム」を整備した（資料7-14）。

ゼミ単位による新入生対象の図書館ガイダンスでは、利用方法を案内するツアー形式と、OPAC（オンライン蔵書目録）を用いて文献や資料を探す演習形式の2種類を実施している（資料7-15）。また、学生を対象とした4種のデータベース（「日経テレコン21」「マガジンプラス」「DI-Law（法律情報総合DB）」「ジャパンナレッジ」）のガイダンスを実施し、特に、「日経テレコン21（日経4紙・企業情報検索）」ガイダンスにおいては、就職課と連携し、就職活動に役立つ構成としたため多くの学生が参加した。この他、外部講師を招いてのレポート作成講座や学生選書ツアーなどを実施した。学生選書ツアーは、近隣の大型書店に直接出向き、多くの書籍の中から学生たちの視点で利用したい資料を購入するもので、幅広い選書や学生による紹介などによって、他の学生も含めた図書館利用促進に役立っている。

本学の図書館は、我孫子市との協定に基づき、我孫子市民に開放されている。2012年度の市民の登録人数は240人、貸出冊数は1,013冊となっている。

学部においては、2012年度に『商経論叢』第27巻第1号・第2号、『法学論叢』第26巻第1号・第2号、『人間・自然論叢』第34号・第35号を発刊した。大学院においては、それぞれの個人研究に関する論文「日本における長寿企業の永続要件」「多重代表訴訟の研究」「アジアにおける国際物流ネットワークの形成と展開」を『商経論叢』に掲載した。社会システム研究所では、紀要第13巻第1号・第2号の他、英文紀要『Mongolian Special Issue』を発刊した。また、2012年12月15日に基幹プロジェクト「利根川流域の再生」第6回研究会を開催し、菊池敏夫研究所客員教授による「学問と人生―研究遍歴から思うこと―」、福嶋浩彦研究所教授による「生活者の視点で社会を作る」、小熊智子消費者庁消費者安全課事故調査室課長補佐による「消費者事故調の発足」などの研究発表が行われ、市民や学生など約150名が参加した。

・改善すべき事項

現在、センター広場の噴水が東日本大震災の影響により止まったままとなっている。かつては海外からの賓客からも賞賛された景観は、従来のような姿に戻すためには費用が掛かり過ぎる。施設的美観を維持するためにも、費用を抑えた上で何らかの措置を行う必要がある。また、除染のため芝を撤去した中庭についても、その利用について検討を行う。

本学図書館では、近隣7大学で東葛地区大学図書館コンソーシアムを組織し、学術情報・資料の相互利用を進めている。しかし、実際の利用状況においては不活発と言える。

また、市民が本学図書館を利用する際、我孫子市民図書館から紹介状の交付を受けなければならないなど手続きに若干の不便が見られる。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

キャンパスについては、今後も施設等のアメニティを高め、クリーンなキャンパスの維持に努める。また、各施設の老朽化を調査した上で、施設の補修・改築などを計画的に実施していく。何よりも学生にとっての居心地の良いキャンパス実現のため、様々な施策を行っていく。さらに、施設・設備等の安全・衛生面においても、一層の改善を図る。

図書館については、図書・電子情報等の整備を行うとともに、学生の利用のための支援を推進する。

社会システム研究所では、2014年4月から専任教員1名を増員し、プロジェクト研究などの充実を図る。

・改善すべき事項

センター広場については、学生の休憩場所確保のため必要な安全対策を講じた上で簡易人工芝を張り、テーブルや椅子を用意して新しい憩いの場を設置する。また、除染のため芝を撤去した中庭に、フットサル施設を構築する（資料7-16）。

東葛地区大学図書館コンソーシアムに関する学生等の利用については、利用を促進するための問題点を検討した上で、改善を図る。図書館の市民の利用については、紹介状の交付なしに直接、大学図書館で手続きができるよう改善する。

④根拠資料

- 7-1 「中央学院大学大規模地震対応消防計画」
- 7-2 「中央学院大学危機管理規程」
- 7-3 「学校法人中央学院衛生管理規則」（既出 資料6-8）
- 7-4 中央学院大学ホームページ キャンパスライフ 保健センター 「学校において予防すべき感染症」にかかった場合の対応について（既出 資料6-16）
- 7-5 図書館利用案内（LIBRARY GUIDE）
- 7-6 「中央学院大学教育職員に関する就業特則」
- 7-7 「中央学院大学教員倫理綱領」（既出 資料6-12）
- 7-8 「中央学院大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程」
- 7-9 「中央学院大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則」
- 7-10 「中央学院大学科学研究費補助金管理運用に関する取扱い要領」
- 7-11 「中央学院大学情報システム利用規程」
- 7-12 「中央学院大学情報システム利用細則」
- 7-13 「中央学院大学インターネット利用ガイドライン」
- 7-14 図書館ラーニング・ルーム イメージ
- 7-15 新入生ゼミ図書館ガイダンス
- 7-16 旧芝中庭等整備（案）

8. 社会連携・社会貢献

①現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学学則第1条には、「～国家的・社会的要請に応じ、産学協同の対場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸学科を教授研究し併せて有為の人材を育成することを目的とする。」とある。

こうした方針に基づき、本学では様々な連携・協力を模索してきたが、その成果の一つとして本学と我孫子市が2008年4月に締結した包括協定が挙げられる。これは、住みよい街づくりの発展と優れた人材の育成のため、お互いに協力して必要な施策に取り組むことを目指したものである。この協定については、大学ホームページでも公開している。まず、2012年11月には、より継続性や発展性、実効性のある連携事業を推し進めるため、「我孫子市・中央学院大学相互連携研究会」を設置し、本学からは教員4名、職員3名が構成員となり、連携システムの構築や、地域・大学に貢献する施策などについて研究するための会合を行った。

また、我孫子市との協定と同時に、本学と我孫子市教育委員会とで、子供たちの創造性を育み、個に応じた教育の充実を図るため、市立小中学校における学習補助として、学生ボランティアの活用を進める覚書の調印も行った。

地元の商業との関わりにおいては、中央学院大学社会システム研究所のプロジェクト研究「利根川流域の再生」が挙げられる。このプロジェクトの目的は、利根川の有する多様な機能を、環境政策、産業による地域活性化、自治体の対応など多角的視点から再認識し、地域再生のための現実的・具体的政策を構想し、提案するというものである。このプロジェクトの一端として、「我孫子市の消費者アンケート調査結果から見た消費購買行動の特徴と課題」というテーマで、地元我孫子市における消費行動などの研究を行った。この研究の結果は、2011年12月に行われた第5回利根川流域の再生研究会において発表され、市民にも公開された。

この他、自治体及び大学間における連携・協力としては、2006年に設立された「コンソーシアム東葛」がある。これは、我孫子市、柏市、流山市などの5市と、本学の他、千葉大学や東京大学（柏キャンパス）などを含む周辺の11大学によって構成されたもので、「街づくりの幅広い分野において、産学官民の連携交流を深めることにより、大学と地域及び大学間の協働を促進し、もって大学と地域社会相互の持続的な発展と地域資源の好循環を生む体制の形成に寄与することを目的」としたものである。

中央学院大学生涯学習センター（アクティブセンター）細則第2条に、「センターは、大学の持つ教育機能と知的蓄積を広く社会に開放し、大学の社会貢献を促進して、大学に課せられた社会的使命を積極的に果たすことを目的とする。」とある。また、第3条には、「センターは、社会のニーズに応じて次の活動を行う。」として以下の項目を明記している。

- (1) 生涯学習に貢献するための、大学の自主的公開講座並びに生涯学習推進団体等からの、委託による公開講座等の支援についての研究、調査、企画及び実施
- (2) 地域社会との文化的交流・活動を促進するために必要な「文化賞」の制定に関する

研究、調査、企画及び実施

- (3) 社会教育的事業の遂行に必要な研究、調査、企画及び実施
- (4) センターの目的を達成するために必要な出版など各種メディア事業
- (5) 地方自治体、諸大学、各種研究機関及び学識経験者との生涯学習に関する定期又は臨時のシンポジウム、交流会等の開催
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項の研究、調査、企画及び実施

中央学院大学社会システム研究所の設立趣旨（資料8—1）には、「グローバル的視野から多角的・学際的に学問をとらえ、従来の縦割りの学問から総合的な視野に立った学術研究を行い～」とある。こうしたことから、社会システム研究所では、客員研究員として中国、韓国、モンゴルなどの研究者を迎え、国際的な協力の基に研究を行っている。また、大学又は研究所などが海外の大学と協定書を締結し、教育・研究における交流を積極的に行っている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

中央学院大学生涯学習センター（資料8—2）では、大学の持つ高度な知識を広く地域社会に提供し、地域との交流を深めることを目的とした公開講座を「オープンカレッジ」と名付け、春秋二期制で実施している。開講期間はそれぞれ3ヶ月程度で、資格取得を含んだ様々な分野の講座が開講されている。また、公開された大学の正規の授業で学ぶコンティニューイングコースも設けられている。

講師は本学教員をはじめ、様々な分野の専門家を招き、行っている。また、2010年度には、本学留学生が講師を務めた「留学生と異文化交流—世界の家庭料理」などの他、前消費者庁長官（現本学社会システム研究所教授）福嶋浩彦氏による「事業仕分けとは何か—マスコミ報道で伝わっていないことも」というテーマの講演会を開催し、多くの入場者（400名／申込者800名）があった。2011年度には、本学館山セミナーハウスを利用し、「房総里見氏と南総里見八犬伝」というテーマで、2012年度には「中世の安房と鎌倉—海で結ばれた信仰の道」というテーマで、それぞれ一泊二日の宿泊研修を実施した。

2012年度春期講座においては、44講座が開講され、社会人648名、学生166名が受講した。秋期講座においては43講座が開講され、受講者は社会人514名、学生64名であった。コンティニューイングコースにおいては、1年間在籍し単位を修得する「パートタイムクラス」に6名、4年間在籍し、多くの科目と専門分野を学び32単位を修得する「カレッジクラス」に2名、単位修得を目的とせず、特定の科目を学ぶ「聴講生」コースに28名が在籍した。この他、受講生9名による論文と書道講座の作品を収めた『Academia』第22巻の発刊を行った。

2013年度春期講座においては、53講座が開講され、社会人793名、学生131名が受講した。秋期講座においては42講座が開講され、受講者は社会人503名、学生13名であった。秋期講座では、本学館山セミナーハウスを利用した「江戸時代安房の名所」をテーマとした1泊2日の社会人向け宿泊研修を実施した。また、『Academia』第23巻は、「コンティニューイングコース」受講生の論文及び書道講座の作品を収めた刊行を行った。

2013年度学外講座では、香取市「市民カレッジ」を開講し、商学部、法学部の本学教授陣による7回の講座を開講している。さらに、館山市「たてやまオープンカレッジ」を

5回開講している。

2012年10月に本学大学院と台湾・逢甲大学との間で協定書を締結し、研究及び学術研修のための交流を行うことを確認した。この他、中央学院大学は、台湾・淡江大学、アメリカ・メンフィス大学、韓国・大邱大学、韓国・京畿大学、中国・長春工業大学、中国・大連外国語大学、ニュージーランド・ワイカト大学などと姉妹校、提携校、研修派遣校などの提携を行っている。このうち、メンフィス大学、大邱大学とは教職員の派遣を、メンフィス大学、ワイカト大学とは短期語学研修を、淡江大学、京畿大学、長春工業大学とは交換留学などを行っている。

社会システム研究所では、「モンゴルにおける環境と企業行動」「東アジアにおける諸問題の現状と課題」などのプロジェクト研究において、海外の研究機関及び研究者と共同で調査・研究を行ってきた。「モンゴルにおける環境と企業行動」プロジェクトにおいては、2011年度にモンゴルの企業活動の実態を把握し、日本との企業との交流・協力の条件を考えることなどを目的に、モンゴル経済ビジネス連合会やモンゴル国立科学理科大学の協力により、モンゴル・ウランバートル証券取引所の上場企業に対するアンケート調査などを実施した。この研究の結果については、英文紀要を発行し、モンゴル政府関係者等へ報告した。また、「東アジアにおける諸問題の現状と課題」プロジェクトにおいては、2012年度に中国・天津エコシティに関する天津市濱海綜合發展研究所との合同調査や、韓国エコシティに関する大邱大学との合同調査などを行った。

本学商学部には、ボランティア活動を通じて学生の主体的な社会参加を促し、地域社会の発展に貢献することなどを目的として総合講座「アクティブセンター」Ⅰ・Ⅱ（ボランティア・アクティビティ）が設けられている。内容は、ボランティアの専門家による講義等で基本的な理論を学習した後、学生が自ら活動計画書を作成し、実践していくものである。これまでの活動としては、小学校における学習補助や地元の祭りの実行委員、AIRA（我孫子市国際交流協会）での活動などが挙げられる。

また、これとは別に、我孫子市と中央学院大学との包括協定に関連し、2010年12月に市民安全課と大学の共催による「災害救援ボランティア講座」を実施した。この講座の目的は、地域における災害救援ボランティアの育成であり、講座を修了した受講生には認定証が交付された。

さらに、2012年2月には、大学コンソーシアム東葛による学生ワークショップ「まちのプロデュース大作戦Now」が行われた。これは、千葉県東葛地域にある13大学（うち2大学はオブザーバー）、5自治体の学生、教職員、自治体職員ら80名ほどの参加者によって行われたもので、「東葛地域の現状と課題」「地域プロデュースの意義と技法」などの基調講演に続き、担当地域に出向き、都市政策をテーマにフィールドワークが実施された。

また、2013年2月には、「地域活性をどうすべきか」というテーマで、同じく学生ワークショップが行われた。

この他、2012年12月には、本学国際交流センター主催で外国人留学生の研修の一環として宮城県南三陸の被災地への「東北ボランティア」を実施した。目的は、東日本大震災の被災地復興支援で、主な活動内容は瓦礫の撤去、草刈、ゴミの分類と処分などであ

った。

大学の近くにある手賀沼をテーマとして、2004年に「手賀沼学会」が設立された。発起人には、当時の中央学院大学学長の他、我孫子市長、我孫子市青年会議所理事長、山階鳥類研究所所長などが名を連ねており、設立の趣旨は、中高生などを含めた市民による様々な学習・研究成果などを気軽に発表できる場の創設であった。中央学院大学では、その事務局を行うとともに、経済的その他の支援も行っている。

また、中央学院大学図書館と我孫子市民図書館の連携・協力事業として、我孫子市民図書館が発行する紹介状により、市民が大学図書館を利用できるなどのサービスを行っている。

さらに、AIRA（我孫子市国際交流協会）の会長として、中央学院大学国際交流センター課長が活動するなど、国際交流を含めた地域の交流に積極的に参加している。

②点検・評価

・基準8の充足状況

本学では、学則第1条「～社会的要請に応じ、産学協同の立場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸学科を教授研究し併せて有為の人材を育成することを目的とする。」の方針に基づき、様々な地域社会等との連携・協力を模索してきた。その成果の一つとして我孫子市と締結した包括協定がある。これは、住みよい街づくりの発展と優れた人材の育成のため、お互いに協力して必要な施策に取り組むことを目指したものである。この他、本学が取り組んでいるものとして、「街づくりの幅広い分野において産学官民の連携交流を深めることにより、大学と地域及び大学間の協議を促進し、もって大学と地域社会相互の持続的な発展と地域資源の好循環を生む体制の形成に寄与することを目的」として周辺5市と11大学により構成された「コンソーシアム東葛」がある。

本学では、生涯学習センター（アクティブセンター）を設置し、大学の持つ高度な知識を広く地域社会に提供し、地域社会との交流を深めることを目的とした公開講座「オープン・カレッジ」を開講し、大学が生み出す知識・技術等を社会に還元している。

本学では、台湾の淡江大学・逢甲大学、アメリカのメンフィス大学、韓国の大邱大学・京畿大学、中国の長春工業大学・大連外国語大学などと姉妹校、提携校、研修派遣校として提携し、教職員の派遣、短期語学研修、交換留学などを行っている他、社会システム研究所の「東アジアにおける諸問題の現状と課題」などのプロジェクト研究において、海外の研究機関及び研究者と共同で調査・研究を行っており、国際化への対応も行っている。

以上の点から本学では、基準8をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

我孫子市が立ち上げた道路アダプト・プログラム「A-RaP」の協力団体募集に、本学も積極的に参加することが決まった。このプログラムは、市民や地元企業が公共スペースをアダプト（養子縁組）し、我が子のように愛情を持って面倒をみる＝美化（掃除）するボランティア・プログラムである。既に、本学では学生自治会やゴルフ部などの団体

が清掃などのボランティアを実施しているが、今後は、正式に登録を行ったうえで、活動に必要な物品等の貸与などの支援を市から受けることとなる（資料8—3）。

2011年度に引き続き2012年度には、地元力向上推進プログラム「我孫子市がキャンパス」を推進し、学生自治会を中心とした各学生団体有志、吹奏楽団、応援部チアリーディングクラブなどのクラブの学生、留学生などが我孫子市などの様々なイベント・市民活動に参加した。

また、我孫子市との協定に基づく連携事業の一つとして、我孫子市の生涯学習出前講座に2013年度より「キャンパスメニュー」を新設、本学教員12名が講師登録して市民向けの講座を開講した（資料8—4）。さらに、2013年度の法学部「総合講座A（地方自治）」において、数回にわたり我孫子市職員を講師として招き、地方行政に携わる職員の生の声を聞くことのできる講義を開講した（資料8—5）。

この他、我孫子市などの周辺自治体からの依頼により、総合計画審議会、地域コミュニティ活性化基本方針策定委員会、観光振興計画策定委員会など、様々な委員会の委員として教員、職員、学生を派遣した。

また、高齢者等外出支援事業により、大学と駅までの間に専用の停留所を設け、高齢者等がスクールバスを利用できるよう取り計らっている。

2011年9月に、アクティブセンターが館山セミナーハウスを利用し、館山市立博物館の協力を得て行われた宿泊研修には、36名の参加があった。2011年5月から2012年3月までに行われた館山近郊の市民を対象として、本学教員により行われた「たてやまオープンカレッジ」には225名の参加者があった。その他、香取市の市民カレッジにおいても本学教員による7回の講座が実施された。

手賀沼学会は、2013年度で創立10周年を迎え、「手賀沼学会10周年記念誌」を発行した（資料8—6）。

・改善すべき事項

2012年12月に外国人留学生の研修の一環として、東北被災地でのボランティアを行ったが、参加者が3名と少なく、また、寒さのなかでの瓦礫の撤去やゴミの処分などといった作業に追われ、被災者との交流がなかったことへの不満があった。また、それ以外のボランティア活動における日本人の学生についても参加者が限られている。

手賀沼学会については、独立した任意団体であるが、事務局、予算面も含め、大学に依存している傾向が強い。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

我孫子市では、「手賀沼のほとり・心輝くまち一人・鳥・文化のハーモニー」をまちづくりの目標として、環境・産業・生涯学習など7分野ごとの施策を具体化し、総合的な取り組みを進めている。また、中央学院大学では、大学及び学部の教育目標を基に、個々の人間力を引きだし、社会に送り出す人材育成を進めている。そうした中で、両者が今後、さらに継続性や発展性、実効性のある連携事業を推し進めていくため、市と大学の関係者で構成する検討組織（我孫子市・中央学院大学相互連携研究会）を設置し、以下

の事項について研究を進めていく。

- (1) 共有できる目標・理念の構築
- (2) 柔軟で継続性のある連携システムの構築
- (3) 地域や大学に貢献する施策の調査・検討

アクティブセンターでは、従来行ってきた講座に加え、裁判員制度を理解するための講座などの開講を検討する。

社会システム研究所においては、教員が他大学の客員研究員に就任するなど、他大学及び地方自治体等との交流を深めている。また、プロジェクト研究においても外国の政府における補助金対象事業に加わるなど積極的な研究協力を行っている。

・改善すべき事項

外国人留学生の研修の一環としてのボランティア活動については、内容も含め参加者が増えるよう見直しを行う。また、それ以外のボランティア活動における日本人学生の掘り起しについても、ボランティア関連の授業や地域連携事業の中で改善を図る。

手賀沼学会については、10周年の節目を終え、今後、独立した団体として発展できるよう支援を行う。

④根拠資料

- 8—1 中央学院大学ホームページ 社会システム研究所（既出 資料 2—5）
- 8—2 中央学院大学ホームページ アクティブセンター（既出 資料2—6）
- 8—3 我孫子市道路アダプト・プログラム「A-RaP」
- 8—4 我孫子市生涯学習出前講座依頼書
- 8—5 総合講座 A（地方自治）シラバス
- 8—6 「手賀沼学会 10 周年記念誌」

9. 管理運営・財務

管理運営

①現状説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

2008年12月に第1次財政安定化協議会が発足し、その担当事務局として「財政安定化協議会室」が設置された。第1次財政安定化協議会には、「修学支援の構築・支出の軽減策担当」「貸与奨学金制度の充実担当」「財務の一元化・募金の恒常化担当」の3作業部会が設置され、2010年にそれぞれの部会からの答申が提出された。その答申に基づき、信販会社提携ローン利子補給などの具体策が実施された。

また、2012年4月には、第2次財政安定化協議会が発足し、「財政安定化協議会室」が「法人事務室」に改組された。その第1部会「財政改善部会」は、(Ⅰ) 予算編成方法の改善策 (Ⅱ) 支出削減方法の具体策 (Ⅲ) 収入確保のための対策 (Ⅳ) 中・長期計画の策定などをテーマとして協議が重ねられ、2012年7月に答申が提出された。

この中で、中・長期計画については、Ⅰ. 外部環境の分析と内部環境の評価、Ⅱ. 基本方針と長期的な達成目標の設定、Ⅲ. 長期達成目標と現有構造下の予測とのギャップ測定などの作成プロセス、1. 中・長期立案方針、2. 法人の現況と今後の展望、3. 資金収支計画書といった財務計画の内容、1. 教育の目的、2. 授業形態、学習指導法等教育方法に関する基本方針及び具体的方策、3. 教育環境の整備に関する基本方針及び具体的方策といった教育・研究計画の内容などの作成フォームが提示された(資料9(1)-1)。

これらの協議会については、学部長会議、部課長会議等によって教職員に周知されている。

法人及び大学等の重要な事項の決定については、「学校法人中央学院寄附行為」(資料9(1)-2) 第17条により、理事会(資料9(1)-3)が行っている。また、同第12条により、理事長は法人を代表し、その業務全体を統一・管理している。さらに、「学校法人中央学院経営会議規程」(資料9(1)-4) 第4条に基づき、経営会議(理事長、常務理事等)が法人の業務の運営に関する重要事項を審議し、理事会に上程する議案を決定している。

「学校法人中央学院起案規程」(資料9(1)-5)に基づき、1件10万円以上の支出を要するものや予算外の支出、契約を伴うものなどは起案事項となる。起案には、学長・校長による決裁の乙決裁と、重要事項で理事長による決裁の甲決裁がある。特に、500万円以上の工事・物品購入・委託業務等の業者選定については、「500万円以上の工事・物品購入・委託業務等の業者選定についての取り扱い」(資料9(1)-6) 規程に基づき、業者選定検討部会(総務担当常務理事、財務担当常務理事、法人事務局長等)の承認を得た後、経営会議の承認及び起案による理事長決裁を経て最終決定される。

法人組織としての理事会は、原則として月1回、定例として行われ、(Ⅰ) 予算・決算の承認 (Ⅱ) 資産の取得・売却 (Ⅲ) 規程の改正 (Ⅳ) 授業料等の改定 (Ⅴ) 理事・評議員等の選任などを審議する。経営会議は、原則として月2回開催され、理事会上程議案の他、職員人事案などを審議する。

教学組織としての教授会は、学部ごとに原則として月1回から2回行われ、(Ⅰ) 教育・

研究に関する事項（Ⅱ）教育課程及び授業に関する事項（Ⅲ）入試に関する事項（Ⅳ）学生の入学・卒業等に関する事項（Ⅴ）学生の賞罰に関する事項などの審議を行う。また、学長の諮問機関として学部長会議（学長、学部長、研究科長、図書館長、研究所長、学生サポートセンター長、国際交流センター長、事務局長、事務局部長等）があり、大学全般にわたる業務、特に教授会などの審議を要する事項等について審議する。

教授会で審議する事項は、学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業など、学校教育法施行規則に定められている事項及び中央学院大学学則第14条に定められている事項となっている。その他、審議が必要と思える事項は学部長によって提案される。教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授、専任講師によって構成される。ただし、人事に関する会議は教授によって構成される。

学則の改正等に関する事項は、学長によって招集される合同教授会によって審議される。

大学には、教務委員会、学生委員会、就職委員会、国際交流委員会、情報システム運営委員会、入試委員会、図書委員会、自己点検・評価実施委員会、教育充実委員会、人権委員会などの全学委員会、A0委員会、全学教職課程運営委員会、マナー向上キャンペーン推進委員会、特別教育指導センター、プライムセミナー運営委員会などの特別委員会があり、それぞれの委員会で所管事項の審議を詳細に行ったうえで、必要な事項について教授会に報告を行っている。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

大学の教授会に関する規程としては、「中央学院大学商学部教授会規程」（資料9(1)-7）「商学部教授会運営要項」（資料9(1)-8）「中央学院大学法学部教授会規程」（資料9(1)-9）「法学部教授会運営要領」（資料9(1)-10）「中央学院大学合同教授会規程」（資料9(1)-11）「中央学院大学合同教授会運営要領」（資料9(1)-12）などがあり、それぞれの規程に従って、適切な運営がなされている。また、大学院の研究科委員会に関しては、「中央学院大学大学院研究科委員会規程」（資料9(1)-13）が制定されている。

全学委員会及び特別委員会に関しては、「中央学院大学委員会設置規程」（資料9(1)-14）が定められている他、「中央学院大学A0委員会に関する規程」（資料9(1)-15）「中央学院大学人権委員会規程」（資料9(1)-16）など個別の規程が設けられている。

また、図書館については「中央学院大学図書館規程」（資料9(1)-17）「中央学院大学図書館利用細則」（資料9(1)-18）など、生涯学習センターについては「中央学院大学生涯学習センター細則」（資料9(1)-19）、研究所については「中央学院大学社会システム研究所基本規程」（資料9(1)-20）「中央学院大学社会システム研究所内規」（資料9(1)-21）など、学生サポートセンターについては「中央学院大学学生サポートセンター規程」（資料9(1)-22）、学生相談室については「中央学院大学学生相談室規程」（資料9(1)-23）、国際交流センターについては「国際交流センター規程」（資料9(1)-24）が整備され、それぞれの規程に則り、適切に管理運営が行われている。

「中央学院大学学則」（資料9(1)-25）第12条第1項により、学長は大学の校務を掌り、所属職員を統括している。また、同条第2項により、学部長は学部に属する校務を掌り、

「中央学院大学大学院学則」(資料9(1)-26)第7条第3項及び第5項により、研究科長は大学院研究科委員会を招集して、大学院に関する諸事項の審議を行っている。

常務理事(学務担当)は、学長が兼務しており、経営会議のメンバーとなっている。

学長選考については、まず「中央学院大学学長候補者選出に関する規程」(資料9(1)-27)に基づき選挙が行われる。教授会及び職員会議によって選ばれた教員4名、職員2名から組織される選挙管理委員会によって、告示、被選挙権者名簿の作成など必要な手続きが行われ、厳正に行われた選挙の投票の結果、学長候補者が選ばれる。合同教授会による承認の後、「中央学院大学学長選任に関する規程」(資料9(1)-28)に基づき設置された学長候補者選考委員会に付議される。委員会は、理事長、学長、理事及び教授より選任された各2名の委員によって構成される。学長候補者選考委員会で選考された候補者は、理事会での承認を経て正式に学長として決定される。

商学部長については、「商学部長の任期及び選任に関する規程」(資料9(1)-29)に基づき選挙が行われる。選挙権を有する者の互選で選出された3名の選挙管理委員が管理を行い、選挙の結果、商学部長が決定される。

法学部長については、「中央学院大学法学部長選挙規程」(資料9(1)-30)に基づき選挙が行われる。選挙権を有する者の互選で選出された3名の選挙管理委員が管理を行い、選挙の結果、法学部長が決定される。

研究科長については、「中央学院大学大学院研究科長選任規程」(資料9(1)-31)に基づき、研究科委員会において、研究科の教授の中から選出される。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

大学の事務組織としては、総務部(総務課・人事課)、財務部(経理課・管財課)、学事部(教務課・学生課)、学長企画部(企画課)、情報システム部(情報メディア課・図書館事務課)、入試広報部(入試広報課・アドミッションオフィス)、就職部(就職課)の7部がある。この他、アクティブセンター事務課、大学評価・研究支援室、学生サポートセンター、国際交流センター、保健センター、法人事務室などがある。人員配置については、94名(2013年4月現在)の職員を有しているが、その内訳は、専任職員67名、専任嘱託職員10名、非常勤職員2名、派遣職員1名、業務委託14名となっている。特に、情報システム部(情報メディア課・図書館事務課)、保健センターなど専門性が要求される部署については、資格や技能を持った職員を配置し、その適切な運用を図っている。

2008年に、学習及び生活全般の相談のための「学生サポートセンター」、2009年に、留学生に対する学習及び生活全般の相談のための「国際交流センター」を設置し、学生支援のための事務機能の充実を図った。また、2001年度から導入したAO入試に伴い、アドミッションオフィスが開設された。入試業務に関しては、2010年度から客観的な検証を行うため、日本能率協会とコンサルタント契約を結び、外部専門家による募集対策全般の見直しなどを行っている。さらに、図書館業務については、レファレンスサービスの専門性を高めるため、2008年度より外部専門業者に委託している。同様に、情報関連業務についても、専任職員の他に、業務に精通した派遣職員の受け入れや、専門業者への業務委託を行い、多様化への対応を図っている。

職員の採用・昇格等に関しては、「学校法人中央学院事務職員等人事規程」(資料9(1)-32)「学校法人中央学院職員人事委員会規程」(資料9(1)-33)「学校法人中央学院職員の採用に関する規程」(資料9(1)-34)「学校法人中央学院事務職員等昇格規程」(資料9(1)-35)「学校法人中央学院嘱託・臨時職員の採用規程」(資料9(1)-36)等に基づき、適切に運用している。人事委員会は、総務担当常務理事、法人事務局長、大学事務局長、総務部長等によって構成され、採用、昇格、異動等の審議を行う。審議結果(人事案)については理事長に報告され、経営会議の議を経て決定される。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

2012年4月に発足した第2次財政安定化協議会の「給与・人事制度部会」では、(Ⅰ)大学教員65才定年制(現行70才)の導入(Ⅱ)高校教員の給与体系(調整手当、超過コマ手当等)の見直し(Ⅲ)事務職員の給与表改定と業務責任範囲に係る具体策(Ⅳ)事務職員役職定年制の導入(Ⅴ)賞与及び超過勤務手当の支給に係る算出方法の具体策(Ⅵ)退職金制度(短期退職者)の見直し(Ⅶ)専任教員の任期制の導入、といったテーマで審議を行っている。また、同じく「人事考課制度部会」では、(Ⅰ)大学教員の人事考課システムについて(Ⅱ)高校教員の人事考課システムについて(Ⅲ)事務職員の人事考課システムについて、といったテーマで審議が行われている。

スタッフ・ディブロップメント(SD)の実施状況は以下のとおりである。

〈2012年度〉

第1回：2012年5月16日(参加者118名)

テーマ：「学校法人中央学院の現況とこれからの施策について」

(1) 法人の基本運営とその施策

吉野理事長

(2) 法人の財政課題と第2次財政安定化協議会について

三友常務理事(総務・財務担当)

(3) 財政安定化協議会の大学カリキュラム改編部会について

椎名学長・常務理事(学事担当)

第2回：2012年8月1日

テーマ：「卒業生から見た中央学院大学の課題と今後の展望」

1970年・1978年・1986年卒業生(3名)による基調報告と参加者とのフリートーク

第3回：2012年8月1日(参加者70名)

テーマ：「学校法人中央学院の財政課題と第二次財政安定化協議会について」

三友常務理事・椎名学長

第4回：2012年9月4日(参加者49名)

テーマ：「問題解決の手順と方法(PDCA手法)」

①問題解決とは、問題解決の必要性

②問題に取り組む姿勢、問題解決の留意点

③問題解決の手順と方法（PDCA 手法）

外部講師（クリエイティブマネジメント研究所）福田氏による講演とグループ演習

第5回：2012年10月31日（参加者64名）

テーマ：「玉川大学の教育改革—21世紀型教育モデル」

玉川大学教学部長（経営学部教授）菊池氏による講演

第6回：2012年11月21日（参加者67名）

テーマ：「改革に必要なものは何か」

社会システム研究所福嶋教授（前消費者庁長官・前我孫子市長）

テーマ：「アジア高等教育調査団の帰国報告」

大村法学部長

第7回：2012年12月25日（参加者53名）

テーマ：「本学職員の国際化、大邱大学交換職員に至る経緯」

椎名学長・岡田大学事務局長

〈2013年度〉

第1回：2013年8月29日（参加者／課長補佐以下の職員全員）

テーマ：「ファシリテーション・スキル研修」

NPO法人キャリアデザイン研究所

産業カウンセラー・キャリアコンサルタント 林 正彦氏

第2回：2013年9月5日（参加者／課長以上全員）

テーマ：「役割・管理・マネジメント」

クリエイティブマネジメント研究所・代表 福田 徹氏

訪米組織開発調査団参加（総務部長）

テーマ：「いかに組織と社員を活性化するか」

2013年6月21日～12月24日 国内研修

2013年8月18日～8月26日 訪米調査

韓国大邱大学への派遣研修（教務課職員1名）

2013年9月～11月

第3回：2013年12月4日

テーマ：「金沢工業大学における教育のPDCA（教育マネジメント）について」

金沢工業大学常任理事 谷 正史氏による講演

②点検・評価

・基準9(1)の充足状況

本学では、その理念・目的の実現を目指し、中・長期の管理運営方針を策定するための準備を進めている。また、「学校法人中央学院寄附行為」「学校法人中央学院経営会議規程」「中央学院大学商学部教授会規程」「中央学院大学法学部教授会規程」等により、法人と大学の権限と責任が明確に定められている。

本学の管理運営は、関係法令に基づいて定められた諸規程に則り、適切に行われている。また、理事長、学長等の権限と責任も明確に定められており、それら役職者の任免

方法及び任免も適切に行われている。

本学では、大学業務を円滑かつ効果的に行うため、総務部（総務課・人事課）、財務部（経理課・管財課）、学事部（教務課・学生課）、情報システム部（情報メディア課・図書館事務課）、入試広報部（入試広報課・アドミッションオフィス）、就職部（就職課）などの事務組織を設置している他、学長企画部（企画課）を設置し、大学運営を総合的に行うための企画・立案を行っている。

職員の採用にあたっては、公募制により広く人材を求めている他、キャリア採用により社会経験を積んだ優秀な人材の確保に努めている。また、本学ではSD（スタッフ・ディベロップメント）の積極的な実施により、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。

以上の点から本学では、基準9(1)をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

教授会等の運営、学長・学部長等の選考については、規程に基づき円滑に行われている。また、全学委員会・特別委員会などは、その機能を十分に発揮し、様々な業務が活発に行われている。例を挙げれば、入試委員会・AO委員会が計画・立案をし、入試広報部とともに懸命な学生募集を行った結果、2012年度は法学部で定員割れを起こしたものの、2013年度は回復し、両学部とも入学定員を上回っている（資料9(1)-37）。また、導入教育においては、教職員によるプライムセミナー委員会が計画を立てるとともに実施し、新入生の大学への適応に大きな役割を果たしている。さらに、特筆すべきはマナー向上キャンペーン推進委員会であり、学内での見回り、教職員・学生によるゴミ拾いなどの他、マナー向上論文の募集・表彰により、学生のマナー意識の向上に大きく役立っている（資料9(1)-38）。

諸規程については、徐々に整備がなされ、法人事務室が各部門で制定・改廃された規程の取り纏めを行っている。

多様化する事務機能への対応としては、国際交流センターに専任の中国人スタッフを置いている他、学生サポートセンターの相談員として、警察署の青少年担当歴のあるベテランの女性スタッフなどが学生への親身な相談を行っている。

また、2012年度から韓国の大邱大学へ3か月間、職員を派遣しており、グローバル化にともなう業務の多様化に対応するための研修なども始まっている。

・改善すべき事項

第2次財政安定化協議会の答申により、中・長期計画の策定の方法についての概要は纏められたが、具体的な策定の手続きは、まだ行われていない。

全学委員会などの各組織が大学の中で果たしている役割は少なくない。しかし、あまりにも委員会等が多く設置され、会議が多くなったため、同時間に複数の会議が重複し、委員が出席できないなどの状況が生じている。また、教員にとっての教育・研究、学生指導のための時間も制約を免れ得ない。

規程においては、大学院関係の規程の整備を徐々にやっているが、引き続き整備する必要がある。

事務組織においては、これまで多くの改編を行ってきたが、絶えず改革を行っていくというメリットと裏腹に、組織として落ち着かない側面も指摘し得る。今後の改編につ

いては、その時の事情に限らず、長期的な展望に立った見直しも必要であろう。

また、財政的な事情も含め職員の数が減っていく中での業務改善及び発展を考慮する必要がある。特に採用において、雇用形態の柔軟な運用も含め量から質への転換が必要である。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

入試委員会やA0委員会などの機能を充実させ、入試広報部との連携を深めながら、学生募集、入試業務の発展を図る。プライムセミナー委員会、マナー向上キャンペーンなどを含めた各委員会機能を高め、所管の業務の改善を推進する。諸規程については、引き続き、その整備を図る。多様化する事務機能への対応のため、多様な人材の登用を図る。因みに2014年度の職員採用においては、キャリア採用（社会人経験者）の制度を導入した。また、職員の研修を充実させ、能力向上を図る。

・改善すべき事項

第2次財政安定化協議会の答申に基づき、中・長期計画を策定する。委員会等の整理・合理化を図る。長期的な展望に立った事務組織の見直しを行う。職員の質の向上と業務の合理化を促進する。

④根拠資料

- 9(1)-1 「第二次財政安定化協議会財政改善部会答申」
- 9(1)-2 「学校法人中央学院寄附行為」
- 9(1)-3 理事会名簿
- 9(1)-4 「学校法人中央学院経営会議規程」
- 9(1)-5 「学校法人中央学院起案規程」
- 9(1)-6 「500万円以上の工事・物品購入・委託業務等の業者選定についての取り扱い」
- 9(1)-7 「中央学院大学商学部教授会規程」(既出 資料3—2)
- 9(1)-8 「商学部教授会運営要項」
- 9(1)-9 「中央学院大学法学部教授会規程」(既出3—3)
- 9(1)-10 「法学部教授会運営要領」
- 9(1)-11 「中央学院大学合同教授会規程」
- 9(1)-12 「中央学院大学合同教授会運営要領」
- 9(1)-13 「中央学院大学大学院研究科委員会規程」(既出3—4)
- 9(1)-14 「中央学院大学委員会設置規程」
- 9(1)-15 「中央学院大学A0委員会に関する規程」
- 9(1)-16 「中央学院大学人権委員会規程」
- 9(1)-17 「中央学院大学図書館規程」
- 9(1)-18 「中央学院大学図書館利用細則」
- 9(1)-19 「中央学院大学生涯学習センター細則」
- 9(1)-20 「中央学院大学社会システム研究所基本規程」

- 9(1)-21 「中央学院大学社会システム研究所内規」
- 9(1)-22 「中央学院大学学生サポートセンター規程」
- 9(1)-23 「中央学院大学学生相談室規程」
- 9(1)-24 「国際交流センター規程」
- 9(1)-25 「中央学院大学学則」(既出 資料1—2)
- 9(1)-26 「中央学院大学大学院学則」(既出 資料1—7)
- 9(1)-27 「中央学院大学学長候補者選出に関する規程」
- 9(1)-28 「中央学院大学学長選任に関する規程」
- 9(1)-29 「商学部長の任期及び選任に関する規程」
- 9(1)-30 「中央学院大学法学部長選挙規程」
- 9(1)-31 「中央学院大学大学院研究科長選任規程」
- 9(1)-32 「学校法人中央学院事務職員等人事規程」
- 9(1)-33 「学校法人中央学院職員人事委員会規程」
- 9(1)-34 「学校法人中央学院職員の採用に関する規程」
- 9(1)-35 「学校法人中央学院事務職員等昇格規程」
- 9(1)-36 「学校法人中央学院嘱託・臨時職員の採用規程」
- 9(1)-37 2013 入試区分別試験結果(既出 資料5—9)
- 9(1)-38 2012 マナー向上キャンペーン報告
- 9(1)-39 決算書・監査報告書・財産目録(2008年度～2013年度)
- 9(1)-40 2012年度事業報告書

財務

①現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

2012年4月に、第2次財政安定化協議会が発足した。その「財政改善部会」では、(I) 予算編成方法の改善策 (II) 支出削減方法の具体策 (III) 収入確保のための対策 (IV) 中・長期計画の策定、の4つのテーマで審議を行い、平成24年7月に答申を提出した。その答申の中で、中・長期計画作成のプロセス、中・長期計画(財務計画)の内容、中・長期計画(教育・研究計画)の内容などを明示した。

科学研究費補助金等の外部資金の受け入れ状況は、以下のとおりである。

2013年度

		種目	職名	金額(円)	備考
1	継続	若手B	商学部准教授	286,955	平成23年度～25年度
2	継続・分担	基盤C	商学部准教授	230,000	平成24年度～26年度
3	継続・分担	基盤B	商学部専任講師	650,000	平成23年度～
4	継続・分担	基盤B	商学部専任講師	325,000	平成24年度～27年度
5	継続・分担	基盤C	商学部専任講師	260,000	平成24年度～26年度
6	継続・分担	基盤A	法学部非常勤講師	650,000	平成23年度～26年度
合計				2,401,955	

2012年度

		種目	職名	金額(円)	備考
1	継続	若手B	商学部准教授	1,241,568	平成23年度～24年度
2	新規・分担	基盤C	商学部准教授	130,000	平成24年度～26年度
3	継続・分担	基盤B	商学部専任講師	780,000	平成23年度～
4	新規・分担	基盤B	商学部専任講師	325,000	平成24年度～27年度
5	新規・分担	基盤C	商学部専任講師	260,000	平成24年度～26年度
合計				2,736,568	

2011年度

		種目	職名	金額(円)	備考
1	継続	若手B	商学部専任講師	1,170,000	平成22年度～24年度
2	継続・分担	基盤B	商学部専任講師	130,000	平成21年度～23年度
3	新規	研スタ	商学部専任講師	1,820,000	平成23年度～24年度
4	新規・分担	基盤B	商学部専任講師	195,000	平成23年度
5	新規	若手B	商学部専任講師	1,040,000	平成23年度～24年度
6	新規・分担	基盤B	商学部専任講師	650,000	平成23年度
合計				5,005,000	

私学事業団の学術研究振興資金については、2013 年度に申請を行い、法学部の教員が 400,000 円の資金交付を受けた。2014 年度についても申請を行っている。

財務に関する比率等は以下のとおりである。

(1) 消費収支計算書関係比率

中央学院大学(部門)の人件費比率は、2012 年度が 47.4%となっている。2011 年度の全国平均(規模 3~5 千人。以下同じ)は 52.5%であり、人件費は概ね抑制されていると評価できる。教育研究経費比率は、2012 年度が 36.5%となっている。2011 年度の全国平均は 32.4%であり、教育研究経費は平均以上の水準を示している。借入金等利息比率は、2012 年度が 0.1%となっている。2011 年度の全国平均は 0.3%であり、本学の比率は、平均以下と言える。減価償却費比率をみると、本学は 2012 年度が 13.2%となっている。これに対する 2011 年度の全国平均は 12.8%である。本学における減価償却比率は、若干高めと言える。消費収支比率は、2012 年度が 98.7%となっている。これに対する 2011 年度の全国平均は 101.4%である。

学生生徒等納付金比率は、2012 年度が 84.9%となっている。2011 年度の全国平均は 80.1%である。問題点としては、納付金への依存度が高い上に、ここ数年、入学者の減少や退学者の増加によって納付金収入が減少していることである。寄付金比率は、2012 年度が 0.9%となっている。対する 2011 年度の全国平均は 1.8%である。また、補助金比率は、2012 年度が 8.1%となっている。対する 2011 年度の全国平均は 10.7%である。寄付金及び補助金の比率は、全国平均に比べ少ないと言える(資料 9(2)-1)。

(2) 貸借対照表関係比率

学校法人中央学院の流動資産構成比率は、2012 年度が 10.8%となっている。2011 年度の全国平均は 16.0%である。固定負債構成比率は、2012 年度が 9.0%となっている。2011 年度の全国平均は 7.6%である。消費収支差額構成比率は、2012 年度が -46.7%となっている。対する 2011 年度の全国平均は -12.8%である。因みに、消費収支差額構成比率については過去の基本金への組入れ、基本金の内訳などを考慮することが必要であるが、第 2 号以下の基本金の額が少額であることなどを考えると、施設・設備への投資、経常収支の悪化などが累積の消費支出超過額を増大させた要因と考えられる。自己資金構成比率は、2012 年度が 85.7%である。2011 年度の全国平均は、87.1%であり、本学の比率は概ね良好であると言える。しかし、流動比率をみると、2012 年度が 204.8%となっており、2011 年度の全国平均 303.4%と比較すると、本学における短期的な支払い能力すなわち資金流動性が低いことがわかる。

減価償却比率は、2012 年度で 57.7%となっている。2011 年度の全国平均は 47.5%である。このことから、本学の施設・設備等は平均に比べ、若干老朽化していることがわかる。本学の減価償却引当特定資産は、2012 年度末で約 23 億円、減価償却累計額約 175 億円に対する比率は 13.1%となっている。2011 年度の全国平均は、18.0%となっており、建物等の建て替え等に係る特定資産が平均より低めである(資料 9(2)-1)。

(3) 内部留保について

本学の2012年度末の次年度繰越支払資金は約29億円である。また、減価償却引当特定資産などの引当特定資産は約46億円となっている。さらに、減価償却累計額は175億円、消費収支差額は-130億円となっている。

2011年度の全国平均の数字は、次年度繰越支払資金41億円、引当特定資産（有価証券を含む）70億円、減価償却累計額109億円、消費収支差額-41億円となっている。

本学の減価償却累計額175億円に対する次年度繰越支払資金29億円と引当特定資産46億円の合計の割合は42.9%となっている。これに対する全国平均は101.8%である。本学の場合、償却資産の費消度（減価償却比率57.7%）が平均以上であるにもかかわらず、その減価償却累計額の2分の1以下しか内部留保がなされていないことになる。減価償却累計額に対し全国平均レベル（101.8%=178億円）の内部留保が望まれる。さらに、75億円から総負債40億円を差し引いた内部留保資産は35億円程度となる。この数字は全国平均約69億円と比べて低い数字と言える。

次に、総合収支差額の構造式をみると以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{総合収支差額 (35億円)} &= \text{消費収支差額 (-130億円)} + \text{第2~4号基本金 (5億円)} \\ &+ \text{減価償却累計額 (175億円)} - \text{基本金未組入額 (15億円)} \end{aligned}$$

この数値は、私学事業団の財務体力 C式

$$\text{総資金 (279億円)} \times 2/10 > \text{総合収支差額} > \text{総資金} \times 1/10 \text{ に該当する。}$$

これは、私学事業団の財務体力B式（総合収支差額が9億円）であった2005年度（前回大学評価時の財務分析）に比較すると改善されたと言える。ただし、新規事業計画が予定される場合には、自己資金が必要とされることから「D式（総合収支差額が56億円以上）」を目指した改善に取り組むことが要請される（資料9(2)-1）。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

予算編成においては、各部課から事業計画とともに積算された予算要求書が上げられてくる。担当部課（法人財務部）において精査を行った後、理事会で決定された編成方針に基づき原案を作成する。その後、理事長、常務理事、学長等によって構成された経営会議において最終的な調整を行う。出来上がった予算原案は、理事会及び評議員会で審議・承認された後、成案となる。予算の執行に当たっては、10万円以上の支出には、すべて起案を義務づけ、100万円以上の支出には合見積もりを行い、500万円以上の契約については法人理事者なども含めた業者選定部会にはかるなど適正な運営に努めている。

私立学校法の改正に伴い、監事の機能の強化をはかった。2005年度からは、理事会・評議員会において事業実績報告を行い、法人内の各学校における業務状況を報告している。また、同時に資産管理状況、理事の業務執行状況、監査法人による決算監査報告なども行われている。

また、教職員、学生、父母に対しては、学報及びホームページに決算状況を掲載し、配付及び公開を行っている。本学の経営の基となっている資金の受託者に対する説明責任については、概ね履行されていると評価できる。

監査法人の会計監査は、法人及び各学校について行われている。また、同時にネットワークのインフラについてなどのシステム監査も行われている。また、会計監査については、監査法人と監事が連携をはかれるよう同時期に実施している。その結果、決算に関する問題等については、公認会計士から監事に対する説明が行われ、以後、監事が理事会及び評議員会に対して監査報告書を提出する形となっている。

業務監査については、監事（2名）が毎月行なわれる理事会及び評議員会に出席し重要事項の諮問に対する意見を述べている。また、事務的に監事を補佐する体制を整え、業務監査機能の強化も図っている。

予算執行に伴う効果の分析・検証については、毎年、各部署からの事業報告書（資料9(2)-2）が提出され、その報告書を経営会議、理事会において検証している。

②点検・評価

・基準9(2)の充足状況

本学では、2012年4月に第2次財政安定化協議会を発足させ、その「財政改善部会」から、予算編成方法の改善策、支出削減方法の具体策、収入確保のための対策、中・長期計画の策定などについての答申が提出された。この答申を踏まえ、全体的に支出の抑制が徹底されており、納付金収入の減少の中で、教育・研究水準の維持に努めながら適正な執行がなされている。また、総合収支差額の構造式でわかるとおり、わずかではあるが、内部留保が増やされつつある。さらに、授業料収入への過度の依存を避けるため、大学評価・研究支援室の設置などにより科研費などの外部資金の確保にも力をいれている。

しかしながら、具体的な中・長期計画がまだ策定されていないこと、教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政的基盤の確保の点で内部留保が全国の平均的数値よりも低いことなどから、本学における基準9(2)の充足状況については、達成がやや不十分であると言える。

・効果が上がっている事項

予算編成に当たっては、全体の編成方針及びシーリングに基づきながら、各部課からのヒアリングによって調整を行うなど、一定の配慮がなされている。また、前年度の執行率の確認、積算根拠の明確化など予算編成の是正・改善に努めている。

全体的に支出の抑制が徹底されており、納付金収入の減少の中で、教育・研究の水準の維持に努めながら適正な執行がなされている。

外部資金の受け入れについては、従来より教員に対して奨励してきたが、科学研究費補助金に加え、2013年度に私学事業団の学術研究振興資金の交付を受けた（資料9(2)-3）。

・改善すべき事項

第2次財政安定化協議会の答申により、中・長期的な財政計画の策定方法についての概要は纏められたが、具体的な策定の手続きは、まだ行われていない。

2012年度決算の消費収支において、法人全体で約1億6千万円の支出超過額がある(資料9(2)-4)。

予算執行に伴う効果の検証については、様々な事業が行われている中で、事業計画書以外の各部署における総括及び検証が不十分と言える。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

支出においては、管理経費などを抑制し、臨時的支出を必要最小限に抑えた上で内部留保を高めていく。さらに、こうした政策を実施していく上で、法人内教職員の自覚を高める。

・改善すべき事項

中・長期的な財政計画を立案する。また、消費支出超過額を減少させる。さらに、予算執行に伴う効果の測定については、各部課の日常業務の中で検証を行う。

④根拠資料

- 9(2)-1 決算書・監査報告書・財産目録(2008年度～2013年度)(既出9(1)-39)
- 9(2)-2 2012年度事業報告書(既出9(1)-40)
- 9(2)-3 2013年度学術研究振興資金交付決定通知書
- 9(2)-4 5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門/学校法人)
- 9(2)-5 5ヶ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人)
- 9(2)-6 5ヵ年連続貸借対照表
- 9(2)-7 「学校法人中央学院寄附行為」(既出9(1)-2)

10. 内部質保証

①現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、大学設置基準の改正に対応して、学則に自己点検・評価の実施を条文として明記し、1996年7月に「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」(資料10—1)を制定・施行するとともに「自己点検・評価実施委員会」を発足させた。

自己点検・評価実施委員会は、各学部長の他、図書館長、研究所長または生涯学習センター長、各学部・研究科選出の教員、大学事務局長、部課長会選出の職員によって構成されている。委員全員で行う委員会の他に、第1部会(商学部の理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織、教育内容・方法・成果、教育研究等環境、第2部会(法学部の理念・目的等、第1部会と同様)、第3部会(大学院の理念・目的等、第1部会と同様)、第4部会(図書館、社会連携・社会貢献)、第5部会(学生の受け入れ、学生支援、管理運営・財務、内部質保証)の5つの部会を設け、担当ごとの自己点検・評価作業を実施している。

2011年10月からは、第6期の自己点検・評価実施委員会がスタートし、点検・評価を実施している。

大学の自己点検・評価の結果については、各期の終わりに「自己点検・評価報告書」(資料10—2)を発行し、教職員等に配付すると同時に大学ホームページに公開している。

情報公開に関しては、大学の理念や方針、入試情報、学生数や教員一覧、就職データ、財務情報などをホームページで公開している。その他、大学院設置(2006年)にかかる設立趣意書、履行状況報告書などもホームページで公開している(資料10—3)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

中央学院大学では、「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」という教育理念のもとに、以下のような方針に基づき内部質保証を行っている。

- (1) 教育・研究について、その質の向上を図ること。
- (2) 国際化や少子高齢化など社会の変化に応じ、必要な変革を行うこと。
- (3) 財政の改善をはかること。

本学では、自己点検・評価実施委員会の各期終了時に、点検・評価の結果を報告書に纏め、配付すると同時に、委員長名で「改善要望事項」を学長宛に提出している。これを受け、学長から教育充実委員会、教務委員会、学生委員会等の全学委員会に諮問を行い、改善のための具体的提案を求めている。

その提案に基づき、これまで研究活動を活性化させるための学内研究発表会の開催や、きめ細かな教育を実現するためのアカデミック・アドバイザー制度の導入、授業アンケート結果の公開などが実施されている。

構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)については、「中央学院大学教員倫

理綱領」(資料 10—4)を定め、パンフレットを配付するなどして、意識の徹底を図っている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

教育研究活動のデータ・ベース化については、まず図書館システムの中で、資料の発注から受入、資料データの標準仕様目録などをデータベース化している。

また、学籍や成績、授業の出欠情報、教職に関わる情報などもデータベース化し、管理が行われている。

学外者の意見の反映については、学長主催の「アドバイザリーボード」において実施されている。これは、大学との利害関係を有する人々(ステークホルダー 例:保護者、卒業生、地域住民、市町村長、近隣大学、取引業者等)と意見交換を行い、開かれた中で大学運営を行う趣旨のもとに実施されるものである。これまでのアドバイザリーボードの概要は以下のとおりである。

第1回アドバイザリーボード

2008年6月開催

アドバイザー:後援会役員2名、学友会役員2名

大学側出席者:学長、事務局長、総務部長

第2回アドバイザリーボード

2009年5月開催

アドバイザー:我孫子市商工会会長、我孫子市国際交流協会会長

大学側出席者:参加希望教職員

第3回アドバイザリーボード

2010年10月開催

アドバイザー:我孫子市副市長

大学側出席者:参加希望教職員

第4回アドバイザリーボード

2011年7月開催

アドバイザー:地元まちづくり協議会会長、自治会長4名

大学側出席者:学長、学部長、研究科長、事務局長、教職員

第5回アドバイザリーボード

2012年8月開催

アドバイザー:卒業生3名

大学側出席者:学長、学部長、研究科長、事務局長、教職員

文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応は以下のとおりである。

(1) 法学部設置認可(1984年12月22日認可)の際の留意事項

ア. 専門教育用の図書について更に増強するとともに、系統的な整備を図ること。

【その後の実施状況】

和書を中心として、新たに 2,829 冊購入した。系統的な整備についても、戦後刊行の法令全書及び明治、大正期の法律専門和書、地方自治に関する図書を可能な限り系統的に揃えた。

イ. 設置の趣旨に即して、今後、授業科目の内容を更に検討すること。

【その後の実施状況】

・司法コース

一般的な司法コースに加え、法曹教育の特別コースを設置し、「法曹講座総合研究」「公法研究」「民事法研究」「刑事法研究」などの講座を開設した。

・行政コース

「地域福祉論」「国際関係論」の 2 講座を開設した。

(2) 学校法人運営調査による指摘事項 (1997 年 12 月 17 日通知)

ア. 休止中の収益事業については適切な措置を講ずること

【その後の実施状況】

1998 年 2 月 6 日付で寄付行為の変更認可申請を行い、収益事業に関する条文を削除した。(1998 年 4 月 8 日認可)

イ. 学校債の募集は任意であることを明確にすること

【その後の実施状況】

1998 年度募集の学校債の趣意書において、任意であることを明記した。

ウ. 役員報酬の支給については、規程に基づき適正に処理すること。

【その後の実施状況】

役員報酬の規程を制定し (1998 年 3 月 17 日理事会決定)、適正な運用をはかった。

(3) 期間を付した入学定員の設定に係る学則変更 (1999 年 10 月 22 日認可) の際の留意事項

ア. 商学部及び法学部の定員超過の是正に努めること。

【その後の実施状況】

定員超過の是正に努めた。

2000 年度の定員超過率

商学部 1.40 倍

法学部 1.33 倍

2001 年度の定員超過率

商学部 1.30 倍

法学部 1.35 倍

2002 年度の定員超過率

商学部 1.30 倍

法学部 1.28 倍

(4) 期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員の増加に係る学則変更 (2002 年 10 月 28

日認可)の際の留意事項

ア. 商学部及び法学部の定員超過の是正に努めること。

【その後の実施状況】

学長名による入試委員長等への通知により是正をはかった。

2003年度の定員超過率

商学部 1.25倍

法学部 1.28倍

2004年度の定員超過率

商学部 1.25倍

法学部 1.22倍

2005年度の定員超過率

商学部 1.21倍

法学部 1.22倍

2006年度の定員超過率

商学部 1.21倍

法学部 1.15倍

(5) 大学基準協会の維持会員に加盟登録されることの通知(1998年3月17日付大基委判第58号)を受けた際の勧告・助言

I 勧告

ア. 学生の受け入れについて

各学部において、収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので、その適正化に努力されたい。

【その後の実施状況】

入学定員超過率の適正化をはかった。

2000年度の定員超過率

商学部 1.40倍

法学部 1.33倍

2001年度の定員超過率

商学部 1.30倍

法学部 1.35倍

2002年度の定員超過率

商学部 1.30倍

法学部 1.28倍

2003年度の定員超過率

商学部 1.25倍

法学部 1.28倍

2004年度の定員超過率

商学部 1.25倍

法学部 1.22倍

イ. 研究活動について

提出された資料によると、全体として教員の研究活動が不活発のように見受けられるので、個人研究費の活用等を通じその活性化を図られたい。

【その後の実施状況】

①研究所の統合

研究活動の活性化を図るために、2000年4月、従来の「情報科学研究所」「地方自治研究センター」「総合科学研究所」「比較文化研究所」を統合し、社会システム研究所を設置した。この研究所は、IT革命に象徴される目覚ましい科学技術の発展に対し、新たな社会システムと学問分野の再構築を目的として、社会科学の領域に重点をおいた研究を多角的かつ学際的に行なうものである。2000年度から2001年度にかけて取組まれた研究及び活動は次のとおりである。

- ・地方自治と地方行政の概念と制度の研究
- ・地域情報化及び地域産業システムの研究
- ・北東アジアにおける航空安全に関する研究
- ・東アジアにおける地方行政制度の情報化政策の比較研究
- ・日本と中国における水資源の研究
- ・黒部川扇状地における川と人との関わる研究
- ・オーシャン・ガバナンスの研究
- ・平和維持活動の教育カリキュラムの研究
- ・航空宇宙の諸問題の研究
- ・マンション研究

②学内研究発表会の開催

2000年度より、新たに商学部、法学部及び研究所の教員が一堂に会して、それぞれの分野の専門研究、学際的研究に関して定例的に研究交流を行なう「学内研究発表会」を設置した。この試みは、教員の研究活動を刺激しただけでなく、今後、新たな研究成果や学際的な研究に結実するものと期待される。

第1回学内研究発表会（2000年11月29日）

報告者及び報告論題

- ・宮阪雅幸（商学部）「貧困の罨と経済成長」
- ・平澤 修（法学部）「刑法解釈の実際とその妥当性—新潟県女性略取・監禁事件をもとに—」
- ・田村久平（研究所）「機械金属産業集積地の現状を概観して」

第2回学内研究発表会（2001年1月31日）

報告者及び報告論題

- ・崔 在濬（商学部）「日本市場における（アジア系）外資系企業の提携戦略について」
- ・大村芳昭（法学部）「法学教育への質問書方式の導入について」
- ・館 幸嗣（研究所）「駐車場の専用使用権」

第3回学内研究発表会（2001年5月30日）

報告者及び報告論題

- ・池田賢一（商学部）「FDについて」
- ・椿久美子（法学部）「各国のペット事情」

第4回学内研究発表会（2001年7月25日開催予定）

報告者及び報告論題

- ・佐藤英明助教授（商学部）「FDについて（アメリカ）」
- ・土橋 貴助教授（法学部）「安藤昌益論」

③公開講座・シンポジウムの開催

1998年度

- ・情報科学研究所主催「インターネットを活用した教育・学習」
講師：松島桂樹（岐阜経済大学助教授） 加藤泰子（日本 IBM）
- ・総合科学研究所主催「最近の外国人をめぐる刑法上の問題」
講師及びテーマ
齊藤信宰（本学法学部教授）「国際刑法の基本問題」
松井千秋（明治大学講師）「刑事司法の国際化－外国人犯罪の現状」
関 聡介（弁護士）「外国人裁判の実状と問題点」

1999年度

- ・情報科学研究所主催「情報化社会の将来と教育」
講師：小菅敏夫（電機通信大学大学院教授）
- ・総合科学研究所主催「海洋をめぐる新しい安全保障概念」
講師及びテーマ
大村芳昭（本学法学部講師）「海洋と私たちの距離－導入に代えて」
秋元一峰（防衛研究所）「シーパワーのパラダイムシフト」
高井 晋（防衛研究所）「新しい海洋安全保障概念－オーシャン・ピース・
キーピング（OPK）」

2000年度

- ・社会システム研究所創立記念シンポジウム「海洋と人類の未来」
講師：エリザベス・マン・ボルゲーゼ（カナダ・ダルハウジー大学教授、国際海洋法学会終身名誉会長）
パネリスト：布施 勉（横浜市立大学教授）、龍沢邦彦（立命館大学教授）、中山燐子（前衆議院議員）、米田富太郎（研究所客員教授）
- ・社会システム研究所主催シンポジウム「21世紀における地域の諸問題と国際協力－水と情報は生活の血」
講演：荻野幸和（黒部市長）「黒部川扇状地における水と人間の共生」
濱口恵俊（滋賀県立大学教授）「情報と現代の地域社会の発展」
高 日準（韓国・青州市地域情報課長）

2001年度

- ・社会システム研究所主催シンポジウム「社会システム学の創造と大学の役割」
コーディネーター：生田富夫（学長・社会システム研究所長）
パネリスト：布施 勉（横浜市立大学教授）、樋口修一郎（東京ガスハウジング社長）、佐々木一郎（横浜市立大学教授）、竹口秀夫（神奈川県庁理事）、

館 幸嗣 (研究所教授)

④研究成果

2000年度の商学部教授会において、過去10年間の各教員の論文掲載状況を一覧表にして公開すると同時に、各教員の研究の活性化に向けて審議を行った。具体的には、今後、各自少なくとも3年に1度以上は論文公開を確認した。以下、その後の研究成果の掲載状況である。

<紀要・年報>

- 「総合科学研究所紀要第13巻第1号」掲載論文11、資料1
- 「総合科学研究所紀要第13巻第2号」シンポジウム報告1、研究ノート1、資料1
- 「総合科学研究所第14巻第1号」シンポジウム報告1、掲載論文2、研究ノート1
- 「総合科学研究所第15巻第1号」シンポジウム報告1、掲載論文2、研究ノート1
- 「研究年報第7号」掲載論文1、資料1
- 「研究年報第8号」掲載論文2、資料1
- 「研究年報第9号」掲載論文3
- 「比較文化研究所紀要第12号」掲載論文3
- 「比較文化研究所紀要第13号」掲載論文4
- 「比較文化研究所紀要第14号」掲載論文5
- 「地方自治研究センター紀要―法と行政第9巻第2号」掲載論文4、資料3
- 「地方自治研究センター紀要―法と行政第10巻第1号」掲載論文4、研究ノート1、資料1
- 「地方自治研究センター紀要―法と行政第10巻第2号」報告1、掲載論文5
- 「地方自治研究センター紀要―自治と市民社会 1998年刊」掲載論文4
- 「地方自治研究センター紀要―自治と市民社会 1999年刊」掲載論文4
- 「地方自治研究センター紀要―自治と市民社会 2000年刊」掲載論文3
- 「情報科学研究所紀要 No14」掲載論文4
- 「情報科学研究所紀要 No15」報告1、掲載論文2
- 「情報科学研究所紀要 No16」報告1、掲載論文2

<出版物等>

- 「行政倫理」 1999年刊・丸善プラネット
- 「コンピュータ・ネットワークと情報共有」 1999年刊・白桃書房
- 「原典 宇宙法」 1999年刊・丸善プラネット
- 「黒部川扇状地の農業用水」 2000年刊・丸善プラネット
- 「教育ネットワーク導入及び情報教育の推進に係るアンケート調査の分析」 2000年刊・情報科学研究所
- 「宇宙法システム」 2001年刊・丸善プラネット

ウ. 教員組織について

商学部及び一般教育担当者の教員の年齢構成に高齢化の傾向が見られるので、中・長期的観点からの教員人事計画を立てるなどして、その是正に努められたい。

【その後の実施状況】

1997年10月開催の商学部教授会・人事会議において、教員採用はインターネット等を

利用して広く公募すること、次の時代を担う若手を積極的に採用すること、という 2 つの基本方針が確認された。その後、教員の年齢構成の高齢化を是正するため、年齢構成のシミュレーションを行い、それを基に教員人事計画の作成を行なった。さらに、早期退職優遇制度（選択定年制）を創設し、定年前の退職を推し進めることとした。因みに 1998 年度以降の商学部の教員採用者の年齢(2001 年 4 月 1 日現在)は次のとおりである。

1998 年度採用者	
商学部助教授	38 才
商学部講師	33 才
商学部講師	35 才
商学部講師	41 才
1999 年度採用者	
商学部講師	40 才
2000 年度採用者	
なし	
2001 年度採用者	
商学部講師	41 才
商学部講師	40 才
商学部講師	41 才

この結果、2001 年度の商学部教員の平均年齢 50.9 才となり、1997 年度の 54.8 才に比べ、4 才近く若返った。

エ. 図書等の資料及び図書館について

閲覧室の座席数の増加を図りたい。

【その後の実施状況】

1998 年において、図書館閲覧室の座席数は 264 であり、定員 3,600 名に対し、7%しかなく、文部科学省の審査内規に関する申合せに定められている 10%以上には及ばなかった。2000 年に入口ゲートに磁気カードによる自動化システムを設置し、入館者のチェックと館内のセキュリティの向上をはかったが、2001 年 8 月から 9 月にかけて、図書館 1 階の自習室と視聴覚室に新たに個人用のブース・スタイルの閲覧席を設置すると同時に 4 階会議室を閲覧室とし、座席数の増加を図った。

II 助言（問題点の指摘に関わるもの）

ア. 学生の受け入れについて

商学部において、推薦入試による入学者数の比率がやや高いので、改善が望まれる。

【その後の実施状況】

本学においては、文部科学省「大学入学者選抜実施要項について」の中の推薦割合 3 割以下（現在は 5 割以下）という指導を遵守し、推薦入学の募集人員については、附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き 3 割を超えないこととしてきた。

商学部公募制推薦入学者数の推移

1997 年度

全入学者数 659 名 推薦入学者数 183 名 (27.8%)

1998 年度	全入学者数 646 名	推薦入学者数 187 名 (28.9%)
1999 年度	全入学者数 666 名	推薦入学者数 163 名 (24.5%)
2000 年度	全入学者数 678 名	推薦入学者数 187 名 (27.6%)
2001 年度	全入学者数 611 名	推薦入学者数 178 名 (29.1%)

さらに、2001 年度入試より、従来の推薦入試に加えて、AO 入試（アドミッション・オフィス方式による入学者選抜）を導入し、入学者選抜の多様化を推進した。この制度は、従来の 1 回限りの学力試験を重視する選抜方法とは異なり、受験生一人ひとりの高校入学時から出願までの学業やスポーツ・文化活動、生徒会活動などの課外活動全般における成果や能力だけでなく、大学入学後の希望や夢などを書類審査と面接によって総合的かつ丁寧に評価することにより、本学の教育理念に合った学生を入学させるものである。このようにして、本大学及び学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、入学者選抜の内容や在り方等の研究を進め、評価尺度の多元化・複雑化を含め、一層の工夫・改善に努めているところである。

イ. 学生生活への配慮について

学生相談センターなどを設置するなどの配慮が望まれる。

【その後の実施状況】

助言に基づき、1998 年度より、学生相談室に専門のカウンセラーを置き、種々の相談に応じている。また、学生相談室への訪問を敬遠しがちな学生のためには、E-mail での相談も受付けている。毎年、担当のカウンセラーから教授会等に年間活動報告書が提出されている。

ウ. 大学の教育課程について

少数精鋭教育を教育方針としている点は評価できるが、実践の面ではなお一層の改善が望まれる。

【その後の実施状況】

①アカデミック・アドバイザー制度について

2001 年度より、本学の特徴である少数教育の一環として、教員が少人数（15 名から 18 名程度）のクラスを担当し、専門教科以外の学生の大学生活全般にわたって配慮するためのアカデミック・アドバイザー制度を設置した。これにより、学生が入学から卒業まで安心して勉学に専念できるようになった。アドバイザーは、新入生合宿（プライム・セミナー）に同行し、履修のための助言を行なうとともに様々なアクティビティを通して学生との親睦を深めている。

②プロゼミの充実

2001 年度より、プロゼミの共通テキストとして、「Compass2001」を作成した。この中にはプロゼミや入門講座の目的の他、社会人としてのマナー、図書館の利用方法、レポートの書き方、文章表現、プレゼンテーションの方法、手紙の書き方、身近な税

金や法律の知識、就職への心構え、教員からの推薦図書などが網羅され、一人ひとりの学生が充実した学生生活を送れるように配慮されている。

③能力別クラスの推進

英語と情報処理でアドバンスト・クラスを設置し、個々の学生の能力に応じた教育ができるように配慮した。

④FD（ファカルティ・ディベロプメント）の実施と休講ゼロ宣言

2001年度より、教員の教育方法の向上のためFDを導入した。さらに学生の受講する権利を尊重し、休講ゼロ宣言を行なって、休講をなくすとともに、授業の開始及び終了時間を守るように努めた。

⑤授業の少人数化

商学部では、教務委員会及び各分科会が主体となり、2002年度の履修時において各授業の受講生数を調査し、明らかに1授業として受講生数が多いと判断される場合には、クラスを分割するなどの改善措置を行った。

(6) 大学基準協会の大学評価結果に関し付されていた提言（2008年3月19日付大基委大評第351号）を受けた際の助言及びその後の改善状況

2011年7月、大学基準協会への「改善報告書」は以下のとおり。

勧告

なし

助言

指摘事項1. 商学部、法学部ともに、1年間に履修登録できる単位数が、再履修を含めると多いため、単位制度の趣旨に鑑み改善が望まれる。

【評価後の改善状況】

各学部の教務委員会で最大履修単位数を減らすための審議を行い、各教授会に提案した。その結果、2011年度より2年次以降の年間の最大履修単位数が、再履修を含め商学部56単位（春semester28単位、秋semester28単位）、法学部57～59単位と減少した。

指摘事項2. 商学部、法学部ともに、学生による授業アンケートを全教員の担当科目について実施しているものの、その結果は公表されず、個々の教員レベルの利用にとどまっている。学生へのフィードバック、ホームページを通じた公開などの検討、授業改善などに向けた組織的FD活動への利活用などが強く望まれる。

【評価後の改善状況】

2010年10月20日に、教員個人ごとの授業評価結果の公開を前提に、これまで授業評価に関わってきた教員たちと教育充実委員長との懇談会を実施し、様々な意見を取りまとめた。2011年2月23日開催の教育充実委員会で、教員個人ごとの授業評価を原則公開とすることが決定された。その上で、今後、授業改善へのフィードバックや利活用が十分できるよう、アンケートの内容や実施方法などを再検討していくことが確

認められた。なお、すでに授業評価の学部ごとの集計結果については、『商学部報』、『法学部報』、大学ホームページなどで公開されている。

さらに、2011年度は、教員個人に通知された授業評価結果などを参考にしながら、商学部は各分科会（会計コース分科会、外国語分科会など）、法学部は各部会（民法部会、人文・自然部会など）ごとに授業改善などの個別のテーマでFD活動を行っている。

指摘事項 3. 法学部のシラバスは、科目によって相当な精粗が見られ、記載内容の質と量を標準化・均一化するとともに、意義と役割を周知徹底し改善することが望まれる。

【評価後の改善状況】

シラバス記載内容の質・量の標準化・均一化のため、2010年度から統一的な書き方への徹底をはかった。特に、記載内容については、シラバスの意義と役割の周知をはかるとともに、「授業目的」「授業計画」「成績評価方法」「テキスト・参考書」に加えて、「評価基準」「準備学習等」などを明記するよう改善を行った。

指摘事項 4. 両学部をとおして、国際交流委員会の下で、長期・短期にわたる在外研修、国際交流の推進が模索され、さらに、共同研究、学生の交流等も含めて積極的な交流推進が意図されているようであるが、財政的な問題、スタッフの問題などで必ずしも達成されていない。教育・研究の国際交流の活性化の実現に向け、国際交流委員会が実質的に機能するよう改善が望まれる。

【評価後の改善状況】

財政的には経費の無駄を省いたうえで（予算のシーリングの設定。予算の執行の厳格化等）、積極的な国際交流のための費用を捻出している。また、人員面でも組織の合理化（図書館・情報関連部門の外部委託等）をはかったうえで、国際交流のために必要なスタッフを確保している。そうした中で、国際交流委員会を中心に積極的な交流推進がなされている。

具体的には、まず、韓国の京畿大学との交流を始め、毎年交換学生の受入れを行っている。また、中国の長春工業大学との交流も始め、交換留学生を本学大学院に受入れている。さらに、中国の大連外国語学院継続学院から本学学部への学生の受入れなども行っている。今後は、アメリカのメンフィス大学との交換留学制度についても検討を進めていく予定である。こうした国際交流の推進のため、2009年4月には国際交流センターを立ち上げ、専任の課長の他、中国の大学から専任の職員を受入れるなどし、一般の留学生や交換留学生への対応等の充実をはかっている。その一例として、センターが主催する留学生に対する日本語の能力向上のための講座や、会計、経営、経済に関する基本的知識の習得を目的とした講座（ジャンプアップ講座）の開設などが挙げられる。

指摘事項 5. 入試問題のチェックや推薦入試における入学者選抜の実施時期・内容等に関しては、高校をはじめ学外関係者との意見交換などがなされているが、学生の受け入れのあり方全般を恒常的かつ系統的に検証する体制は十分に整備されているとは

言えないので改善が望まれる。

【評価後の改善状況】

学生の受け入れのあり方全般を恒常的かつ系統的に検証するため、各学部から3名の教員及び関連職員を加えた合計7名による入試委員会、各学部から5名の教員及び関連職員を加えた合計13名によるA0委員会が組織化されている。さらに、両委員会合同の会議なども開催されている。2010年度からは、客観的な検証を行うため、日本能率協会と契約し、外部専門家による募集対策全般の見直しなどの作業も行っている。また、2011年度からは、入試委員の増員を行い、体制の強化をはかった。

そうした中での本学の取り組みの一例として、「大学生活を充実させるためのウォーミングアップ・セミナー」が挙げられる。このセミナーは、学生一人ひとりが自分自身を理解し、今後の大学生活や社会生活に不可欠となるコミュニケーション能力を高め、自分の人生や進路を開拓する力を磨くことを目的として2011年度入学予定者（A0入試・推薦入試）を対象に、2011年3月に実施された。内容は、本学教員による講演会及び少人数ゼミなどで、終了後には、入試委員会、A0委員会、教務委員会のメンバーなどが集まって、「振り返り会」を開催し、セミナーの成果について検証を行った。また、これに先立ち、2010年11月には、A0入試による入学予定者を対象に外部専門家による「自己発見セミナー」が行われている。

指摘事項6. 商学部の入学定員に対する入学者数比率（過去5年平均）が1.25と高いので、改善が望まれる。

【評価後の改善状況】

入学者数比率については、2011年度入学者において、以下のように改善されている。

商学部 入学定員 420名 入学者 485名（比率 1.15倍）

法学部 入学定員 300名 入学者 317名（比率 1.06倍）

また、商学部の入学者数比率（過去5年平均）は、1.25倍から1.22倍に改善されている。

指摘事項7. 学生の就職指導では就職課が担当し、就職ガイダンスなど組織的に取り組んできているが、人員不足もありキャリア・アドバイザーが配置されておらず、企業インターンシップの参加者も少ない。就職活動戦略の組み立てなどの点で必ずしも十分とは言えない状況であり、改善が望まれる。

【評価後の改善状況】

就職支援を充実させるため、初年次からのキャリア支援事業の強化を行った。内容は、1.2年生を対象とした自己発見セミナーの実施、1年次必修ゼミにおける就職セミナー・成長度調査の実施、キャリア支援のための学生情報システムの構築などである。このキャリア支援事業は、文部科学省の2009年度「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラムに採択された。また、2010年度からは商学部教員によるキャリア・アドバイザー制度が始まった。内容は、学部教員の協力に基づいて公務員試験、資格、検定試験、業界別の就職、大学院進学などに関する指導・相談窓口をオフィス・アワー等において開設するものである。さらに、2011年度からは、法学部教

員及び職員も含めた全学的な取組みとして実施している。

さらに、2010 年末からは、「公務員 100 人構想実現運営委員会」を設置し、公務員を目指す学生たちを全学的に支援する体制の構築も始まっている。

指摘事項 8. 2006 年 4 月に開設された大学院商学研究科の学生に対する経済援助の方策を早急に検討する必要がある。

【評価後の改善状況】

大学院の学生に対しては、日本学生支援機構などからの奨学金の他、本学独自の方策として、2007 年度から大学院生を採用する TA（ティーチング・アシスタント）制度による経済的支援を行っている。また、2011 年度には、学友会からの資金を基に支給や貸与の奨学金を設置した。さらに、従来からの懸案であった、本学独自の奨学金制度の適用範囲を大学院生まで広げることについても、実施を前提に学生委員会で審議が開始されている。

指摘事項 9. ハラスメント防止関連については、2005 年 4 月に人権委員会が開設されたばかりであり、小冊子などを作成・配付しているのみである。今後、積極的に活動することが望まれる。

【評価後の改善状況】

学生等に配付する「キャンパスガイド」などにより広報活動を強化する一方、2011 年 9 月 14 日には、セクシャル・ハラスメントに関する教職員を対象とした研修会も予定されている。こうした、一連の取組みを行い、人権委員会を中心にハラスメント防止のための積極的な活動に努めている。

さらに、学生が相談しやすい窓口として、「学生相談室」の中に、専任の女性カウンセラーを配置し、対応にあたっている。

指摘事項 10. 提出された資料によると、過去 5 年間に著書・論文等がなく、研究活動が不活発な教員がいる。研究活動の活性化に向け、大学全体として組織的に取り組むことが望まれる。

【評価後の改善状況】

本学では、学部や大学院の教員の研究活動を促進するため、毎年、学内における研究発表会を開催している。また、学内公募や教授会への働きかけにより、社会システム研究所が計画するプロジェクト研究への学部教員の積極的な参加を呼び掛けている。その成果として、現在、モンゴル政府及び関係機関との共同によるプロジェクト研究「モンゴルにおける環境と企業行動—日本との交流、協力の諸条件—」が立ち上げられている。さらに、本学教員と国内外の研究機関の研究者たちとの共同による「利根川流域の再生」「自治体ガバナンスの検証（二元代表制と議会）」「東アジアにおける諸問題の現状と課題」、我孫子市商工観光課や我孫子市商工会と連携した「我孫子市の地域活性化計画の展望に関する研究」などのプロジェクトを立ち上げ、研究活動を行っている。

この他、本学研究所を事務局とし、我孫子市との連携による「手賀沼学会」の

活動により、地域への貢献をメインとした研究も推進されている。

また、「日中企業管理シンポジウム及び経営行動研究学会」「和漢比較文学会」「日本消費経済学会」など本学における学会開催を推進し、研究環境を整えるための組織的な取組みを積極的に行っている。

指摘事項 11. 法学部、社会システム研究所においては、科学研究費補助金、政府等からの研究助成金、民間からの研究助成金、受託研究費、共同研究費等々の獲得が、2003年度以来ゼロの状態が続いている。今後、外部資金獲得に向けての取組みを強化することが望まれる。

【評価後の改善状況】

2009年度に個人研究費に関する規程の見直しを行い、科研費を申請した教員に対し個人研究費の増額申請を認めるなどの措置を行った。こうした奨励措置の結果、科研費の採択状況は、2008年度1件52万円、2009年度3件350万円、2010年度6件613万円と順調な伸びを示している。

指摘事項 12. 施設のバリアフリー化が不十分であり、改善に向けた中・長期計画の策定はあるようだが、早急に実施することが望まれる。

【評価後の改善状況】

大学内の施設のバリアフリー化については、優先順位を決めたうえで、計画的な予算措置をはかりながら順次、改善を進めている。

具体的には、それまで階段のみであった体育館の入口にスロープを設置し、駐車場に身障者用の駐車スペースを4台分、新たに設けるなどの改善を行った。

指摘事項 13. 『点検・評価報告書』で金融資産に関する詳細な比較分析がされているが、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が急激に悪化し、2006年度には192.1%に達している。この間の設備投資も予定のことであったはずであり、すみやかに主要財務比率（消費支出比率、自己資金構成比率、流動比率）の改善に向けた取組みが必要である。

【評価後の改善状況】

2008年12月に、今後の法人財政の安定化に向けて、財務担当常務理事などをメンバーとした「財政安定化協議会」を設置した。また、その下部組織として「修学支援の構築・支出の軽減」「貸与奨学金制度の充実」「財務の一元化・募金の恒常化」などの作業部会を設け、具体的なプランの作成を行っている。

本学においては、ここ数年、総合収支差額が総資産の10%未満という状態が続いたため、施設設備計画は必要最小限度に抑制してきた。さらに、学生生徒等納付金比率が高いことから、財政安定化のためには、安定的な志願者確保が必要との認識に立ち、外部専門家への委託も含めた大幅な募集対策の見直しや、教職員による高校訪問の強化など有効な施策を講じ、定員確保を維持している。

その結果、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合については早急な改善が見られないものの、主要財務比率（消費支出比率、自己資金構成比率、流動比率）

については改善が見られる。今後は、累積の消費支出超過額が減少し、安定的な内部留保がはかれるよう消費収支の改善を図っていく。

2012年3月9日付通知、大学基準協会からの「改善報告書」の検討結果については、以下のとおりである。

(1) 概評

2007年度の本協会による大学評価に際し、問題点の指摘に関する提言として13点の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、これらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。

ただし、教育内容・方法については、商学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限が、再履修を含め1年次で55単位、2～4年次で56単位と依然高い。また、法学部においても、2年次で58単位、3年次で57単位、4年次で59単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、一層の改善が望まれる。

(2) 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

②点検・評価

・基準10の充足状況

本学では、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、組織運営と教育研究活動等に関わる情報をホームページにおいて公表している。その内容は、建学の精神・教育理念、大学院及び学部の内容、入学者及び在学者数、就職状況、財務情報等である。

また、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」に基づき、教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を実施している。自己点検・評価実施委員会は、各学部長の他、図書館長、研究所長または生涯学習センター長、各学部・研究科選出の教員、大学事務局長、部課長会選出の職員によって構成されており、委員全員で行う委員会の他に、5つの部会を設け担当ごとの自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価報告書」を発行し、教職員等や外部機関に配付すると同時に大学ホームページに公開している。

本学では、自己点検・評価実施委員会の各期終了時に、点検・評価の結果を報告書に纏め、配付すると同時に、委員長名で「改善要望事項」を学長宛に提出している。これを受け、学長から教育充実委員会、教務委員会等の全学委員会に諮問を行い、改善のための具体的提案を求めている。その提案に基づき、これまで研究活動を活性化させるための学内研究発表会の開催や、アカデミック・アドバイザー制度の導入、授業アンケートの結果の公開などが実施されている。

以上の点から本学では、基準10をおおむね充足している。

・効果が上がっている事項

従来、学長企画部、総務部が所管してきた自己点検・評価実施委員会及び大学評価・

認証評価に関する事項を2011年4月から「大学評価・研究支援室」が新設され、行うことになった。これにより、従来以上に自己点検・評価の重要性が認識されることになり、充実が図られた。

具体的な取り組みについては、まず自己点検・評価実施委員長名による「改善要望事項」を受けて、学長から全学委員会に諮問が行われ、改善のための具体的提案が求められる。答申があがると、学部長会議に図られ、教授会等の承認を経た後、実施される。こうした取り組みにより、自己点検・評価の結果を教育研究等の改善・改革に結びつけるシステムは有効に機能している（資料10-5）。

「改善報告書」以降の改善状況としては、商学部において、授業アンケート結果の個々の教員の公表に踏み切ったこと（資料10-6）、ハラスメントについて、法人全体の規程が整備され、委員会が設置されたことなどが挙げられる（資料10-7）。

・改善すべき事項

自己点検・評価実施委員会のみならず、教職員一人ひとりが自己点検・評価の重要性を認識し、学生、保護者及び社会に対する責務を果たすと同時に、積極的に自ら不断の改善を行っていく、という意識・自覚を深める。

③将来に向けた発展方策

・効果が上がっている事項

今後、自己点検・評価の結果を教育研究等の改善・改革に結びつけるシステムを、さらに強化し、大学のPDCAサイクルを確立させる。

・改善すべき事項

自己点検・評価に関する研修などの機会を設け、啓発を行っていく。

④根拠資料

- 10-1 「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」
- 10-2 自己点検・評価報告書（第5巻）（既出 資料1-6）
- 10-3 中央学院大学ホームページ 情報の公表
URL:<http://www.cgu.ac.jp/info/tabid/81/Default.aspx>
- 10-4 「中央学院大学教員倫理綱領」（既出 資料6-12）
- 10-5 自己点検・評価報告書（第五巻）に基づく改善要望事項について
- 10-6 授業評価アンケート結果公表について
- 10-7 「学校法人中央学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」（既出 資料6-18）

終章

本学の教育課程の特色は、実社会で役立つ知識や能力を基礎から身につけるため、きめ細かな指導を行うことにある。その理念は、新入生に対して行われるプライムセミナーでの個別の履修指導に始まり、教務課の対面式の履修登録など、時間や労力を要するが、学生にとって、きめ細かで、わかりやすい指導となって具現化されている。また、プライムセミナー中に行われる教員や先輩・同級生との語らいや「自己発見レポート」などは、その後の学生生活を実りあるものにしていく上で、きわめて直接的な効果を生み出している。

入学後の授業においては、商学部の「ビジネス実践講座／マネジメント・ゲームⅠ・Ⅱ」や法学部の「総合講座（地方自治）」など、実践的かつ興味深い内容が組み込まれている。「ビジネス実践講座／マネジメント・ゲームⅠ・Ⅱ」では、ボードゲームであるマネジメント・ゲーム（流通版）を用い、小売業の日常業務と収益構造を学び、流通企業の経営を理解することができる。また、「総合講座（地方自治）」では、担当する福嶋教授（前我孫子市長・前消費者庁長官）の実社会での豊富な経験を基に、民主主義の本質を学ぶとともに、生活者である市民から出発する社会づくりの視点を身につけることができるようになっている。さらに同講座では、福嶋教授による講義に加え、市や国の職員、NPOの責任者などを招き、対話形式で授業を進める試みなども行われている。

本学では、語学教育推進のため、ネイティブ・スピーカーによる授業を多く取り入れている他、アメリカやニュージーランドでのホームステイを含む「外国文化研究」や、シンガポール、マレーシア、ベトナム、フランスなどでの実地研修を含む「海外研修特別講座」などが設けられている。また、台湾、韓国の大学との交換留学制度なども行われている他、アメリカ・メンフィス大学との交換留学制度の検討も進められている。さらに、情報教育推進のため、商学部で「情報リテラシー」及び「情報処理論」、法学部で「情報処理Ⅰ」が、それぞれ必修科目となっている。情報教育を推進するための施設面においては、CALL 教室やパソコン教室、自習用のスタディールームなどが完備されている他、2012年度に、学内LANの更新とともに無線の大幅な拡張工事も行われている。

また、課外講座としては、2012年度から法学部において、公務員として必要な法律の基礎知識を身につけるための授業などが開設されている。

こうした実用的な教育とともに、本学では建学の精神に則り、人間としての総合力を培うための教育も行っている。商学部 1 年次の必修科目「プロゼミナール」では、大学生としての自覚やマナー、大学での学び方、討論の仕方などを学ぶ他、様々な教養書を含む有益な図書についての教員による推薦などが行われている。また、法学部 1 年次の必修科目である「基礎演習Ⅰ」では、意欲を高める、学びの理解、学びと社会、自己理解、目標立案といった章立てにより、社会や自己についての理解を深めるための授業が行われている。

人間教育を行う上では、選択科目における講座の内容なども重要であるが、本学においては、「現代社会論」「自然科学概論」「心理学」「数学」「スポーツ健康科学論」「地球環境論」「哲学」「倫理学」「平和学」「ボランティア・アクティビティ」「生物学」「物理

学」「歴史学」など幅広い科目が開設されている。

本学の学生は、偏差値教育という一面的な価値観の中では必ずしも高い評価を受けてはいない。しかし、本学の卒業生の中には入学後の努力によって自らの可能性を広げ、国会議員、著名な企業の経営者、弁護士、公認会計士など社会の第一線で活躍している者も少なくない。また、本学の学生は、その人間的素養、特に素直で真面目な性格が好まれ、多くの企業から採用されてきた実績がある。これは、とびぬけて偏差値の高い学生を求めるのではなく、むしろ磨き上げることによって、ますます光彩を放つような原石を求める本学の入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的が合致し、一定の成果を上げた結果と自負される。その成果は、就職状況だけではなく、本学の知名度を高めた駅伝競技などにおいても散見される。本学は箱根駅伝に 11 年連続 14 回目の出場を果たしているが、法学部教授でもある駅伝部監督は、外国から優れた選手を招くことをせず、国内の原石のような高校生を入学させ、厳しいトレーニングとともに勉学も含めた厳格な人間教育の中で選手を成長させることを信条としてきた。本学の駅伝部の選手たちは、高校時代、決して華やかな経歴に包まれた選手たちではない。にもかかわらず、お互いを支え合う、そのチーム力によって、2008 年の総合 3 位を始めとして輝かしい成績を残してきたのである。

ここまで大学として、地道に取り組んできた教育の成果、達成状況などを述べてきたが、一方、これから優先的に取り組むべき課題としては、以下のようなものがある。

まず、2012 年度に生じた入学定員割れ問題が挙げられる。幸い、大学全体の取り組み、関係部署などの必死の努力により 2013 年度は定員を上まわることができた。とはいえ、依然として予断を許さない状況にあり、引き続き全学一丸となった取組みが必要である。

2 つめの課題としては、2011 年度 244 名（在学生比 7.1%）、2012 年度 206 名（在学生比 6.5%）と毎年 200 名を超える退学者・除籍者数である。IC カードの導入による出席管理の強化、アカデミック・アドバイザー、ゼミの担任などによる指導、学生サポートセンターによる相談・助言などによる努力を続けているものの、経済的な理由なども含めた退学者・除籍者数を減らせない状況が続いている。

3 つめの課題としては、FD 活動、自己点検・評価活動における教員の意識の向上である。FD 活動においては学長主催の様々なプログラム、一部の教員による模擬授業などが行われてはいるものの、所管の委員会を始めとして教員の活動が消極的であり、FD への参加者が少ないなど課題が多い。また、自己点検・評価活動においても、第三者評価などに対する義務的な意識が強く、自ら教育・研究の質を変えていくという自覚においては不十分と言える。

4 つめの課題としては、従来から指摘のあった研究活動の活性化である。若手の教員による科研費の獲得の他、私学事業団の学術研究資金を獲得する教員などもでてきてはいるものの、教員の研究業績一覧において、過去 5 年間の論文数が少ない教員がいることも否めない。

5 つめの課題としては、学生納付金収入の減少とも関わるが、財政状況悪化の改善である。帰属収入の増加に向けて方策を練ることも重要であるが、一方、経費の削減に向け

ては、全学共有の意識と危機感を持って取り組んでいくことが求められている。

本学においては、施設面における整備は、ある程度整っている。とはいえ、今後の施設の老朽化に向けての減価償却引当特定資産を含む内部留保の充実、財政基盤の安定のためにも重要である。このため、2012年4月に発足した第二次財政安定化協議会の財政改善部会において、支出削減の具体策、収入確保の対策、中・長期計画の策定などについて議論を行った。その答申（2012年7月）に基づき、今後、具体案を検討していく。また、「給与・人事制度部会」「人事考課制度部会」「募金部会」などにおいても議論を行っていく。

FDについては、2012年7月に就任した商学部長が、授業アンケートの公開について積極的に取り組んだ結果、教員個人レベルでの公開が実現されることになった。また、2012年4月に就任した法学部長の発案により、FDに特化した大学間連携組織「FDネットワークつばさ」への加入について検討が行われることになった。今後は、FD活動の充実について、さらに議論を重ねていく。

2012年度の定員割れに関しては、2013年度に回復したとはいえ、今後は、従来以上の危機感を持って教育・研究内容の充実、定員確保に努めなければならない。そのためには、現在の日本の私立大学が直面している、かつてない厳しい少子化と競合化を生き抜くための、魅力ある大学づくりをしていくことが必須である。本学の場合、2013年度に法学部が大幅なカリキュラム改革を行った。2014年度以降には商学部も大幅なカリキュラム改革を行う予定となっている。さらに、大学創立50周年（2016年）に向けては、学長によるラフスケッチとして新学部の設立などにも触れられている。とはいえ、本学が何よりも自覚すべきことは、大学本来の深い社会的使命を考えた上で、本学が建学以来、培ってきた特色や長所を生かしながら地道に努力を重ねていくことと言える。

そうした改善・改革を進めるために、今後は自己点検・評価実施委員会の機能をさらに強化するとともに、様々な問題点の改善に向けて全学的な取り組みが図れるよう組織を改革し、意識を高めていく。

平成 23 年度～26 年度実施 自己点検・評価報告書

発行日 2014（平成 26 年）10 月 1 日
発行 中央学院大学
〒270—1196 千葉県我孫子市久寺家 451
TEL 04（7183）6522
編集 第六期自己点検・評価実施委員会
印刷 東京平版株式会社
〒162—0833 東京都新宿区篁筒町 8
TEL 03（3260）1226